

# **長野市障害者基本計画**

(平成23年度～平成32年度)

**中間見直し（答申案）**

**平成28年1月**

**長　野　市**

## 目 次

<b>第1編 総論</b> .....	<b>1</b>
<b>第1章 計画策定に当たって</b> .....	2
<b>第2章 計画の概要</b> .....	8
<b>第2編 障害のある人の状況</b> .....	<b>15</b>
<b>第1章 人口構造</b> .....	16
<b>第2章 長野市の障害のある人の状況</b> .....	17
<b>第3編 各論</b> .....	<b>23</b>
<b>第1章 権利・理解の促進～ともに生きる心を育むために～</b> .....	25
<b>第1節 障害のある人の権利を守る</b> .....	26
<b>第2節 障害を理解する</b> .....	30
<b>第2章 相談・福祉サービスの充実～地域で自立するために～</b> .....	35
<b>第1節 相談支援体制の促進</b> .....	36
1 障害者ケアマネジメントの充実 .....	36
2 身近に相談できる体制作り .....	38
<b>第2節 福祉サービスの充実</b> .....	43
1 福祉サービスの質の向上.....	43
2 福祉施設の充実 .....	45
<b>第3章 くらしの充実～安心して生活するために～</b> .....	51
<b>第1節 生活基盤の整備</b> .....	52
1 住まいの充実.....	52
2 健康づくりの充実 .....	54
3 所得の保障 .....	57
4 生活の移動手段の確保 .....	60
<b>第2節 社会参加のために</b> .....	63
1 余暇活動の充実 .....	63
<b>第4章 教育、育成の充実～生きる力を育てるために～</b> .....	65
<b>第1節 母子保健事業・早期療育体制の充実</b> .....	66
1 充実 .....	66
2 連携 .....	69
<b>第2節 福祉サービスの充実</b> .....	72
1 充実 .....	72
2 連携（情報交換及び提供） .....	75
<b>第3節 教育的支援の充実</b> .....	77
<b>第5章 就労・日中活動の充実～積極的に活動するために～</b> .....	83
<b>第1節 雇用機会の拡大に向けて</b> .....	84

1 相談から就労への支援 .....	84
2 企業へのアプローチ .....	86
<b>第2節 日中活動の充実.....</b>	<b>89</b>
1 日中活動 .....	89
<b>第3節 工賃アップ.....</b>	<b>94</b>
<b>第4節 優先調達の推進.....</b>	<b>96</b>
<b>第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるために～ .....</b>	<b>99</b>
<b>第1節 ユニバーサルデザインの推進.....</b>	<b>100</b>
1 ユニバーサルデザインを実現する公共施設の計画 .....	100
2 防犯・防災・災害 .....	108
<b>第2節 地域生活の推進.....</b>	<b>111</b>
<b>第3節 コミュニケーション支援の充実.....</b>	<b>113</b>
<b>付属資料 .....</b>	<b>116</b>
1 策定体制図 .....	117
2 長野市障害ふくしネット（協議会）との連携『概念図』 .....	118
3 長野市障害者基本計画 .....	119
4 長野市障害福祉のためのアンケート結果の概要 .....	120
5 今後の検討事項 .....	121
6 長野市障害者基本計画用語集 .....	125
7 援護対策・障害者福祉サービスの利用状況 .....	129
8 障害者に関するマークについて .....	133



# 第1編 總論

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の背景

「障害者施策」は、乳幼児から高齢者に至るまで幅広い年齢層を対象とし、しかもそれぞれの障害の内容や置かれた状況も多様であるため、障害者施策に対するニーズも多様化しています。

また、障害のある人やその家族の意識は、確実に変わってきており、「より自分らしく生きたい」といった意識が高まり、特に生活の質（QOL）の向上に強い関心が寄せられています。同時に障害のある人の高齢化や障害の重度化・重複化の傾向が進むとともに、介護者の高齢化も顕著となり、親亡き後の生活不安も強くあります。このような社会の状況を踏まえ・・・・

国では・・・・平成15年に「支援費制度」が施行

⇒個人の尊厳を尊重し、自分らしい自立した生活を送ることができるよう社会で支え合う新たな枠組みを構築

・・・・平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行

⇒「身体・知的・精神3つの障害福祉サービスの一元化」「地域福祉を実現」「費用を皆で負担し、支えあう仕組みの強化」

## 2 計画策定の趣旨

長野市では、少子・高齢社会、情報化社会の進展、介護保険制度の開始等、障害のある人を取り巻く社会環境が大きく変わる中で、障害者施策を長期的展望に立って総合的かつ計画的に進めていくことが求められ、平成13年度から平成22年度までの「第三次長野市障害者行動計画」を策定し、諸施策を総合的、計画的に進めてきました。この間、支援費制度の導入、障害者基本法の改正、発達障害者支援法、障害者自立支援法及びバリアフリー新法の施行、国連での障害者権利条約の採択や地域生活への移行促進など、障害のある人や障害者福祉を取り巻く状況は、ますます大きな変革を遂げています。そのため、このような変化に的確に対応して障害者施策を推進するため、長野市障害福祉推進のためのアンケート調査を実施するとともに、計画策定（推進）部会、庁内策定（推進）会議、各障害者団体、障害者施設等へのヒアリング調査を行い、様々な立場の市民の皆さんからの意見を参考にして、本計画を策定するものです。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として長野市における障害者施策の基本的な計画となるものです。

また計画は、国の「障害者基本計画」や「重点施策実施5ヵ年計画」、長野県の「障害者プラン後期計画」等の内容を十分に踏まえながら「第四次長野市総合計画」の具体的な部門別計画として位置づけ「長野市地域福祉計画」をはじめ各分野の関連計画と整合・調整を図りながら策定するものです。

なお、障害福祉サービス及び地域支援事業のサービス見込み量、並びに円滑な実施(新体系への移行)については、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として平成27年度に策定した「第四期長野市障害福祉計画」において明らかにしています。

## ● 障害者施策に関する制度の改正 ●

- 平成23年度から平成32年度までを計画期間とする「長野市障害者基本計画」は、平成27年度を中心見直しの時期とし、それまでに行われた障害者基本法の改正等の制度改正を平成28年度以降の5年間の計画に新たに組み込みます。  
主な制度改正の内容は以下のとおりです。

### ① 国連による障害者権利条約採択

平成18年12月、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める障害者権利条約が、国連総会において採択されました。

### ② 障害者自立支援法の改正・児童福祉法の改正

平成22年10月までに、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため関係法律が整備されました。

このことにより、平成24年4月に施行された改正障害者自立支援法では、中心となる総合的な相談支援センターの設置、高額障害福祉サービス費について、補装具費と合算するなどの利用者負担の見直しが行われました。

また、平成24年4月に施行された改正児童福祉法には、障害児施設（通所・入所）の一元化、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設、18歳以上の障害児施設入所者についての障害者施策対応などの改正点がありました。

更に、小児慢性特定疾病対策の充実を図るため、児童福祉法の一部が改正され、平成27年1月から新制度が施行されました。従来の医療型児童発達支援に係る「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改正して区別します。（内容に変更はありません）

### ③ 障害者虐待防止法の制定

平成23年6月、虐待を受けた障害者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）」が成立し、平成24年10月から施行されています。

障害者虐待防止法では、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すなどとしています。

### ④ 障害者基本法の改正

平成23年7月、障害者基本法の一部を改正する法律が成立し、同年8月に施行されました。改正された障害者基本法のうち、長野市では特に以下の内容について計画に重要であると考えています。

#### 1 「目的規定の見直し」（第1条関係）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する

#### 2 「障害者の定義の見直し」（第2条関係）

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物（利用しにくい建物や設備

など)・制度(障害を理由に法律等で制限されること)・慣行(習慣や文化など)・観念(障害のある人に対する偏見・誤解・差別など)・その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

### 3 「地域社会における共生等」(第3条関係)

全ての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について、選択の機会の拡大が図られること

### 4 「差別の禁止」(第4条関係)

障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。また、社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない

## ⑤ 障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正

平成24年6月に、これまでの「障害者自立支援法」が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)」となり、平成25年4月に施行されました。

のことにより、「自立」の代わりに「基本的人権を享受する個人としての尊厳」が明記されるとともに、「地域生活支援事業による支援」が「障害福祉サービスに係る給付」に加えられ、それらの支援を総合的に行うことになりました。

さらに、基本理念が創設され、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるもの」であること、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」すること、「障害者及び障害児が可能な限り身近な場所で支援を受けられる」こと、「社会参加の機会の確保」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」こと、「社会的障壁の除去」などが掲げされました。

## ⑥ 障害者優先調達推進法の制定

平成24年6月、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定める「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「障害者優先調達推進法」という。)」が成立し、平成25年4月に施行されました。この法律により、国や地方公共団体などに障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する義務が課されています。

## ⑦ 障害者差別解消法の制定

平成25年6月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」が制定され、一部施行されました。法律全体の施行は、平成28年4月に施行となりました。この法律は、差別を解消するための措置を具体化するとともに、差別を解消するための支援に関する措置も明示し、障害を理由とした差別の解消を目指しています。

## ⑧ 障害者雇用促進法の改正

平成25年6月に、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率に加える等の措置を講ずることを盛り込み、「障害者の雇用の促進

等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」が改正され、平成28年4月に施行されました。

### ⑨ 学校教育法施行令の改正

平成25年8月、中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を踏まえて、学校教育法施行令の一部改正が行われ、同年9月から施行されました。この報告に基づき、障害の状態のみならず、教育上必要な支援の内容や地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意向等を踏まえた総合的な判断によって就学先を決定する仕組みが定められています。これをもって、市教育委員会、地方公共団体等は、関係機関と連携した早期からの一貫した支援体制づくりに努めます。

### ⑩ 第三次障害者基本計画の策定

平成25年9月、国では、障害者基本法に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本計画を定めており、平成25年度から平成29年度までの概ね5年間に講すべき障害者施策の基本的方向について定めた第三次障害者基本計画が策定されました。障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等を踏まえ、「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」の3つの施策分野が新設されています。

### ⑪ 障害者権利条約の批准

平成25年6月の障害者差別解消法の成立をもって、ひととおりの国内法整備の充実がなされたことから、同年12月国会において全会一致で障害者権利条約の締結が承認されました。平成26年1月に批准書を寄託し、日本は140番目の締約国になりました。

- 長野市障害者基本計画が策定された平成23年度までに施行された法律を以下に記載します。現在も、施策や事業、そして障害のある方々の生活に大きく関わる法律です。

### 発達障害者支援法の施行

発達障害は、症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることから、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害児への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図ることを目的に、平成17年4月に発達障害者支援法が施行されました。

### バリアフリー新法の施行（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が廃止され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」として一本化され、平成18年12月から施行されています。

## ● 中間見直しで計画に追加された主な新規・修正事項 ●

### 1 制度改正に伴う事業内容等の修正を行いました

平成23年度以降に実施された法改正や新たに施行された制度等をもとに計画書を見直し、現状の事業内容や本編の一部修正を行いました。

(例) 障害者自立支援法→障害者総合支援法

### 2 第3編各論の各事業に、指標設定事業を設けました

第3編各論にある、各章及び節で実施されている事業に、新たに指標設定事業を設けて、今後の進捗を評価・点検するための目安となる指標を設定しました。

○第3編各論の事業のうち、評価・点検の目安となる指標として、現状値(H26)、目標値(H32)を記載しています

○評価(進捗確認)方法

(例) (実績値 - 現状値) ÷ (目標値 - 現状値) × 100 = 達成度 (%)

事業を担当する担当課と、市と連携して事業を推進する法定協議会「長野市障害ふくしネット」の担当部会です。※詳しくはP118をご参照ください。

区分 事業名	担当課	
事業の内容や課題、方針について説明しています。	障害ふくしネット	
指標	平成26年度現状値	平成32年度目標値



事業の進捗を評価・点検するための視点です。



平成26年度の一年間の指標の実績値を基準にします。



基準値をもとに5年後までに目標達成を目指す値です。

### 3 第3編各論の各事業の「区分」に“拡充”“縮小”“廃止”“廃止予定”を追加しました

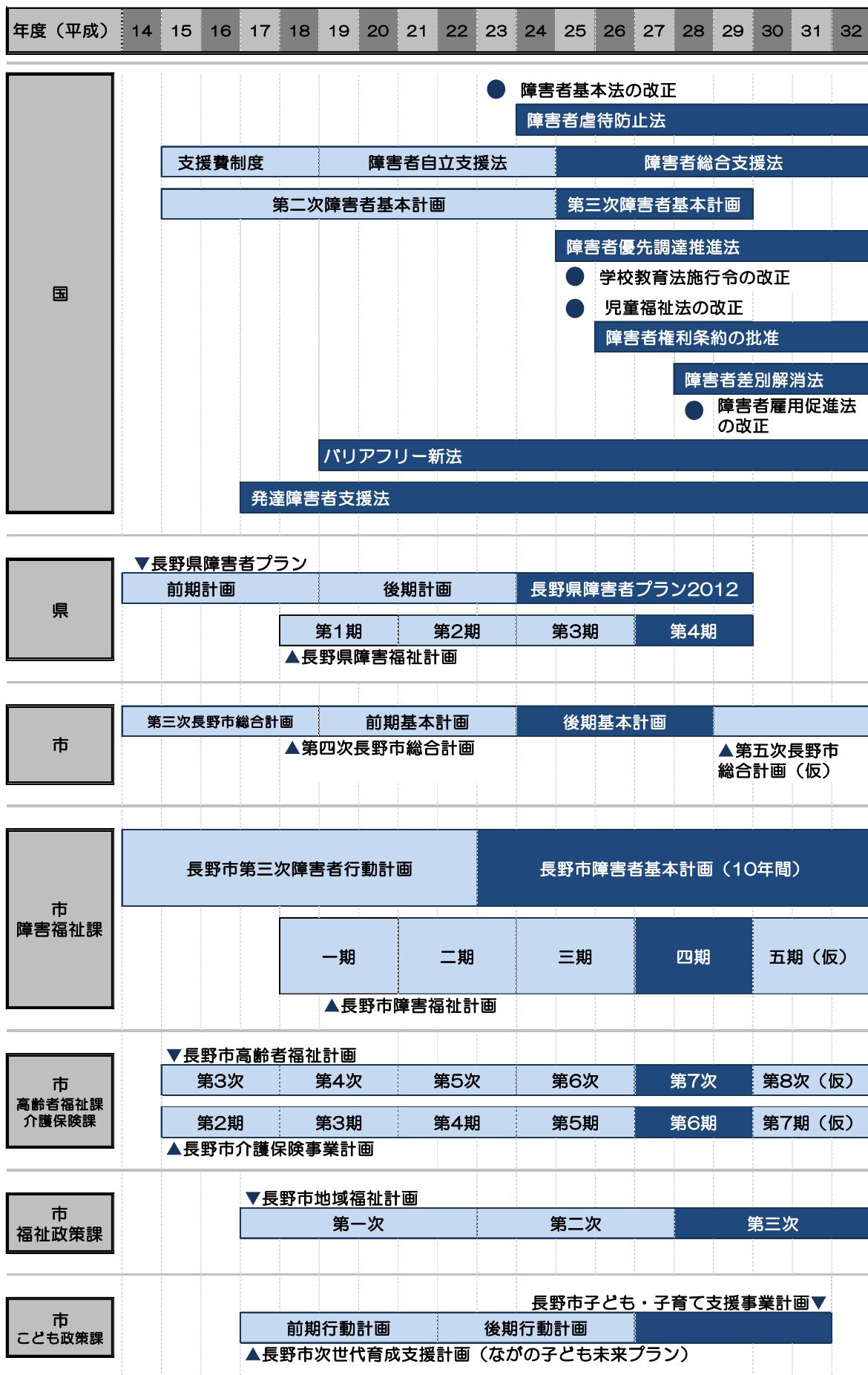
第3編各論にある、各章及び節で実施されている事業の「区分」に、これまでの“新規”“継続”に、“拡充”“縮小”“廃止”“廃止予定”的区分を追加して、事業の方向性を具体的に示しています。

区分	今後の事業の方向性	該当事業数
拡充	今後、事業の拡大を図っていきます	8
継続	継続して事業を実施していきます	183
縮小	事業を縮小していきます	7
廃止予定	現在は行っていますが、今後廃止する予定です	1
廃止	事業を廃止しています	5
新規	新たに実施する又は実施を予定する事業です	23

### 4 新しい事業を追加しました

長野市障害者基本計画の中間見直しで行われた障害当事者・事業所・団体・一般市民を対象にしたアンケート調査やヒアリング調査の結果と、庁内各課からの提案を基に、新たに実施する又は実施を予定する事業を23追加しました。

## ● 障害者福祉関連計画の動き ●



## 第2章 計画の概要

### 1 基本理念

ひとりひとりの個性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心し笑顔で輝きながら、元気に暮らしていけるまちづくりを目指す。

### 2 計画の期間

平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とします。なお、平成27年度を中心見直しの時期とし、法改正等の変更点を踏まえて平成28年度から平成32年度までの5年間の計画を実施していきます。

### 3 基本的視点

計画の基本理念を実現するために、次の基本的視点に立ち、施策の充実を図ります。

#### 基本的視点1

#### ひとりひとりの尊重

地域生活において「障害のある人」という区分は存在せず、その人の置かれている状況や要望に応じて、必要とされているサービスは様々です。必要とする人にできる限り適切な支援が届くよう、ひとりひとりの状況やその家族の状況の的確な把握に基づいた施策展開を図ります。

#### 基本的視点2

#### 地域生活移行の推進

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、地域生活支援事業の充実した展開を図るとともに、保健・医療や教育等とも連携した各種施策を推進し、地域生活移行の促進に努めます。

#### 基本的視点3

#### 地域で支えあう福祉の推進

地域における福祉の推進には、当事者や事業者、行政のみならず、ボランティア等、様々な団体や組織、そして市民の参画が不可欠です。地域で活動する様々な団体や組織、ひとりひとりの住民と協働した施策展開に取り組みます。

## 4 基本目標

すべての人が自分らしく暮らしていけるまちづくりを目指して、次の6つを基本目標とします。

### ① 権利・理解の促進～ともに生きる心を育むために～

すべての人が住みよい社会にするために、障害者理解の促進、権利擁護の推進及び成年後見制度の利用促進を図ります。

### ② 相談・福祉サービスの充実～地域で自立するために～

相談支援体制の強化及び充実、障害福祉サービスの充実を図ります。

### ③ くらしの充実～安心して生活するために～

障害のある人が安心して暮らしていける生活基盤の整備と生活の質が向上する社会参加の促進を図ります。

### ④ 教育・育成の充実～生きる力を育てるために～

ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築、早期発見、早期療育による障害の軽減、教育的支援の充実を図ります。

### ⑤ 就労・日中活動の充実～積極的に活動するために～

障害のある人の雇用機会の拡大に向けて、相談・実習体制の充実、雇用の場の開拓を図ります。また、日中活動の充実や工賃アップのため、受託作業の安定化と販路の拡大を図ります。

### ⑥ ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるために～

すべての人が安心して暮らしていけるように移動交通手段の充実、情報のバリアフリーの推進等、ユニバーサルデザインの推進を図ります。

## 5 進捗状況の点検・評価

障害者基本計画は、保健・医療・福祉・雇用・教育、生活環境等幅広い分野にわたるため、長野市社会福祉審議会・障害者福祉専門分科会において、協議していきます。また、市民参画組織「長野市障害ふくしネット」が計画策定（推進）部会として、計画の策定から携わり、毎年度の事業点検・進捗管理を、庁内策定（推進）会議を開催して行います。そして、障害のある人や福祉関係団体、民間事業主等を含めた多くの関係者と連携を図りながら、総合的かつ効率的に計画を推進します。

<b>長野市障害者基本計画 策定（推進）部会</b>	<input type="radio"/> 連携による事業の推進 <input type="radio"/> 計画の進捗状況の確認・評価 <input type="radio"/> 計画の見直し など
<b>長野市障害者基本計画 庁内策定（推進）会議</b>	<input type="radio"/> 計画の進捗状況の確認・評価 <input type="radio"/> 計画の推進に対する意見・要望・提言 など
<b>長野市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会</b>	<input type="radio"/> 計画の進捗状況の確認・評価 <input type="radio"/> 事業所に対する意識啓発など市と連携した取り組み など
<b>市民（当事者）・地域・事業所等</b>	<input type="radio"/> アンケート調査への回答 <input type="radio"/> ヒアリング調査への回答 <input type="radio"/> 家庭・事業所等における主体的な取り組み など

## ● 計画の推進状況の成果指標 ●

成果指標については、アンケート結果から現状値が導き出せる項目を設定しています。以下の成果指標により計画の推進状況を把握し、施策に反映します。

### 基本目標1 権利・理解の促進

成果指標	内容	項目	H22 過去値	H27 現状値 (H22の中間目標値)	H32 目標値
権利擁護・成年後見制度等の市民の認知度	権利擁護・成年後見制度等を知っている市民の割合	権利擁護・成年後見制度	25%	32% (30%以上)	37%以上
		障害者週間 (12/3~12/9)	17%	10% (22%以上)	22%以上
目標値設定の考え方	権利擁護・成年後見制度の周知は H22 と比べて 7% 上昇しているので、今後も 1 年で 1% 上昇を見込み、H32 目標値を 37% 以上に設定しました。 しかし、障害者週間の周知が H22 と比べて 7% 下降しているため、障害者週間事業の充実を図り、中間目標値 22% 以上を引き続き目指します。				

成果指標	内容	H22 過去値	H27 現状値 (H22の中間目標値)	H32 目標値
障害に対する市民の理解度	障害に対する市民の理解があると当事者が感じる割合	39%	30% (44%以上)	44%以上
目標値設定の考え方	H22 と比べて 9% 下降しているため、障害に対する市民の理解の促進を図り、中間目標値 44% 以上を引き続き目指します。			

**基本目標2 相談・福祉サービスの充実**

成果指標	内容	H22 過去値	H27 現状値 (H22 の中間目標値)	H32 目標値
障害のある人に 対する相談体制 の充実度	困ったときの相談体制について 満足している当事者の割合	32%	25% (37%以上)	37%以上
<b>目標値設定の 考え方</b>	H22 と比べて 7% 下降しているため、困ったときの当事者が相談する場合または相談体制の充実を図り、中間目標値 37% 以上を引き続き目指します。			

**基本目標3 くらしの充実**

成果指標	内容	H22 過去値	H27 現状値 (H22 の中間目標値)	H32 目標値
市民と障害のあ る人との関わり	直近の 1 年間に障害のある人と 一緒に活動したことがある市民 の割合	21%	17% (26%以上)	26%以上
<b>目標値設定の 考え方</b>	H22 と比べて 4% 下降しています。今後、ふれあいまつりが開催されないため、 それに代わる市民と障害のある人との交流の場の提供を図りながら、中間目標値 26% 以上を引き続き目指します。			

成果指標	内容	H22 過去値	H27 現状値 (H22 の中間目標値)	H32 目標値
障害者スポーツ や趣味等の余暇 活動への参加頻 度	スポーツ、レクリエーション、 趣味等の活動をしている当事者 (おとな) の割合	42%	47% (50%以上)	50%以上
	当事者 (子ども) の割合		44%	50%以上
<b>目標値設定の 考え方</b>	H22 と比べて 5% 上昇しているため、引き続き余暇活動へ参加している当事者 の割合が半数以上になるよう障害のある人の社会参加の促進を促します。			

**基本目標4 教育・育成の充実**

成果指標	内容	H22 過去値	H27 現状値 (H22 の中間目標 値)	H32 目標値
障害児及び保 護者の学校で の満足度	学校では、能力や障 害の状況にあった支 援がされていると感 じている障害児及び 保護者の割合	大いに満足  ほぼ満足	26% (50%以上)	50%以上
			56%	
<b>目標値設定の 考え方</b>	能力や障害の状況にあった支援がされていると感じている障害児及び保護者の割 合は、H22 と比べて 18% 下降しています。学校等での障害児及び保護者の方々に対 して、能力や障害の状況にあった適切な支援の実施・充実を図り、引き続き H32 目 標値 50% 以上に設定しました。			

**基本目標5 就労・日中活動の充実**

成果指標	内容	障害種別	H22 過去値	H27 現状値 (H22 の中間目標値)	H32 目標値
障害のある人の就労者数の増加度	現在の日中活動状況について、一般の会社で就労している60歳未満の当事者の割合	身体障害者	32%	42% (37%以上)	47%以上
		知的障害者	12%	18% (17%以上)	23%以上
		精神障害者	9%	14% (14%以上)	19%以上
目標値設定の考え方	一般の会社で就労している60歳未満の当事者の割合は、H22と比べて、身体障害者が10%上昇、知的障害者が6%上昇、精神障害者が5%上昇しました。今後も就労者数の増加を目指して、1年で1%以上の上昇を見込み、目標値を設定しました。				

**基本目標6 ユニバーサルデザインのまちづくり**

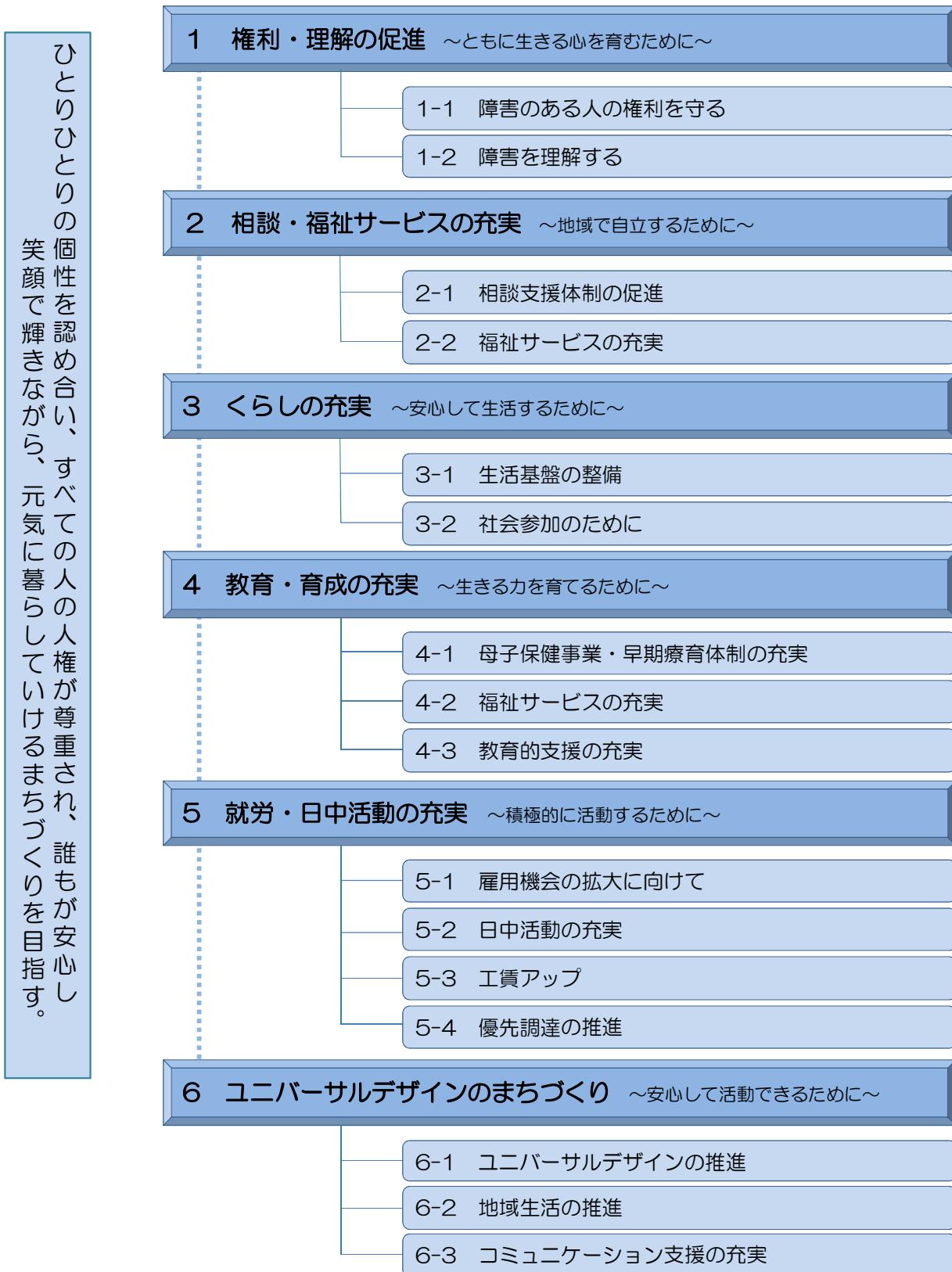
成果指標	内容	項目	H22 過去値	H27 現状値 (H22 の中間目標値)	H32 目標値
ユニバーサルデザイン等の市民認知度	ユニバーサルデザイン等を知っている市民の割合	ユニバーサルデザイン	31%	34% (36%以上)	36%以上
		バリアフリー新法	23%	20% (28%以上)	28%以上
目標値設定の考え方	H22と比べて、ユニバーサルデザインの認知度が3%上昇し、バリアフリー新法の認知度が3%下降しています。今後も「ユニバーサルデザインのまちづくり」の理解の促進を図るため、それぞれの中間目標値を引き続き目指します。				

成果指標	内容	H22 過去値	H27 現状値 (H22 の中間目標値)	H32 目標値
障害のある人のまちづくりに対する満足度	外出時に困ったり、不便に感じている当事者（おとな）の割合	69%	60% (64%以下)	50%以下
	当事者（子どもの保護者）の割合…中間見直しにおいて新設		57%	50%以下
目標値設定の考え方	外出時に当事者が困ったり、不便に感じる割合は、H22と比べて9%低下し、中間目標値に到達しましたが、子どもを持つ保護者については57%とそれぞれ半数以上なので、今後は50%以下を目指します。			

【現状値の出典】「長野市障害者福祉推進のためのアンケート調査結果」

## ● 計画の体系 ●

### 長野市障害者基本計画 「笑顔と元気がいっぱい！幸せながのプラン」





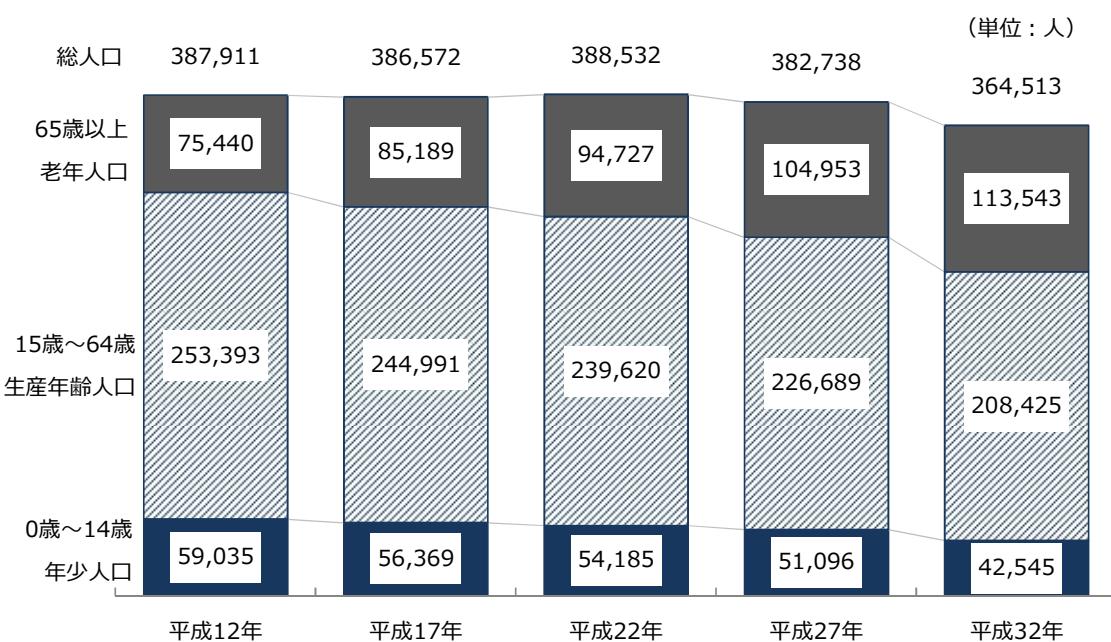
## 第2編 障害のある人の状況

# 第1章 人口構造

## 長野市の人口

### 総人口の推移

平成27年4月1日現在の長野市の総人口382,738人です。年齢構成0～14歳までの「年少人口」、15～64歳までの「生産年齢人口」、65歳以上の「老人人口」の3区分では、老人人口が増加する中で、年少人口が減少しています。今後もこの傾向は進み、平成32年には約3割が65歳以上になることが予想されます。



※ 平成12年、17年は国勢調査による人口、平成22年は住民基本台帳に外国人登録を加えた数、平成27年は長野市平成26年人口動態結果報告書によります。国勢調査は年齢不詳があるため、総数と内訳は一致しません。

※ 平成32年は長野市企画課の推計です。

## 第2章 長野市の障害のある人の状況

### 1 身体障害者

市内の身体障害者手帳の所持者から把握した身体障害者数は、平成27年3月31日現在16,982人で、長野市の総人口の4.44%を占めています。

#### 1 年度別障害種別数

年度別に障害種類の状況をみると、内部機能障害者と下肢機能障害者数が増加傾向にあります。

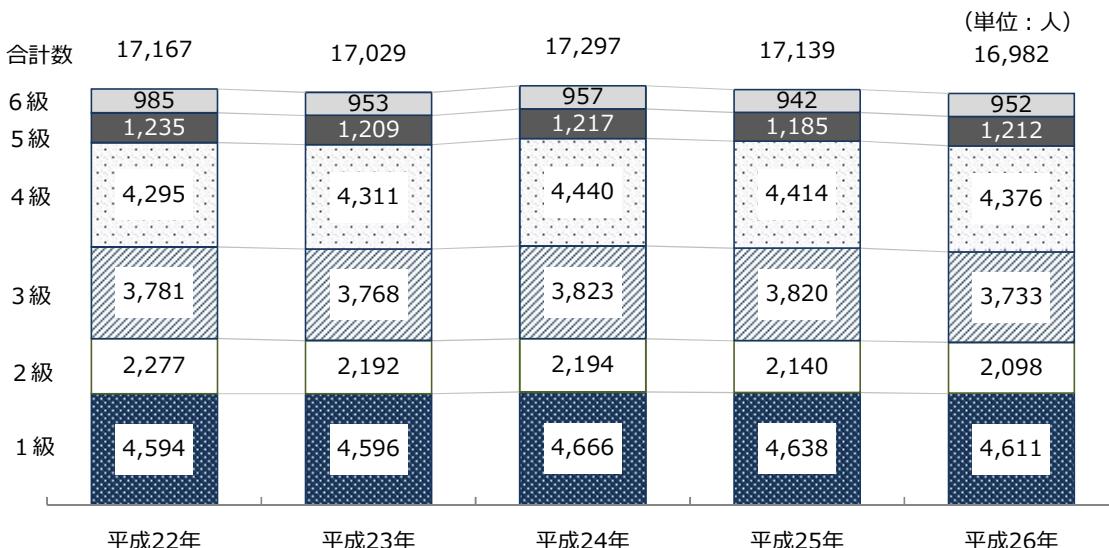


※内部障害とは、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫の各機能障害をいいます。

※聴覚障害には、平衡機能及び音声、言語、そしゃくの各機能障害が含まれます。

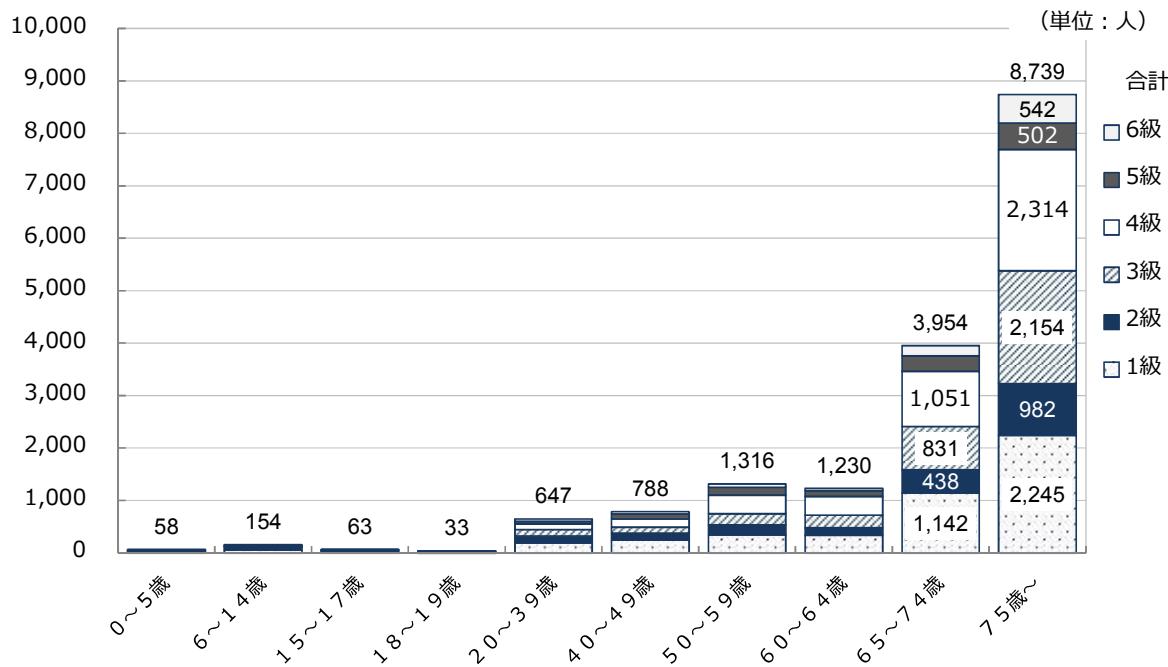
#### 2 年度別等級別数

平成24年を境に1級～6級すべての割合の変動が少ない傾向です。1・2級の重度障害者は6,709人で、全体の39.5%を占めています。これは平成16年～平成21年の割合から変わっていません。



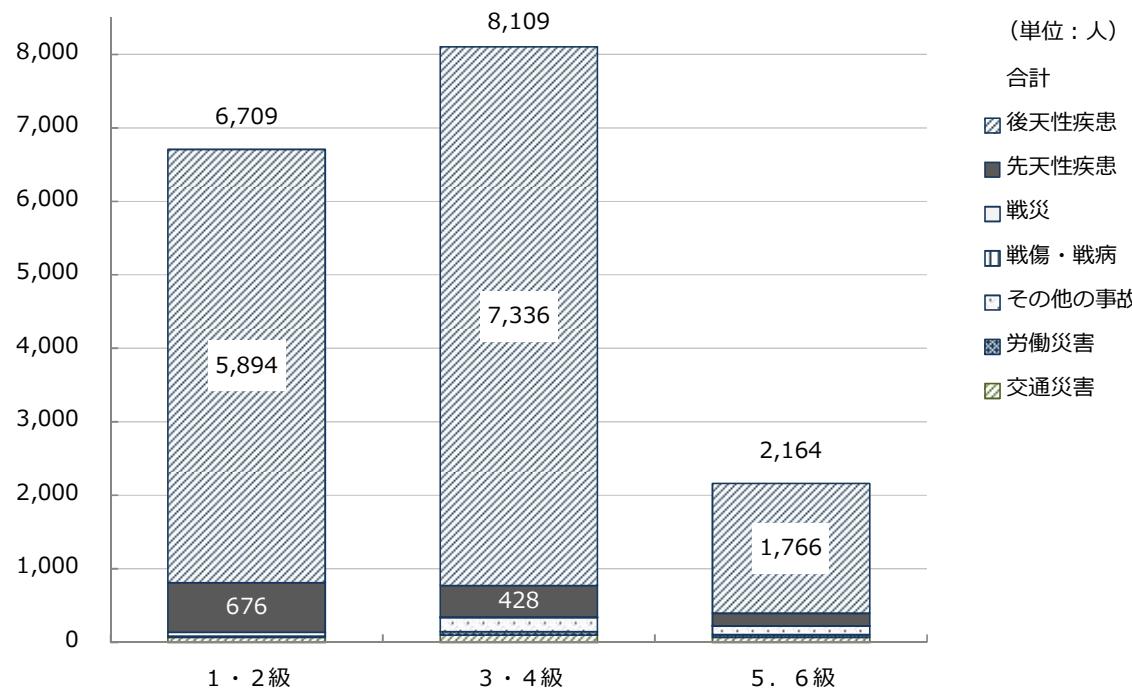
### 3 平成26年度年齢別等級別数

年齢別にみると、60歳以上の方が手帳保持者の81.9%を占めています。



### 4 平成26年度原因別数

原因別にみると、災害や事故等によるものが約4.2%であるのに対して、疾患によるものが95.8%を占め、中でも後天性疾患が大きな割合を占めています。



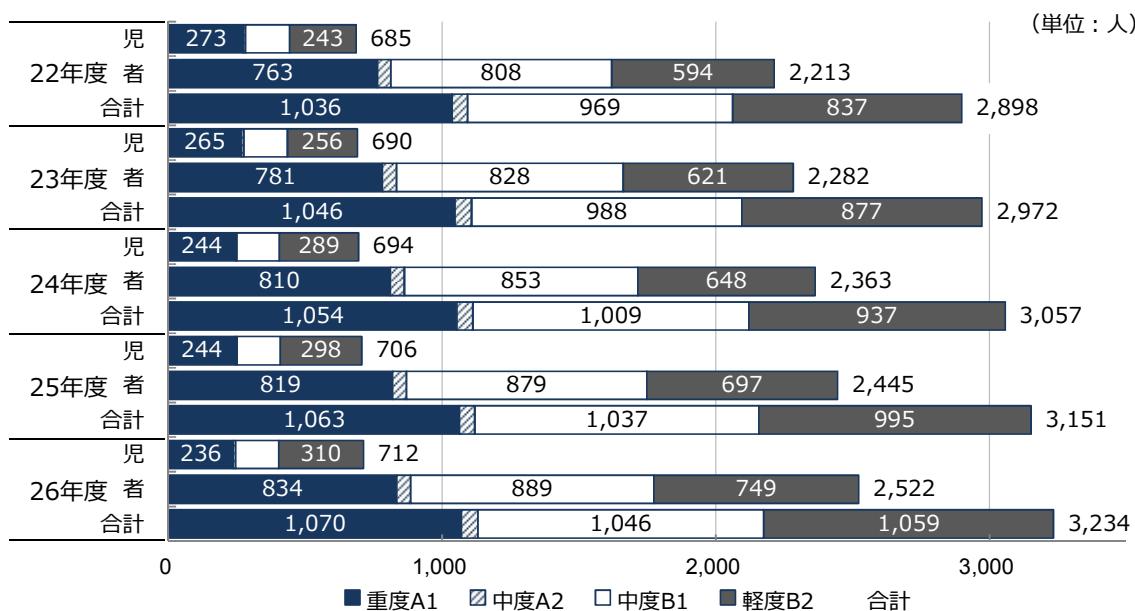
※ 原因が重複している者もいるため、他表の合計とは異なります。

## 2 知的障害者

市内の療育手帳の所持者から把握した知的障害者(児)数は、平成27年3月31日現在3,234人で、長野市の総人口の0.84%を占めています。

### 1 年度別程度別数

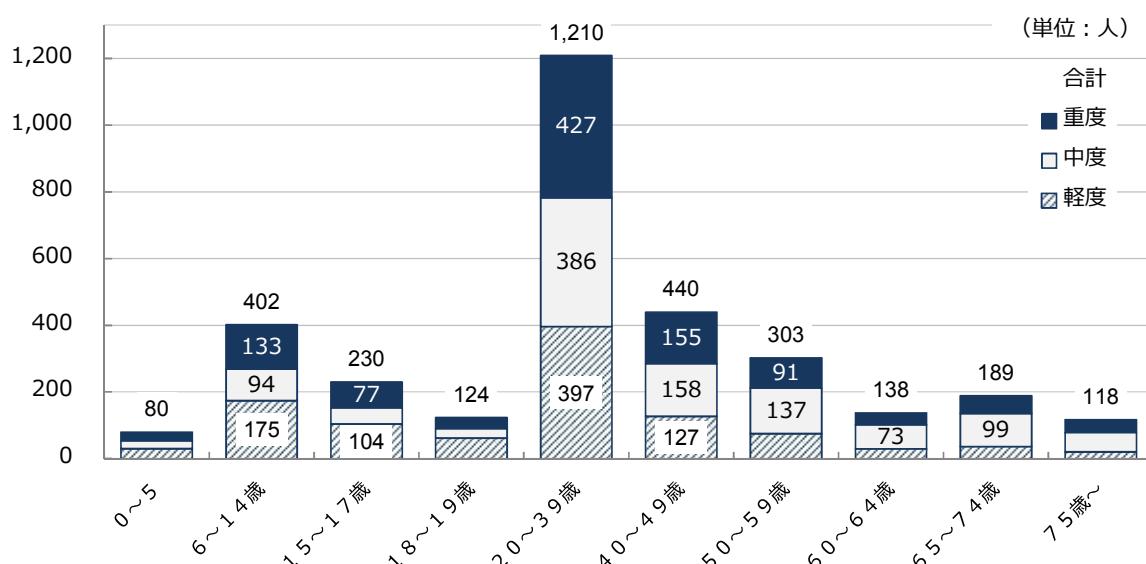
年度別の状況をみると、知的障害者は年々増加しています。また、程度別にみるとどの程度もほぼ同じ割合で増加しています。



\* 児：知的障害児（18歳未満）、者：知的障害者（18歳以上）

### 2 平成26年度年齢別程度別数

年齢別にみると、軽度、中度、重度の方とも20歳～39歳までの世代が全体の37.4%を占めています。これは、平成21年度の割合より増加しています。



### 3 精神障害者

市内の精神障害者通院医療費公費負担の通院者数から把握した精神障害者数は、平成27年3月31日現在6,153人で、長野市の総人口の1.61%を占めています。

#### 1 年度別精神障害者通院医療費公費負担

精神障害者通院医療費公費負担の平成26年度の通院者数は6,153人(内、新しい方は645人)です。



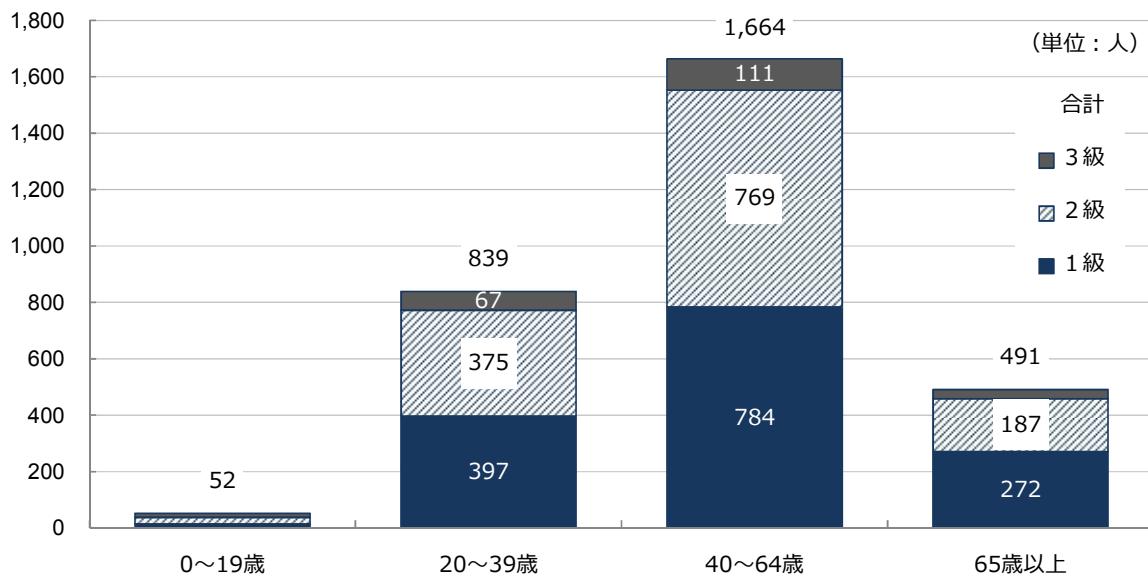
#### 2 精神障害者保健福祉手帳年度別所持者数

等級別の状況をみると、1級と2級がそれぞれ40%以上を占めています。また、1級と2級は年々増加傾向にあります。



### 3 年齢別等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

年齢別にみると、40歳～64歳までの世代が全体の55%を占めています。



### 4 指定難病患者

特定医療費（指定難病）助成事業受給者数は、平成27年3月31日現在2,676人です。

#### 年度別患者数・重症患者数

平成27年施行「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、306疾患が難病医療費助成制度の対象となりました。



(※) 平成27年施行「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、受給者数を特定疾患治療研究事業（医療費受給者数）から特定医療費助成事業受給者数としています。



## 第3編 各論

第1章 権利・理解の促進 ~ともに生きる心を育むために~

第2章 相談・福祉サービスの充実 ~地域で自立するために~

第3章 くらしの充実 ~安心して生活するために~

第4章 教育・育成の充実 ~生きる力を育てるために~

第5章 就労・日中活動の充実 ~積極的に活動するために~

第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり ~安心して活動できるために~



## 第1章 権利・理解の促進

～ともに生きる心を育むために～



写真

写真の説明



写真

写真の説明

# 第1節 障害のある人の権利を守る

## 現状と課題

### 1 障害のある人への差別や虐待の禁止

- 国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課す「障害者虐待防止法」が施行されました。その後、全国的に施設職員等による虐待問題の報道がされています。

長野市では、障害者虐待対応の窓口等となる「長野市障害者虐待防止センター」を障害福祉課に設置して、虐待事案の対応、指導及び関係機関との調整にあたっています。

また、「長野市障害者虐待防止サポートセンター」を設置して、長野市障害者虐待防止センターが行う調査、事案対応のサポートとともに、障害者の虐待に関する無料相談窓口として業務を行っています。

更に、障害福祉課、警察をはじめ地域において障害者虐待事案の対応に関わる、各種行政機関、司法、医療関係者などによる、「長野市障害者虐待防止連携協議会」を組織して、虐待対応における情報交換のほか、虐待事案が発生したときには、関係する機関が早急に集まり、対応の協議を行う体制をとっています。

平成28年4月に、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が施行されました。

このことを受け、障害者差別対応の相談窓口を障害福祉課に設置します。

また、各省庁、県とともに、障害のある人に対する合理的な配慮の具体的な例を示す、「職員対応要領」を作成して市民対応などにおいて障害を理由とする差別を防止するとともに障害のある人に対する合理的な配慮の徹底を図っています。

障害のある人への差別や虐待の解消のための市民の理解においては、まだ十分でない状況にあります。

### 2 当事者の要望を反映する手段の確保

- 当事者の要望や願いを伝える機会や手段が少なく、また、情報が全般的に不足しており、自己決定を適切にすることが難しくなっています。特に施設で生活している当事者は情報の入手が困難な状況にあります。
- ピア・サポートの機会が少なく、当事者団体の活動へのサポートも不足しています。当事者・サポーターの両面から活動の核となる人材を育成する必要性がありますが、まだ十分ではありません。

### 3 成年後見制度の浸透

- 成年後見支援センターを設置し、相談サポート支援を実施することで、成年後見人制度の認知度は向上しています。成年後見制度相談件数は増加していることから、今後は、相談を経て、成年後見制度を申し立てる人の増加も想定されます。

### 4 選挙や行政への参加の推進

- 投票所がバリアフリーではなかったり、車いすで投票できる環境が整っていないなど、一部に障害のある人が投票に行きづらい状況があります。また、市の選挙では音声朗読テープでの選挙公報は用意されますが、要約などには法律の制限があり、現状では、誰にでも分かりやすい選挙公報を用意するのは難しくなっています。
- 公共施設の建設や行政施策を策定する前に、当事者の意見を伝える機会や手段がまだ少なく、当事者の願いが直接施策に反映されにくい状況となっています。

## 今後の施策の方向性（5年後の目標）

### 1 障害のある人への差別や虐待の禁止

- 障害のある人への差別や虐待を防止するために、相談窓口機能と関係者、関係機関との連携の強化を図るため、虐待防止と差別防止機能の相互連携を図り、特に障害者差別においては、人権男女共同参画課、法務局等の各関係機関と連携し、障害者差別解消支援地域連携協議会を設置するなどして一元化を進める方向で検討していきます。さらに、サポートセンター機能を充実して、障害者の権利を守るために専門的に従事できる職員の育成と、事業所、一般企業及び市民に対する啓発活動を強化するとともに、県と連携して差別解消のための仕組みづくりを検討していきます。

### 2 当事者の要望を反映する手段の確保

- 当事者の要望を聞き入れ、スムーズに関係機関に繋いでいきます。また、行政や事業所以外の立場で当事者の主張を代弁する役割を担う市民アドボケイトの育成や、当事者活動を支援する当事者活動サポート員を配置していきます。
- 障害者相談支援センター相談員、相談支援専門員及び市ケースワーカーにより生活全般にわたる相談支援体制の充実強化を図ります。
- 地域活動支援センターで当事者によりピア・カウンセラー、ピア・サポート活動を行っていますが、その活動の場を広げるために、ピア・サポートの養成に向け研修会を実施してきます。

### 3 成年後見制度の浸透

- 相談から後見人受任の一貫した支援体制を構築し、要援護者の権利擁護を図る目的で、今後も成年後見支援センターの相談サポート支援を継続的に行い、各事業者や行政等と連携を図りながら対応していきます。

### 4 選挙や行政への参加の推進

- 点字投票や代理投票、期日前投票などの制度について、ホームページでの広報の他にも、関係機関や当事者団体等への説明会なども含めて広く周知することで、障害のある人が選挙により参加しやすくなるよう努めます。また、選挙公報についても、音声朗読テープや点字版がより活用されるよう、広報を推進します。
- 公共施設の建設や行政施策策定の際には、障害当事者団体等が参画し、障害のある人の声が反映されるような仕組み作りに取り組みます。

## 指標設定事業

1-1 01	新規	障害者虐待防止サポートセンターの設置	担当課
障害者虐待防止サポートセンターを設置して、相談員を置き、障害者虐待防止、障害者差別解消のための相談及び事案に対する対応業務を行います。		障害福祉課	
また、障害者の虐待防止のためのシステムを再構築するとともに、虐待を監視する障害福祉オンブズマンの設置について検討していきます。		障害ふくしネット けんり部会 共に暮らすまち研	
指標	平成26年度現状値		平成32年度目標値
相談件数	936件／年		1,000件／年

- 中間見直しにより、これまで障害福祉事業で市と連携体制を取っていた市民組織「長野市障害ふくしネット」の担当部会等の名称を新しく追記しています。一部略称で表記しているものについては、正しい名称をP118「長野市障害ふくしネット概念図」で表記しておりますので、そちらをご参照ください。
- すべての事業において、長野市障害ふくしネットの「当事者部会」が担当していますが、紙面の都合上、表記を省略しています。

## 指標設定事業

1-1 02	新規	障害者差別解消法に伴う接遇対応研修の実施と接遇マニュアルの作成	担当課 障害福祉課 職員研修所 職員課 障害ふくしネット けんり部会
障害者の「不当な差別取り扱い」禁止と「障害者への合理的配慮」に対応するため、職員の研修を実施し、窓口業務等の接遇マニュアルを作成します。			
指標		平成 26 年度現状値	平成 32 年度目標値
研修人数		0 人／年	4,850 人／年

1-1 03	拡充	障害者権利擁護センターの設置	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット 共に暮らすまち研
障害者差別解消法の施行に伴い、障害者権利擁護センター及び障害者権利擁護サポートセンターを設置します。また、市民への障害者差別解消法等の周知を行います。将来的には、障害者虐待防止サポートセンターと統合し、相談窓口を一本化していきます。			
指標		平成 26 年度現状値	平成 32 年度目標値
設置件数		0 件	1 件

## 主な事業

1-1 04	継続	障害者相談支援（エンパワメント）	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット 地域でいこう委 ケアマネ連絡会
相談支援事業所に委託をし、各相談支援事業所の相談支援専門員及び障害福祉課ケースワーカーにより福祉サービスの周知、利用の手続き等の支援を行っています。また、家族会等への支援として定例会への参加により相談等に対応しています。			
1-1 05	継続	障害者相談支援（成年後見制度）	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット けんり部会
長野市社会福祉協議会において「成年後見支援センター」を設置し、連携を図りながら取り組んでいます。			
1-1 06	継続	生活支援あんしん事業	担当課 福祉政策課（社協） 障害ふくしネット けんり部会
相談(きぼう相談)から各種支援(暮らしのあんしん・日常生活自立支援)を総合的に取り組んでいます。成年後見制度への移行についてが課題です。			

## 主な事業

1-1 07	継続	民生・児童委員研修会の実施	担当課 福祉政策課（社協） 障害ふくしネット けんり部会
		成年後見制度利用促進のための広報や学習会の実施、相談窓口設置をしています。	
1-1 08	継続	説明会・研修会の実施	担当課 福祉政策課（社協） 障害ふくしネット けんり部会
		振り込め詐欺から成年後見制度に関する相談まで権利擁護の視点から、説明会や研修会を実施しています。周知や各機関との連携、役割分担を明確にして取り組みます。	
1-1 09	継続	ピア・サポーター養成事業	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット
		当事者の悩みや主張を聞いたり、当事者活動を支援するピア・サポーターを養成していきます。 現在、地域活動支援センターにおいて、ピア・カウンセラー、ピア・サポート、ピア・サポーターとして、当事者による活動を行っています。 今後は、当事者団体における相談支援活動と連携することも含めてピアサポート活動の場を広げていきます。	地域でいこう委 ケアマネ連絡会
1-1 10	継続	障害当事者のための選挙についての説明会の実施	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット 共に暮らすまち研
		長野市障害ふくしネット当事者部会の主催による、障害当事者を対象とした説明会を実施します。また、選挙管理委員会の職員等を講師として点字投票や代理投票、期日前投票などの制度を説明します。	
1-1 11	拡充	行政施策への障害当事者参加システムの構築へ向けた取り組み	担当課 障害福祉課 建築課 障害ふくしネット 共に暮らすまち研
		不特定多数の市民が利用する市有施設の建設や改修については、障害当事者や介助者、支援者などの意見を多角的に取り入れてバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮し、整備していくよう府内各課へ助言を行っていきます。また、障害のある人の審議会等への参画率を向上させていくシステムを構築していきます。	
1-1 12	拡充	共に暮らすまちづくり研究会	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット 共に暮らすまち研
		権利擁護システム構築のため、障害のある当事者及び支援者並びに一般市民が参加する会の中で、障害のある人の全ての権利が保障され、地域の中で安心して豊かな自立生活が送れるような地域社会を目指していきます。	
1-1 13	新規	手話言語の普及等に向けた制度化の調査研究	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット 共に暮らすまち研
		ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生することができる社会を築くため、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、行政、市民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及等に向けた制度化の調査研究を行っていきます。	

## 第2節 障害を理解する

### 現状と課題

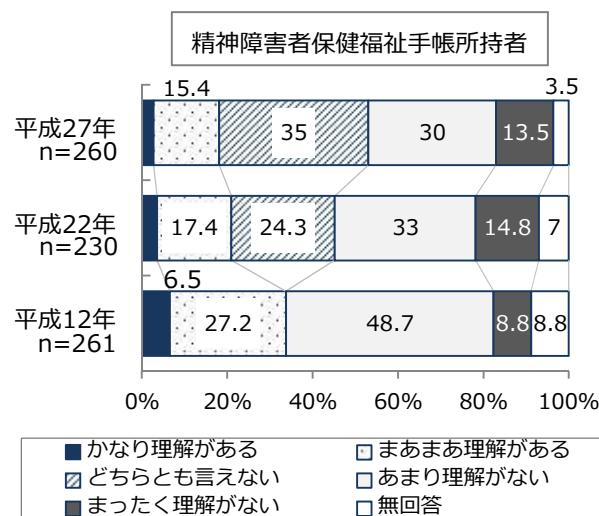
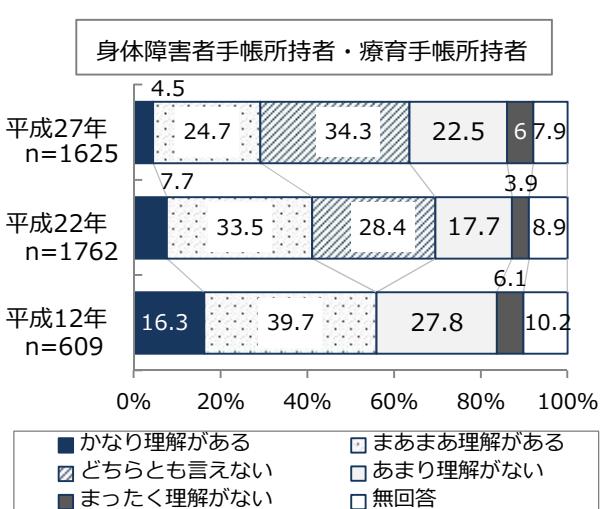
#### 1 共に地域で暮らすための意識の向上

- 公共施設等を障害のある人が利用するための設備が十分に整っておらず、また、整備されている設備についても、障害当事者からすると使いにくいものもある状況です。
- 地域の人の目が気になり障害をオープンにできなかったり、障害があるという理由で地区の役職につけないことや、回覧板が回ってこない、また、障害者用駐車スペースへの健常者の車の駐車、グループホームや障害者施設を建設する際に地域住民から反対があるなど、周囲の理解が不足している状態にあります。

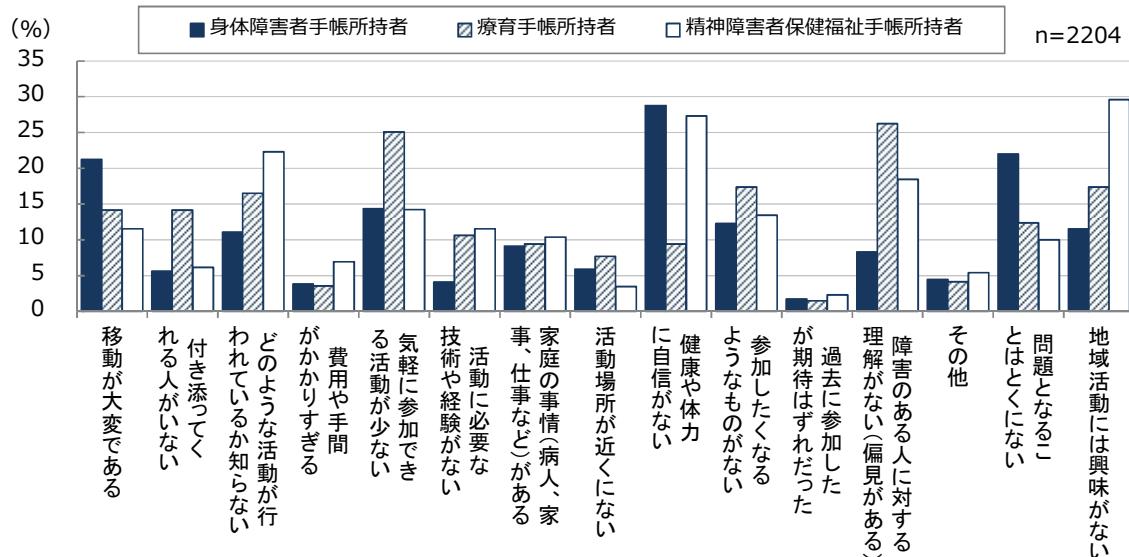
#### 2 障害に対する理解の促進

- 「障害のある人」というものに負のイメージを持っている人や自分には関わりが無いと無関心な人が多く、障害を理解しようとする人は少ない状態です。また、関心があっても、障害のある人への接し方や関わり方が分からず人も多くいます。
- 現状では、障害のある人が、一般的な集まりやサークル活動等に気軽に参加できていません。
- 障害のある人の人権を守るために啓発や、学校等の教育機関や行政機関での障害の理解に関する教育が不十分な状態です。また、特別支援学級と通常の学級の関わりが十分とはいせず、障害のある子どもと障害が無い子どもが交流する機会を多くする必要があります。
- 講義形式の人権研修は、受身のため、意識も薄れがちです。
- 様々な人権課題の中で障害のある人の人権についても重要な課題として、人権教育・啓発を進めてきましたが、障害のある人に対する偏見・差別の事象は後を絶たない状況にあり、あらゆる機会を捉え更なる研修・啓発を進める必要があります。

**障害のある人に対する市民の理解についてどのように感じていますか。**



## あなたが地域活動に参加する場合、問題となることは何ですか。(主なもの3つまで)



## 今後の施策の方向性（5年後の目標）

## 1 共に地域で暮らすための意識の向上

- ハード面、ソフト面を合わせて、「障害のある人にやさしいお店」を長野市が表彰し、また、ホームページにも掲載して、地域社会の関心や意識の向上を図ります。
- 住民自治協議会と連携し、年に1回以上は地域住民向けの障害理解の学習会を開催します。また、障害者相談支援センター相談員による、住民自治協議会・民生・児童委員協議会への巡回訪問を継続していきます。
- 在宅の障害のある人が住みなれた地域で自立して、健康的で安定した生活が送れるよう社会参加に向けた支援を継続し、地域社会との交流を図りながら障害のある人への理解を促進していきます。

## 2 障害に対する理解の促進

- 地域社会の様々な場面を取り上げ、障害のある人への理解を進めるために広報及びリーフレット作成等の周知活動や、地域住民を対象とした障害体験ワークショップの開催、障害者週間期間中のイベントや各種研修会等を行い、地域住民の障害のある人への理解の促進を推進していきます。
- 補助金の対象経費や目的を明確にし、事業内容やその効果を事前に審査するなど、より効果的で障害のある人への理解が促進される事業に転換していきます。
- 個々の具体的なニーズや課題をケアプラン等から集約・整理し、施策フォーラムにきちんと提言できるように現行の長野市障害ふくしネットの体制を見直します。
- 人権研修が形骸化しないよう、様々な研修において障害理解を進めるためのプログラムを組み込み、参加型の研修とする等、意識啓発の徹底を図っていきます。
- 児童発達支援センター等が行う心身障害児親子交流保育事業は、交流先を増やしていくことを今後検討していきます。
- 保育園児と通所児童の交流を推進し、障害児親子交流体験は、保護者への周知を図り、利用を推進していきます。
- 地域、学校、職場等あらゆる機会を通じて人権教育・啓発を進め、様々な差別の解消に向けた人権意識の高揚を図っていきます。

## 指標設定事業

1-2 14	継続	人権教育研修・講演会	担当課 人権・男女共同 参画課 生涯学習課 学校教育課  障害ふくしネット  共に暮らすまち研	
すべての人の人権が尊重される社会を目指し、人権教育研修会・講演会等を開催し、地域における人権意識の向上に努めています。参加される方は熱心に討議に加わるなど、人権意識や支援についての意欲が高まっています。しかし、参加者が少ない点が課題です。また、地域における教育・啓発の主体を担う住民自治協議会との連携・支援のあり方についても今後の課題となっています。				
指標	平成26年度現状値	平成32年度目標値		
開催数	494回／年	560回／年		

## 主な事業

1-2 15	継続	地域交流施設の開放	担当課 障害福祉課  障害ふくしネット  かつどう部会	
市南部には、長野市障害者施設ハーモニー桃の郷があり、地域の障害のある人が身近に利用できるほか、中学校や他の障害者施設に隣接しており、地域交流を通じて障害理解も促進しています。市北部には、長野障害者総合施設いつわ苑があり、同様の役割を果たしています。				
1-2 16	継続	障害者週間事業		
毎年12月3日から12月9日までが障害者週間となり、例年この期間に講演会等を開催し障害のある人の福祉についての関心と理解を深めてもらうよう周知しています。また、障害者週間に併せて『広報ながの』等で啓発を行います。				
1-2 17	継続	障害理解促進事業		
市民の障害理解を深めるため、研修・講演会及び啓発活動等を実施します。また、障害のある人とない人が交流する場を設けたり、広く市民が参加し障害のある人の地域生活の支援方法等を考える場を設けます。			担当課 障害福祉課  障害ふくしネット  ケアマネ連絡会	
1-2 18	継続	社会活動支援事業		
障害者団体が、障害理解、啓発活動を行うための補助金を支出しています。しかし、運営費と社会活動事業費の違いが不明確であることが課題です。				
1-2 19	継続	市民公益活動団体の支援		
各種団体からの情報を収集し、機関紙やブログ等で広く市民に発信しています。しかし、障害者団体はプライバシーの関係もあり積極的に情報発信しにくい面が課題です。				

## 主な事業

1-2 20	継続	人権教育に関する研修・講演会	担当課 職員研修所
		市職員の人権に関する研修は、職場の必須として全職員を対象に実施しているため、職場全体の意識啓発に効果をもたらしています。また、人権教育推進員研修や階層別研修等でも実施しており、さらに、職員一人一人があらゆる差別解消のために実践的に行動できるよう、研修内容の充実を図っています。	障害ふくしネット 共に暮らすまち研
1-2 21	継続	心身障害児親子交流保育事業	担当課 保育・幼稚園課
		にじいろキッズらいふ、篠ノ井愛の樹園等の児童発達支援事業所へ通所している児童が、交流保育園と定期的に交流しています。	障害ふくしネット こども部会
1-2 22	継続	障害児親子交流体験	担当課 保育・幼稚園課
		入園とならない障害児を対象とした、受け入れ可能な公立保育園において保護者同伴で保育園児との交流を行っています。	障害ふくしネット こども部会
1-2 23	継続	教育課程研究協議会	担当課 学校教育課
		特別な支援を必要とする児童・生徒への支援を教科学習・自立活動・交流及び共同学習等の授業を通じて研究します。	障害ふくしネット こども部会
1-2 24	継続	障害のある人にやさしいまちづくり事業 …長野市障害のある人にやさしいお店大賞	担当課 障害福祉課
		ユニバーサルデザインの理念を基に、ハード面やソフト面に配慮したやさしいお店の認定と紹介をしていきます。	障害ふくしネット 共に暮らすまち研
1-2 25	継続	障害のある人にやさしいまちづくり事業 …地域住民向けの学習会の開催	担当課 障害福祉課
		障害者基本法や障害者差別解消法に基づく、障害者への合理的配慮について、当事者・家族・支援者による体験発表等を交えた、講演会、学習会等を利用して広く周知・推進をしていきます。	障害ふくしネット 地域でいこう委 共に暮らすまち研
1-2 26	継続	障害理解に関するリーフレット作成	担当課 障害福祉課
		障害についての基礎的な知識や、地域生活の基本的な支援(簡単な手助け)等について掲載するリーフレットを作成し、学校、店舗、公共交通、民生・児童委員等の関係機関に配布することで、障害に対する理解の促進に努めます。	障害ふくしネット 地域でいこう委 けんり部会



## 第2章 相談・福祉サービスの充実 ～地域で自立するために～



写真

写真の説明



写真

写真の説明

# 第1節 相談支援体制の促進

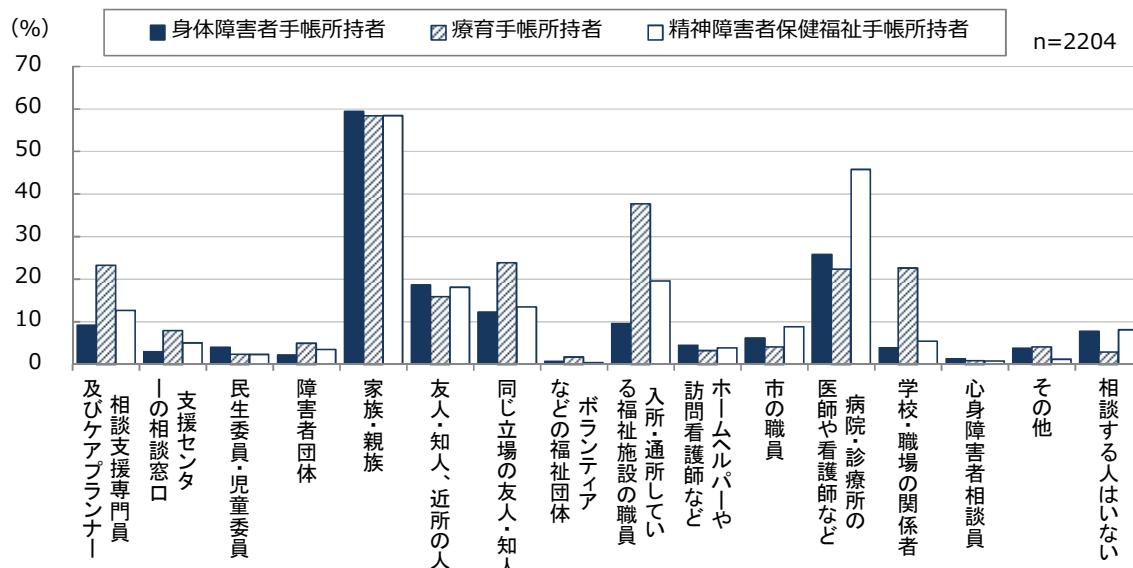
## 1 障害者ケアマネジメントの充実

### 現状と課題

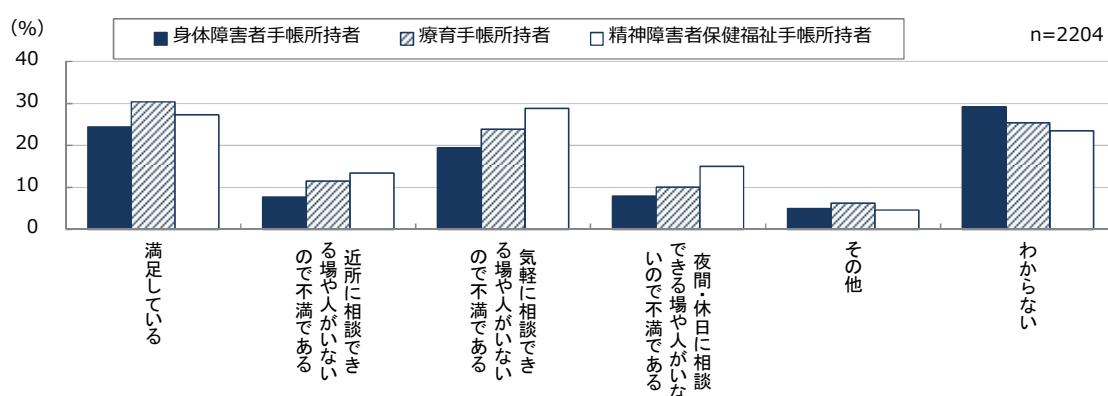
#### 1 障害者ケアマネジメントの充実

- 相談内容の多様化に対応した「障害者ケアマネジメント」の活用と普及で、個別支援会議やケアプランの内容が充実しチーム支援が行えるようになりました。
- 支援会議等で浮かんだ地域の課題を共有し、新たな社会資源の改善・開発に繋げています。しかし、困難事例については具体的な方策が見出しきれない状況にあります。

**あなたは、生活上の悩みごとや心配ごとは誰に相談していますか。(複数回答)**



**現在の困ったときの相談体制について、あなたはどのように感じていますか。(複数回答)**



## 今後の施策の方向性（5年後の目標）

### 1 障害者ケアマネジメントの充実

- 障害者相談支援センター相談員、相談支援専門員及びケアプランナーの役割や業務の違いを明確にし、引き続き個別支援会議やケアプランの内容充実に努めます。また、障害福祉課や長野市障害ふくしネットが協働して相談支援専門員等のスキルアップ研修の定期的な開催、「指定相談支援事業所連絡会」の更なる充実を図ります。
- 既存の制度、事業等について評価や反省、振り返りを行うため、当事者や家族も含めた「評価委員会」(仮称)を作り、適宜開催します。
- 長野市の枠を越えて、課題解決のための知識や技術、情報等を広げるべく圏域や県単位での相談支援のネットワーク(県自立支援協議会)体制の構築に向け協力します。また、長野市版事例集を作成し、支援事業者間で成功事例・失敗事例・現在進行形事例等を共有して、課題解決の糸口にします。

### 主な事業

2-1 01	縮小	ケアプランナー研修事業	担当課 障害福祉課
		障害当事者及び関係者の個別相談ケースにおいて、関係機関と連携して相談支援やケアプランを作成します。具体的には、相談支援の基本はチームアプローチという視点に立って「福祉サービスの調整や支給方法」についての基礎研修等を行います。研修事業はスキルアップ研修に移行します。	障害ふくしネット 地域でいこう委 ケアマネ連絡会
2-1 02	継続	ケアプラン事例集の作成	担当課 障害福祉課
		ケアマネジメント連絡会と相談支援専門員及びケアプランナーが協働して、3年毎に長野市版事例集を作成していきます。	障害ふくしネット 地域でいこう委 ケアマネ連絡会
2-1 03	継続	障害者施策第三者評価事業	担当課 障害福祉課
		障害施策の実施状況や課題等を整理し、利用者・家族・関係機関にフィードバックする第三者評価事業を行います。	障害ふくしネット けんり部会
2-1 04	継続	相談支援専門員とケアプランナー スキルアップ研修	担当課 障害福祉課
		個別支援会議に相談支援事業所をはじめ市内の関係機関が必要に応じ参加し、各機関の責任や役割を明確にしながら、長野市の相談支援ネットワーク作りに努めていきます。そのため、障害当事者及び関係者の個別相談ケースから地域課題を抽出し、課題解決に向けた的確な報告ができるように、相談支援専門員及びケアプランナーのスキルアップを図っていきます。	障害ふくしネット 地域でいこう委 ケアマネ連絡会

## 2 身近に相談できる体制作り

### 現状と課題

#### 1 身近に相談できる体制作り

- 行政窓口、障害者相談支援センター、相談支援専門員、民生・児童委員等の相談窓口は多くありますが、多様化し、増加する相談に対応しきれない面があります。
- 当事者や家族等が、相談窓口を知らなかったり、気軽に相談できる体制が十分取れない状況があります。
- 各ライフステージで行われている関係者による個別支援を、相談支援事業、サービス等利用計画作成などで繋ぎ、対応しています。

#### 2 情報提供手段の確保

- 当事者活動に対する補助金・助成金の情報や、小規模の活動団体の存在が分かりにくく、また、長野市障害ふくしネットからの情報が、施設に所属していない障害当事者には届きにくくなっています。
- 相談窓口の利用促進のため、障害者相談支援センターのチラシ等を作成し広報に努めていますが、障害特性に応じた情報提供手段の確保が課題です。

#### 3 地域での保健・医療・福祉の連携

- 障害者総合支援法と介護保険法等による制度の違いがあるため、スムーズにサービスを移行できるようにコーディネートをする必要があります。
- 相談支援機関には多様な相談が寄せられており、ライフステージや障害に応じた、より専門的な知識が求められ、病院・健康課（保健センター含む）・コーディネーター等との連携を更に深めていくことが必要とされています。

#### 4 ピア・カウンセリングの充実

- 障害者総合支援法の障害者相談支援事業の柱の一つとしてピア・カウンセリングが位置づけられています。市は、毎年身体障害者を中心にピア・カウンセリング講座を開催しています。事業所において精神障害者のピアカウンセリング活動を行っているところもありますが、当事者及び関係者へのピア・カウンセリングについての周知と理解は十分とはいえない状態です。

#### 5 地域への働きかけ

- 地域住民が障害のある人と関わりを持ちたいと思っていても、関わる機会が少ない状況にあります。

#### 6 自立支援協議会（長野市障害ふくしネット）の運営

- 関係機関・関係団体並びに障害者及びその家族、事業所等により障害者総合支援法に定める協議会を設置しています。
- ケア会議や指定相談支援事業所連絡会等で地域における福祉課題を収集し、長野市障害ふくしネットへ繋げる等の解決策を検討していますが、地域課題を吸い上げる仕組みを再検討し、長期的視点に立った施策提言が必要とされています。
- 専門部会等への参加事業所、参加者の意識向上を図り、地域との連携や保健・医療・教育・労働等との連携による総合的な支援体制作りが必要です。

## 今後の施策の方向性（5年後の目標）

### 1 身近に相談できる体制作り

- 障害者相談支援センターが様々な相談に対応し、関係機関と連携して、保健・医療・福祉・雇用・教育・生活環境など、障害のある人の生活全般にわたる相談支援体制の一層の強化・充実を推進していきます。また、民生・児童委員等が地域の気軽な相談窓口としての機能を継続していきます。
- 分野間の垣根を越えるような研修会の定期的な実施、保健福祉部内のスムーズな連携が図れる体制の整備、また、本人・家族等がどの年齢においても気軽に相談できる機関を整備していきます。

### 2 情報提供手段の確保

- 幅広い当事者団体に補助金を有効に活用してもらうため、広報等を通じて周知していきます。
- 相談窓口をはじめ、福祉サービスや制度、当事者活動についての情報を、広報ながら長野市障害福祉サービスガイド及び長野市ホームページ、市政ラジオ番組など活用し、様々な障害特性に応じた方法で分かりやすく伝えています。また、相談窓口等の情報が集まる機関を明確にします。

### 3 地域での保健・医療・福祉の連携

- 多様な相談に対応するため、各相談機関の専門性の向上や、ライフステージ、障害に応じた保健・医療の問題に的確に対応するため研修、ケア会議等を通して連携を更に深めていきます。
- 関係者間の連携強化、有機的なネットワークの構築、情報の共有化等、連続性のあるライフステージに応じた相談支援体制の構築を図っていきます。また、こども未来部とともに子どもの健やかな成長のために必要な保健・医療・福祉教育などの専門家が連携した支援体制を構築します。

### 4 ピア・カウンセリングの充実

- ピア・カウンセリングを知る人の裾野を広げ、身近で仲間同士の相互支援ができるようにします。また、ピア・カウンセラーの養成と、職業としての確立を図ります。
- ピア・サポートセンターを設置し、地域のピア・サポート活動を支援したり、病院や施設、個人宅にピア・カウンセラーの派遣を検討していきます。

### 5 地域への働きかけ

- 障害は特別なものではなく、誰にでも起こりうるものとして捉え、主体的に関わっていく地域づくりを進める上で、住民自治協議会をはじめ、地域の組織に積極的に働きかけていきます。

### 6 自立支援協議会(長野市障害ふくしネット)の運営

- 利用者本人を中心として、家族・関係機関等が長野市とパートナーシップ関係の下に連携・協力し、長野市の福祉行政の更なる底上げを行います。また、地域の関係者間に自立支援協議会の目的の共有を図り、参画しやすい専門部会づくりをしていきます。
- 地域の資源を掘り起こし、ニーズと繋げていくために、地域の課題を施策へ繋げる方法を見直し、施策フォーラムの機能強化を行うほか、中立・公平性を確保する観点から、長野市障害ふくしネット全体の振り返り・見直しを行います。
- 相談支援事業者が制度やサービスの構築・改正などを含めた社会資源開発の中心的な役割を担い、長野市障害ふくしネットを通じて今後も社会資源開発に向けた取り組み・施策提言をしていきます。

## 指標設定事業

2-1 05	継続	障害者相談支援	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット 地域でいこう委 ケアマネ連絡会
市内にある相談支援事業所に委託をして、障害のある人が相談しやすい体制を整えています。また、各相談支援事業所の相談支援専門員は、相談者のニーズに適した情報提供を行なえるよう努めています。			
指標		平成26年度現状値	平成32年度目標値
相談件数		13,280件／年	15,000件／年

## 主な事業

2-1 06	継続	民生・児童委員研修の実施	担当課 福祉政策課 障害ふくしネット 共に暮らすまち研
民生・児童委員に対し、活動における心構えや対応方法等について、年1回研修を行っています。			
2-1 07	継続	各課を超越した連携及び研修会の実施	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット 地域でいこう委
保健福祉部各課のスムーズな連携が図れるよう、研修会の実施体制整備を進めていきます。			
2-1 08	継続	手話通訳者・要約筆記者・パソコン要約筆記者派遣事業	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット くらし部会
広く市民全体に情報が行き渡るように、『広報ながの』や、長野市ホームページでの情報発信を充実させることで、これまで以上に情報の取得を容易にしていきます。			
2-1 09	継続	広報ながの／ホームページ	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット くらし部会 ケアマネ連絡会
広く市民全体に情報が行き渡るように、『広報ながの』や、長野市ホームページで情報の発信を充実させることで、利用者がより情報を入手しやすい環境を整えていきます。			
2-1 10	継続	障害福祉サービスガイドの発行	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット くらし部会
広く市民全体に情報が行き渡るように、広報ながの、長野市ホームページでの情報発信を充実させることで、より情報入手しやすくしていきます。 サービスガイドについては、発行部数を増やし、点字版の作成や、音声読み上げ対応版のホームページ掲載など、誰もが手軽に入手できる仕組み作りを行うとともに、当事者が分かりやすい情報提供を行っていきます。			

## 主な事業

2-1 11	継続	障害者余暇活動支援事業補助金	担当課 障害福祉課
		障害のある人が、充実した生活を送るために、健康・体力の維持や機能回復、心身のリフレッシュ等を目的とした余暇活動を行う当事者団体等に対して、活動事業費の一部を補助しています。1団体に30万円を上限に3年を限度として補助しています。	障害ふくしネット けんり部会 かつどう部会 くらし部会
2-1 12	縮小	特別支援庁内連携会議	担当課 障害福祉課 子育て支援課 保育・幼稚園課 健康課、学校教育課
		ライフステージの移行時期を繋ぐ個別の移行支援会議をより活用できる体制をつくる必要があります。各ライフステージを担う関係者との綿密な連携と情報の共有が必要になります。	障害ふくしネット こども部会
2-1 13	継続	住民自治協議会との連携	担当課 障害福祉課
		地域の方々が主体的に関わるよう、地域への啓発・広報を行っていきます。広報などの活用を通して、障害理解の促進を図っていきます。「障害者週間」を周知するためイベント等を開催します。	障害ふくしネット 共に暮らすまち研 ケアマネ連絡会
2-1 14	継続	長野市障害ふくしネットの機能強化	担当課 障害福祉課
		現状把握・分析を行い、長野市障害ふくしネット全体の機能の見直しを推進します。	障害ふくしネット ケアマネ連絡会
2-1 15	継続	当事者活動支援事業	担当課 障害福祉課
		当事者活動の人的な支援をサポートする体制を構築します。長野市出前講座のように当事者活動支援講座を、複数回開催していきます。	障害ふくしネット 地域でいこう委 かつどう部会
2-1 16	継続	ピア・カウンセリング普及事業	担当課 障害福祉課
		ピア・カウンセリングを広め、仲間同士が互いにサポートし合う関係を築き、地域で自立した豊かな生活が送れるようになる環境の普及を図っていきます。	障害ふくしネット 地域でいこう委 ケアマネ連絡会
		スキルアップやスーパーバイザーの養成のため、ピア・カウンセラー養成講座への補助を行います。	
		ピア・カウンセラーを配置した事業所への加算を検討していきます。	

## 主な事業

2-1 17	継続	ピア・サポートセンター事業	担当課 障害福祉課
		ピア・カウンセラーを職業としている人が、地域のピア・サポート活動を支援します。また、病院や施設にピア・カウンセラーを派遣し、希望があれば個人宅への訪問も行っています。	障害ふくしネット 地域でいこう委 ケアマネ連絡会
2-1 18	新規	心身障害者相談員設置	担当課 障害福祉課
		障害のある人の更生援護に熱意と識見を持っている人を、長野市心身障害者相談員に選任して、身近な地域において障害のある人の相談に応じ、心身に障害のある者の更生のために必要な援助を行っていきます。	障害ふくしネット けんり部会

## 第2節 福祉サービスの充実

### 1 福祉サービスの質の向上

#### 現状と課題

##### 1 福祉サービスの質の向上・資源開発

- 平成18年の障害者自立支援法施行にともない、3障害の一元化、在宅福祉・施設福祉サービス事業が再編されました。しかし、それでもサービスに結びつかない方、既定のサービスに当てはまらない方がおり、依然としてサービス不足が課題となっています。障害の重度化・重複化によりサービス提供者側そのものの支援体制が整わず支援体制の質が問われるなど、環境的不備の改善も求められています。
- ケア会議やケアプラン審査会等で地域における福祉課題を収集・共通認識とし、長野市障害ふくしネットへ繋ぎ、資源開発の検討などサービスの向上のための解決策が必要とされています。

#### 今後の施策の方向性（5年後の目標）

##### 1 福祉サービスの質の向上・資源開発

- 各障害に特化するような事業所職員の支援レベル向上のための研修をしていきます。また、事業展開をしやすくするため、事業所への補助制度の充実をさらに図っていきます。
- ニーズに合わせて多様な福祉サービスを選択できる幅を広げるための手段を確保します。
- 個々のニーズを地域の課題として捉えて集約し、施策状況及びサービス提供状況を検証し、新しい制度・支援へと繋げていく仕組みとして、機能を強化していきます。
- 65歳を迎える際には、相談支援専門員やケアマネージャーが相談を受け、個々の様々な事情を理解し、状況を考慮して、当人にとって適切な場合には、障害福祉サービスを適用していきます。

#### 指標設定事業

2-2 19	新規	障害福祉計画の推進	担当課	
長野市障害福祉計画で、計画相談支援事業、障害児相談支援事業などのサービス量を見込み、計画的に実施していきます。			障害福祉課	
			障害ふくしネット	
			地域でいこう委 ケアマネ連絡会	
指標	平成26年度現状値		平成32年度目標値	
計画相談支援等の 利用者数	計画相談支援 障害児相談支援 地域移行支援	386人/月 71人/月 5人/月	計画相談支援 障害児相談支援 地域移行支援	545人/月 107人/月 9人/月

## 主な事業

2-2 20	継続	長野市障害ふくしネットによる提言	担当課 障害福祉課
		長野市障害ふくしネットの仕組みを充実させ、個々のニーズに応えられる障害者施策の提言を行っていきます。	障害ふくしネット
2-2 21	新規	医療的ケアの必要な重度障害者の受け入れ態勢を図る福祉、医療連携の推進	ケアマネ連絡会 担当課 障害福祉課
		医療依存度の高い障害のある人は、家族の負担が大きく、福祉制度だけでは限界があるため、医療制度の活用も視野にいれた福祉と医療機関の連携を推進していきます。	障害ふくしネット 医療的ケア支援委

## 2 福祉施設の充実

### 現状と課題

#### 1 通所サービス

- 通所施設は徐々に増えていますが、本人にあった通所場所を見つけることが困難となっています。

#### 2 居宅サービス

- ヘルパー事業所では、身体障害者の排泄などの、突発時の対応システムができていないため、事業所の人員が少なくなる土日・祝日は、対応できる事業者が見つかるまで、障害のある人本人が何ヶ所も電話せざるを得ない状況となっています。

#### 3 送迎(移送)サービス

- 外出時の公共交通機関の便数が限られ、特に中山間地域ではその傾向が強くなっています。
- 移送サービスの制度も不足しているため、新たなサービスのモデルの検討が必要です。

#### 4 移動支援(外出支援)

- 行動援護を行っている事業所が少ない状況です。

#### 5 短期入所

- 生活をする場がなく一時的に1ヶ月～1年ほどの利用が必要な際の受け入れが難しくなっており、また、子どもが短期入所を利用する施設が不足しています。
- 身近に短期入所の受け入れ先が少なく、また、急な場合の短期入所の受け入れ先も不足しており、夜間の緊急時に対応できる体制が必要とされています。

#### 6 施設入所

- 入所が必要な人がすぐに利用できない状況となっています。
- 施設から地域生活移行を進めていく際に、施設と地域の関係性を綿密にしていく必要があります。

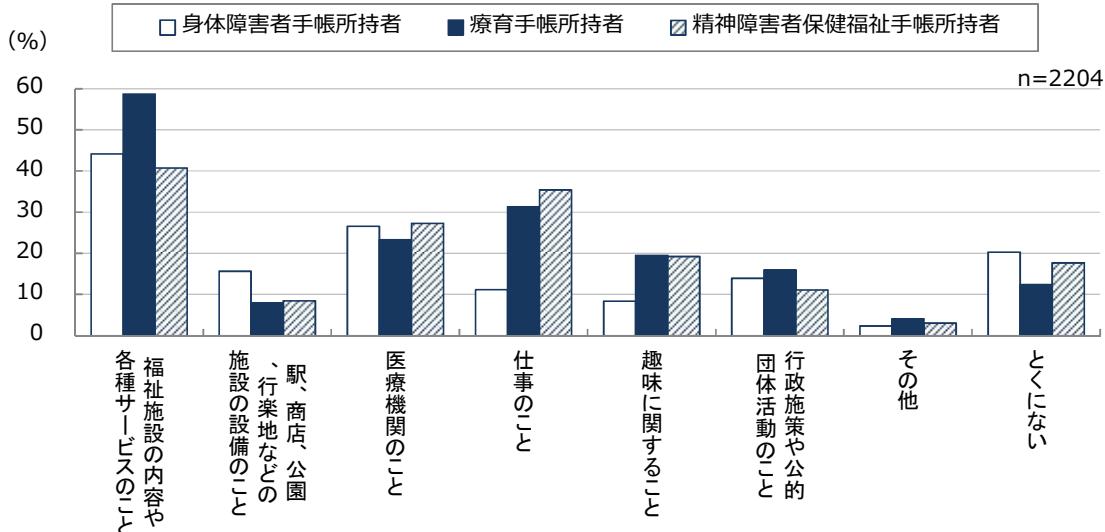
#### 7 障害児自立サポート事業・障害者タイムケア事業

- 行動障害や医療的ケアが必要な利用希望者を受け入れできる事業所や、介護者である家族が、疾病その他の理由により緊急に預かりが必要となる場合等に利用できる施設が不足しています。

#### 8 グループホーム(GH)

- 利用希望者がいても、現状では、グループホームの開所が計画的に進んでいません。

◆事業所等の詳細は、ホームページ、各支所・障害福祉課設置の「長野市障害福祉サービスガイド」に記載されています。

**あなたがほしい情報はどのような内容ですか（複数回答）****今後の施策の方向性（5年後の目標）****1 通所サービス**

- それぞれの事業所の特性を出し、個々の利用者の目的にあった通所サービスを提供していきます。また、障害のある人が福祉サービスを利用する際のサービス選択の一助になるため、引き続き通所施設ガイドブック作成していきます。
- 障害のある人や支援者が必要とする長野市障害者福祉センターでの新たな講座を企画するなど、社会情勢や環境の変化に対応した講座の開催を進めるとともに、参加者の固定化を解消していきます。

**2 居宅サービス**

- 居宅介護事業所の研修を行い、障害のある人の居宅介護に関われる事業所を増やしていきます。また、突発時の対応、特に排泄の対応は人間の尊厳に関わることであり、人間らしく暮らしていくための仕組みづくりを推進します。
- 補助犬の理解や啓発を図り、利用者の支援を継続していきます。

**3 送迎(移送)サービス**

- 障害のある人が、行きたい時に行きたい場所に移動できる手段を保障するための制度や体制を整備していきます。
- 障害のある人が日常的に利用できるようなオンデマンド型などの移送サービスを検討します。
- サービスとサービスを繋げる物、人（物理的環境）の整備をしていきます。
- 福祉自動車運行事業は、利用目的の拡大について、住民自治協議会と連携を図りながら調査・研究し、引き続き事業の推進を図ります。

**4 移動支援(外出支援)**

- 事業所への働きかけを行い、行動援護事業所を増やしていきます。また、同行援護（視覚障害者移動支援従事者）の利用実績を分析しながら、必要人数のガイドヘルパーの養成を促進します。

**5 短期入所**

- 医療機関の協力を得て、行政と民間事業所が共同で夜間対応のための(仮)ケアセンターを設置し、夜間の緊急時に対応します。
- 入所施設の受け入れの整備と、地域で短期入所を行える施設を増やしていきます。その他、短期入所とは別に緊急時受け入れ体制を充実します。

- 各事業者と協定を結ぶなど、ネットワーク化を進め、緊急時に迅速な対応ができるよう体制を整えていきます。

## 6 施設入所

- 地域の中での入所施設の役割を検討し、入所が必要な人が利用しやすくしていきます。

## 7 障害児自立サポート事業・障害者タイムケア事業

- 市内全域に受け入れできる事業所を増やしていきます。また、発達障害や医療ケアを必要とする利用者について、障害者（児）施設や個人の協力を得ながら受け入れ体制を整えていきます。

## 8 グループホーム(GH)

- 利用希望者の要望を把握し、グループホームの整備を計画的に行っていきます。また、その際に市営住宅の活用も検討します。

### 主な事業

2-2 22	継続	障害者福祉センター管理運営	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット ケアマネ連絡会
2-2 23	継続	障害者福祉施設整備費補助金	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット けんり部会
2-2 24	継続	通所施設ガイドブックの発行	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット けんり部会 しごと部会 かつどう部会
2-2 25	継続	補助犬に関する事業	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット くらし部会
2-2 26	継続	訪問理容・美容サービス事業	担当課 障害福祉課 高齢者福祉課 障害ふくしネット くらし部会

## 主な事業

2-2 27	継続	福祉自動車運行事業	担当課 福祉政策課（社協） 障害ふくしネット くらし部会
2-2 28	継続	障害者タクシー利用券交付事業	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット くらし部会
2-2 29	継続	リフト付きバス運行事業	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット けんり部会 かつどう部会 くらし部会
2-2 30	継続	ガイドヘルパー等養成事業	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット けんり部会 かつどう部会 くらし部会
2-2 31	継続	施設入所事業	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット くらし部会 ケアマネ連絡会
2-2 32	継続	障害児自立サポート事業	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット こども部会 ケアマネ連絡会
2-2 33	継続	障害者タイムケア事業（介護者拡大）	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット こども部会 くらし部会 ケアマネ連絡会

## 主な事業

2-2 34	継続	障害者福祉施設整備費補助金	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット くらし部会
		障害者総合支援法等により日中活動の場となった障害福祉サービス事業の施設整備補助を行い、整備を図っています。また、グループホーム利用希望で利用できていない人数を明らかにし、計画的なグループホームの整備を行っていきます。	
2-2 35	廃止	ケアホーム介護人配置事業補助金	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット くらし部会
		地域での生活を望む重度の知的障害者が共同で生活できるようにするため、社会福祉法人等が運営するケアホームを対象に、介護人を配置する経費に対して、補助を行なっています。  法改正により、平成26年度からケアホームとグループホームが一本化されたため廃止しました。	
2-2 36	継続	グループホーム（市営住宅）	担当課 住宅課 障害ふくしネット 地域でいこう委 くらし部会 ケアマネ連絡会
		平成26年度末現在、犀南団地でグループホームを実施しています。（さいなみほ～む他）  公募を経ない目的外使用であり、事業者の申出と市営住宅の利用状況との調整が必要であり、計画的な運用が必要となっています。	
2-2 37	縮小	居宅介護緊急時対応	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット 地域でいこう委 くらし部会 ケアマネ連絡会
		事業所のネットワーク化、又は輪番制を進めることで、当番センター等の緊急時に対応できる体制の仕組みづくりを行います。  相談支援の普及により、緊急時の居宅介護の対応をサービス等利用計画に盛り込んで対応していくため縮小します。	
2-2 38	継続	緊急時ショートステイ	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット 地域でいこう委 こども部会 くらし部会 ケアマネ連絡会
		短期入所とは別に緊急時支援事業として位置づけが必要です。また、障害者虐待事案について、必要に応じて障害者相談支援センター相談員及び、相談支援専門員の協力をもとに、緊急に本人の居所確保をして対応しています。しかし、虐待事案以外に利用する場合は、緊急時の判断基準と利用可能施設の選定が課題です。	
2-2 39	縮小	ナイトケア事業	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット 地域でいこう委 くらし部会 ケアマネ連絡会
		行政と民間事業所が共同で夜間の緊急時対応を行うため、(仮)ケアセンターの設置に向け協議していきます。  緊急時ショートステイ事業の中で利用可能施設の確保を検討しています。	



## 第3章 くらしの充実 ～安心して生活するために～

写真

写真の説明

写真

写真の説明

## 第1節 生活基盤の整備

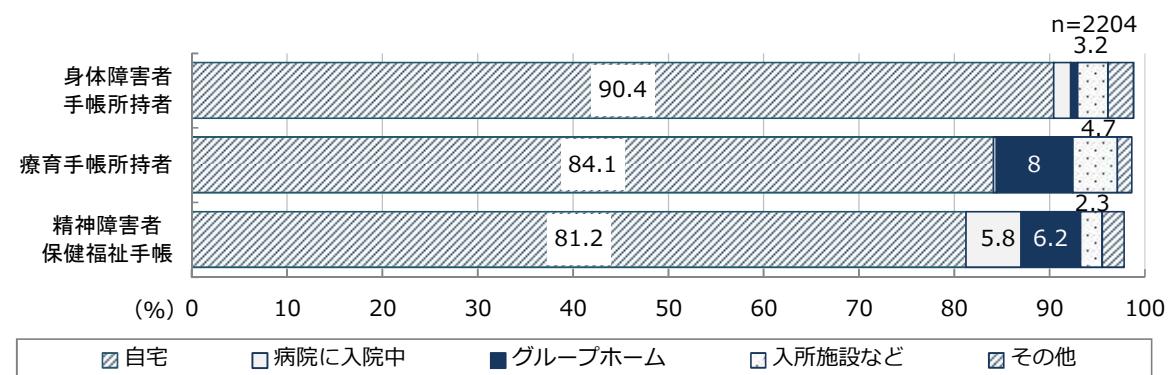
### 1 住まいの充実

#### 現状と課題

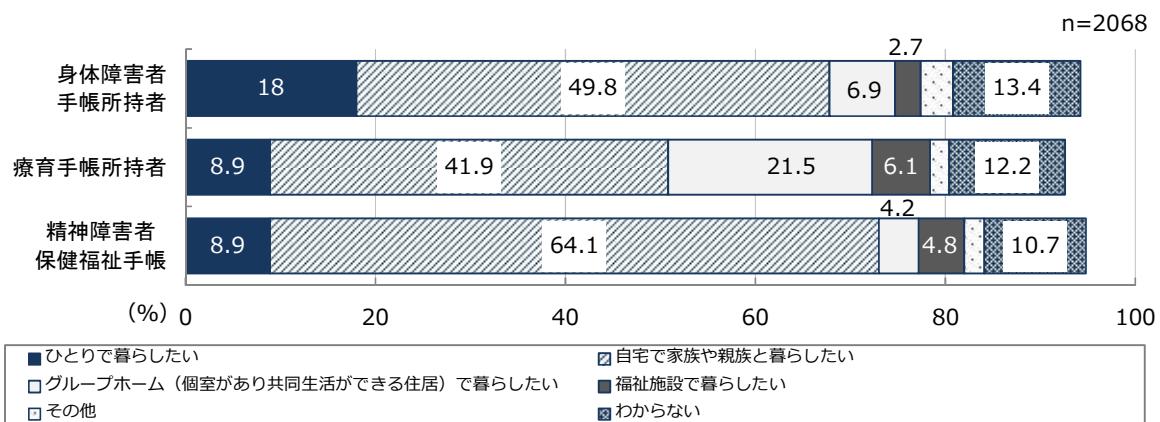
##### 1 住まいの充実

- 現在のグループホームはバリアフリー化が遅れており、障害のある人の高齢化に対応した設備になっていません。また、住居を借りる際に保証人が必要となり、保証人がいない場合、自立した生活のための住まいを確保できない状態です。

#### 現在の生活の場所（寝起きしている場所）はどこですか。



#### あなたは、これから的生活をどのように送りたいとお考えですか。



#### 今後の施策の方向性（5年後の目標）

##### 1 住まいの充実

- 現在あるグループホームについては、設置している法人等が積極的にバリアフリー化を図るとともに、市においても整備のための助成制度の活用を促します。
- 車いす用等住宅の整備は、老朽化した市営住宅の建替推進により戸数の増加を目指します。障害のある人や高齢者等に配慮し、対応できる空き住宅は、引き続き優先入居として募集し、空いている市営住宅については、引き続きグループホームへの活用を図ります。
- 住宅相談事業をより一層周知し、気軽に相談できるような窓口としてサービスの徹底を図ります。

## 指標設定事業

3-1 01	継続	障害者福祉施設整備費補助金	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット くらし部会	
障害福祉計画に基づいたグループホーム等の整備について、法人からの申請により補助金を交付しています。				
指標		平成26年度現状値	平成32年度目標値	
整備施設数		4施設／年	4施設／年	

## 主な事業

3-1 02	継続	身体障害者住宅整備補助事業	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット くらし部会	
身体障害者の在宅生活を継続するために必要な住宅の改修費用を補助しています。身体障害のある人や介護者の経済的な負担を軽減しています。				
3-1 03	継続	車いす用等住宅の整備、市営住宅の入居募集（優先住居）市営住宅のグループホーム活用	担当課 住宅課 障害ふくしネット くらし部会	
市営住宅団地内に車いす対応住宅又はバリアフリー住宅を整備します。障害のある人や高齢者世帯の空き住宅が確保された場合は、優先入居として募集を毎回行います。				
長野市の空いている市営住宅をグループホームとして活用していきます。				
3-1 04	継続	住宅相談	担当課 住宅課 障害ふくしネット くらし部会	
住宅の新築・増改築・リフォーム・耐震改修・バリアフリー化などに関する技術的な相談を受け付けています。				
しかし、相談件数は伸びていないことが現状です。今後は相談に関するケアの充実を図ることが課題です。				
3-1 05	継続	福祉住宅建設資金融資	担当課 住宅課 障害ふくしネット くらし部会	
高齢者・身体障害者等の方が、新築又は増改築等をされる場合、建築資金融資制度があります。				
しかし、現在は、民間金融機関の住宅建設資金融資の貸付利率が長野市より低いため、利用件数が少ないことが現状です。				
今後は融資制度のあり方の検討が課題です。				

## 2 健康づくりの充実

### 現状と課題

#### 1 健康づくりの充実

- 障害のある人の健康管理等を充実する必要がありますが、身体の機能の維持(機能低下予防)に対する医療的支援が不足している状況です。また、健康管理など医療機関との連携も不足しています。

### 今後の施策の方向性（5年後の目標）

#### 1 健康づくりの充実

- 障害のある人個人の特徴に応じて、医療機関・保健師・管理栄養士・作業療法士（OT）・理学療法士（PT）などと連携し定期的な訓練や健康相談、情報提供をしていきます。
- 障害者健康診断の対象者を拡大し、医師による訪問健診及び歯周疾患健診の実施について検討します。
- 障害のある人も含め、市民のがん等の疾病的早期発見・早期治療につなげるため、受診者の利便性に配慮した検診体制を整備し、受診率の向上を図ります。また、生活習慣病予防や健康づくりに関する、正しい知識の普及と健康習慣の実践を図るため、保健師・管理栄養士・歯科衛生士・作業療法士（OT）・理学療法士（PT）が健康教育を実施し、生活習慣病の予防と食育の推進を図っていきます。
- 福祉医療費給付事業は、制度の趣旨を踏まえ、継続して経済的負担の大きい市民を中心に、ともに支えあい、将来にわたり持続可能なものとします。

### 主な事業

3-1 06	継続	健康相談事業の継続	担当課
		健康管理に資するため、障害特性、生活習慣等を把握しながら、医療機関、保健師、管理栄養士、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）等と連携し、健康相談を実施しています。	健康課
3-1 07	継続	胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、肝炎ウィルス検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診	担当課 障害ふくしネット 地域でいこう委 ケアマネ連絡会
		障害のある人も含めて、各種がん検診を実施し、がんの早期発見、早期治療に努めています。乳がん検診や子宮がん検診の受診率向上のため、子育て世代の母親に対して、がん検診を受診するよう啓発活動を強化していきます。 また、肝炎ウィルス検診、骨粗しょう症検診(節目年齢のみ)、歯周疾患検診(節目年齢のみ)を実施し、疾病の正しい知識の普及と予防に努めています。	健康課 障害ふくしネット けんり部会 かつどう部会

## 主な事業

3-1 08	継続	各種健康教室、栄養・運動指導、骨の健康づくり、むせ予防教室	担当課 健康課 障害ふくしネット けんり部会 かつどう部会
障害のある人も含め、生活習慣病予防や健康づくり、歯の健康等に関して、正しい知識の普及と健康習慣の実践を図るため、各種健康教室や講座を開催しています。			
3-1 09	継続	訪問保健指導、難病健康相談	担当課 健康課 障害ふくしネット 地域でいこう委
健康に不安や心配がある場合など、必要に応じて、保健師、管理栄養士、作業療法士(OT)、理学療法士(PT) 等が保健センターや家庭訪問等で相談に応じています。			
3-1 10	継続	精神保健相談、難病医療・生活相談	担当課 健康課 障害ふくしネット 地域でいこう委
精神疾患及び難病患者の方々の保健・医療に関する相談のほか、相談者のニーズに適した情報の提供に努めています。			
3-1 11	継続	障害者健康診査事業	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット けんり部会 かつどう部会
国保特定検診の対象にならない 18 歳以上 40 歳未満の在宅の重度身体障害者を対象に健康診査を実施しています。			
3-1 12	継続	長野市国保特定健康診査、後期高齢者健康診査、特定保健指導、30 歳代の国民健康保険健康診査・保健指導	担当課 国民健康保険課 障害ふくしネット しごと部会 かつどう部会
40 歳以上の長野市国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診を実施しています。平成25年度からは、年度 30 歳～39 歳の希望者に対し、健診を開始しています。また、35 歳以上の人には人間ドック・脳ドックの補助制度も実施しています。健診後は、健診結果により生活習慣改善のための保健指導を実施しています。			
3-1 13	継続	補装具費支給事業	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット くらし部会
障害の内容や程度により、補聴器・義肢・車いす・電動車いす等の補装具の購入又は修理が必要と認めた場合に補装具費の支給をしています。定率 1 割負担ですが、世帯の所得に応じて負担上限額が設定されています。(生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は 0 円、課税世帯は 37, 200 円)			
3-1 14	継続	福祉医療費給付事業	担当課 福祉政策課 障害ふくしネット くらし部会
障害者の健康の保持及び生活の安定に寄与するため、福祉医療費給付金を支給します。			
また、市ホームページ等で市民に制度の周知を図ることで、充分な活用がされています。			

## 主な事業

3-1 15	新規	長期にわたる疾病等のため、定期予防接種を受けられなかった人への定期予防接種の実施	担当課 健康課 障害ふくしネット けんり部会 かつどう部会
3-1 16	新規	高齢者肺炎球菌及び高齢者インフルエンザの定期予防接種の実施	担当課 健康課 障害ふくしネット けんり部会 かつどう部会

長期にわたる疾病等のため、定期予防接種を受けることができなかつた人を対象に、予防接種法に基づく定期予防接種を実施しています。

60～64歳のうち予防接種法に基づく障害等に該当し希望する人に、高齢者肺炎球菌及び高齢者インフルエンザの定期予防接種を実施しています。

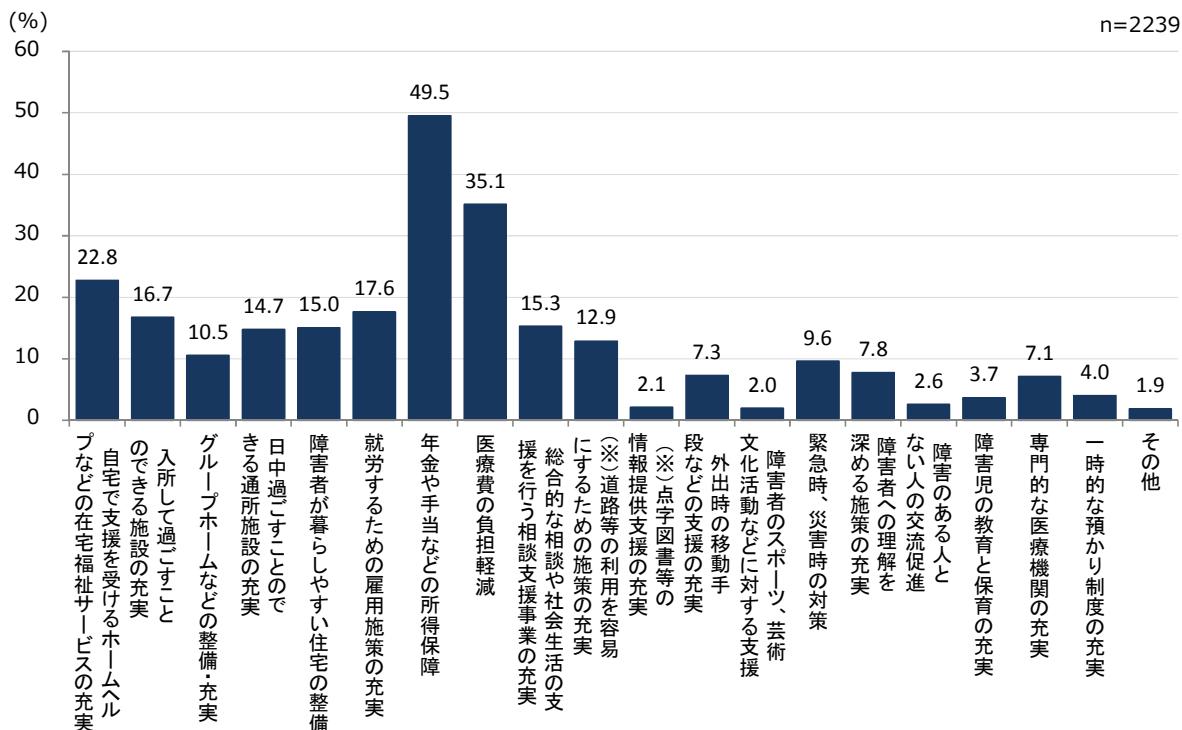
### 3 所得の保障

#### 現状と課題

##### 1 所得保障の充実

- 障害のある人の高齢化にともない、就労系サービスからの工賃収入が見込めず、年金収入だけでは充実した生活を送ることが難しい状況になると予想されます。積極的な広報活動等により、障害のある人に対する年金制度及び各種手当による所得保障について、周知する必要があります。

今後、市が取り組むべき施策として、何が重要だと思いますか。（主なもの3つまで）



(※) アンケート調査の原文：道路、交通機関、公共施設などの利用を容易にするための施策の充実

(※) アンケート調査の原文：点字図書、録音図書、手話放送、字幕放送などの情報提供支援の充実

#### 今後の施策の方向性（5年後の目標）

##### 1 所得保障の充実

- 生活水準の向上に応じた年金や手当が受けられるよう国等へ要望していきます。その他、障害のある人に対する外出経費や医療費等の各種助成制度の充実を図ります。

## 主な事業

3-1 17	継続	障害基礎年金	担当課 国民健康保険課 障害ふくしネット ケアマネ連絡会
		平成23年4月に障害年金加算改善法、平成26年4月に年金機能強化法が施行され、障害者の所得補償の充実が図られています。	
3-1 18	継続	特別障害給付金	担当課 国民健康保険課 障害ふくしネット ケアマネ連絡会
		平成17年4月に創設された事業です。 本給付金は、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情によって、障害基礎年金を受給できていない障害のある人を対象とした福祉的な措置として支給を行なっています。	
3-1 19	継続	65歳から障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給	担当課 国民健康保険課 障害ふくしネット ケアマネ連絡会
		障害基礎年金を受給している人は、65歳以降同時に老齢厚生年金等を受給できることになり年金受給額の増額につながりました。 併給できる対象者には、65歳前に年金機構から通知が届きます。それに従つて手続きを進めますが、併給するためには必ず手続きが必要になるため関係機関と連携をとり、対象者に年金機構に連絡するよう周知に努めています。	
3-1 20	継続	結核・精神給付金	担当課 国民健康保険課 障害ふくしネット 地域でいこう委
		国保加入者で自立支援受給者証(精神通院)所持者に、自己負担(窓口負担)を現物給付しています。 しかし、財源不足、被用者保険加入者にはこのような付加給付がないのが課題となっています。	
3-1 21	継続	生活福祉資金貸付制度	担当課 福祉政策課(社協) 障害ふくしネット 暮らし部会
		手帳所持者に対し、経済的自立や安定した生活に向け資金を貸し付けています。事業の要件、限度額の設定が時代に馴染まない点が課題となっています。	
3-1 22	継続	重度心身障害児福祉年金	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット こども部会
		市内に6ヶ月以上居住している身体障害者1級～4級、療育手帳、特別児童扶養手当認定者、障害児福祉手当受給者に該当する20歳未満の障害児の保護者の方に支給しています。 年額：第1種：135,000円・第2種：99,000円・第3種：33,000円	
3-1 23	継続	特別児童扶養手当	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット こども部会
		重度、中度の身体障害者もしくは知的障害、精神障害がある20歳未満の在宅の児童を監護している方に年3回(4・8・12ヶ月期)に支給しています。 月額 1級 51,100円 2級 34,030円	

## 主な事業

3-1 24	継続	障害児福祉手当	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット こども部会
		常時特別な介護を必要とする 20 歳未満の在宅障害児（身体障害者手帳 1 級及び 2 級の一部の障害児並びに、療育手帳 A1 の一部の重度障害児）に年 4 回（5・8・11・2 月）に支給しています。 月額：14,480 円	
3-1 25	継続	特別障害者手当	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット ケアマネ連絡会
		常時特別な介護を必要とする 20 歳以上の在宅障害者に年 4 回（5・8・11・2 月）に支給しています。 月額：26,620 円	
3-1 26	継続	在宅福祉介護料	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット くらし部会
		市内に 1 年以上居住する 20 歳以上の在宅障害者を、基準日前 1 年間に、居宅において通算 6 ヶ月以上介護している方に支給しています。 年額：第 1 種：35,000 円・第 2 種：25,000 円・第 3 種：11,000 円 第 4 種：9,000 円	
3-1 27	廃止	人工透析患者等見舞金	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット くらし部会
		低肺機能患者で医師の処方箋等により在宅酸素療法を行っている人に支給しています。 慢性の腎疾患により人工透析を受ける人で、特定疾病療養受療証の交付を受けている人、更生医療の給付を受けている人に支給しています。 平成 26 年度をもって事業終了。	

## 4 生活の移動手段の確保

### 現状と課題

#### 1 日常の移動手段の充実(長期目標)

- 公共交通は、生活を守り、地域の活力を維持していくための、必要不可欠な都市機能の一つですが、急速な人口減少・高齢化の進展等により、民間事業者による独立採算ベースによる輸送サービスの提供や、行政の赤字補填による運行方法が困難となってきています。こうした中、公共交通が将来も安定して運行を続けていくためには、利用促進が不可欠であり、公共交通ネットワークの再構築や、分かりやすく利用しやすい公共交通の整備、地域住民の「地域の公共交通手段は地域で守る」意識の醸成等が必要となっています。

#### 2 移動支援の充実(短期目標)

- 通学、通所のために移動支援のサービスを受けられず、特に土日・祝日移動支援サービスの利用希望に対して、事業所が応えられていません。理由として報酬単価が低く事業所の採算が見込めないなど、サービス体制が整備されない状況があります。

### 今後の施策の方向性（5年後の目標）

#### 1 日常の移動手段の充実(長期目標)

- 長野市公共交通ビジョンに基づき、まちづくり計画等との連携を図りながら地域のニーズに合った公共交通ネットワークの再構築に取り組み、また、利便性向上のため、障害者等の円滑な移動手段の確保のためのバリアフリー化など、公共交通の利用環境の整備に努めてまいります。

#### 2 移動支援の充実(短期目標)

- 事業所は通所サービス利用促進の助成事業を利用するなどして送迎サービスの充実を図ります。また、事業所は積極的に福祉有償運送事業を活用し、ニーズに対応するようにします。
- 冠婚葬祭など短時間の利用の外出は、利用者の負担なく利用できるようにし、長時間の場合(宿泊をともなう外出時利用など)は、利用者負担を求めるなどの見直しを行います。

## 指標設定事業

3-1 28	継続	移動支援（外出支援）事業拡大	担当課 障害福祉課	
		移動に介助が必要な身体障害者や見守りが必要な知的障害者・精神障害者など単独では外出できない障害のある人に対して、ヘルパー事業所による移動支援を実施し、外出機会や余暇活動等のための外出の際の移動を支援しています。	障害ふくしネット 地域でいこう委 けんり部会 かつどう部会 くらし部会 ケアマネ連絡会	
指標	平成26年度現状値		平成32年度目標値	
年間の利用人数（人／年）	移動支援 同行援護	361人／年 23,382時間／年 120人／年 8,669時間／年	移動支援 同行援護	331人／年 21,461時間／年 202人／年 12,974時間／年
年間の利用時間（時間／年）	行動援護	71人／年 14,942時間／年	行動援護	92人／年 16,334時間／年

## 主な事業

3-1 29	継続	市バス等運行事業、循環バス、空白型乗合タクシー、中山間地域輸送システム、公共交通空白地有償運送廃止路線代替バス、「長野市公共交通ビジョン」事業の推進	担当課 交通政策課
		住民の移動手段を確保するため、合併町村においては市バス等を運行するとともに、中山間地域においては住民組織が主体で運行する乗合タクシーを支援しています。市街地等における交通空白地域・交通不便地域の解消や日常生活の利便性向上のためには、空白型乗合タクシーや循環バスを運行しています。	障害ふくしネット 地域でいこう委 けんり部会 しごと部会 かつどう部会 ケアマネ連絡会
		更に、民間事業者が維持困難な生活路線バスについては、廃止代替バスを運行するとともに、一部補助により路線を維持しています。	
		公共交通の活性化・再生を目指し、「長野市公共交通ビジョン」に基づく各種事業を実施しています	
3-1 30	継続	自転車駐車場管理運営	担当課 交通政策課
		鉄道駅に自転車駐車場を設置し、自転車からの乗り換えによる公共交通機関利用を促しています。(現在、34ヶ所 9,401台分)。自転車駐車場内に放置される自転車が課題となっています。	障害ふくしネット しごと部会 くらし部会 ケアマネ連絡会

## 主な事業

3-1 31	継続	地域たすけあい事業補助金	担当課
		長野市社会福祉協議会が実施する地域たすけあい事業に対して事業費の補助を行っています。(高齢者や障害のある人で日常生活に支障のある人への家事援助サービス及びひとりではバス・タクシー等の公共交通機関の利用が困難な要介護・要支援者、障害のある人、肢体不自由者の方の通院等を支援する外出支援サービス)	高齢者福祉課
		各地区社協においてボランティアの協力員を含めて運営を行っており、きめ細かな対応を行っています。	障害ふくしネット
		地区数や利用者の増加により、事業費が増加しているのが課題となっています。	かつどう部会 くらし部会

## 第2節 社会参加のために

### 1 余暇活動の充実

#### 現状と課題

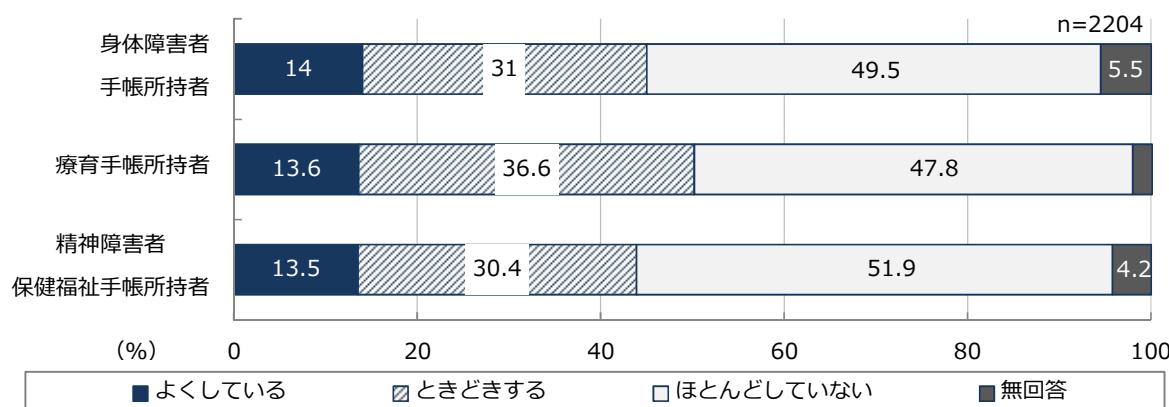
##### 1 余暇活動の充実

- 障害のある人に対する多様な余暇が不足している状態です。また、余暇の楽しみ方・見つけ方が分からない、障害特性によっては余暇への意欲が見出せないといったケースもあります。
- 行事に限らず、外出すると費用がかかり、経済的負担が生じることも課題となっています。

##### 2 活動参加支援の充実

- 現状では、少ない金銭的負担で参加可能な行事が少なくなっています。
- 利用している施設の行事以外の情報が少なく選択肢が限られているのも課題となっています。

【スポーツ、レクリエーション、趣味等の活動はしていますか。】



#### 今後の施策の方向性（5年後の目標）

##### 1 余暇活動の充実

- スポーツやレクリエーションは、健康・体力の維持増進や機能回復、心身のリフレッシュ等、様々な効果があるため、施設の整備や環境の充実に努めます。
- 各種講座やスポーツ教室、旅行など様々な分野の余暇活動を事業所間で連携して企画し、事業所の枠を越えて障害のある人自身が自らの希望を基に企画・立案・実施に関わることで興味が持てるよう支援し、より多くの障害のある人が参加できるようにします。
- 市有施設の入場料等の減免の充実を図るとともに、免除・減免・割引の申請手続簡素化等を図り、経済的支援を受けやすくするよう努めます。
- 文化交流芸術祭について、一層の周知、広報活動を強化します。

##### 2 活動参加支援の充実

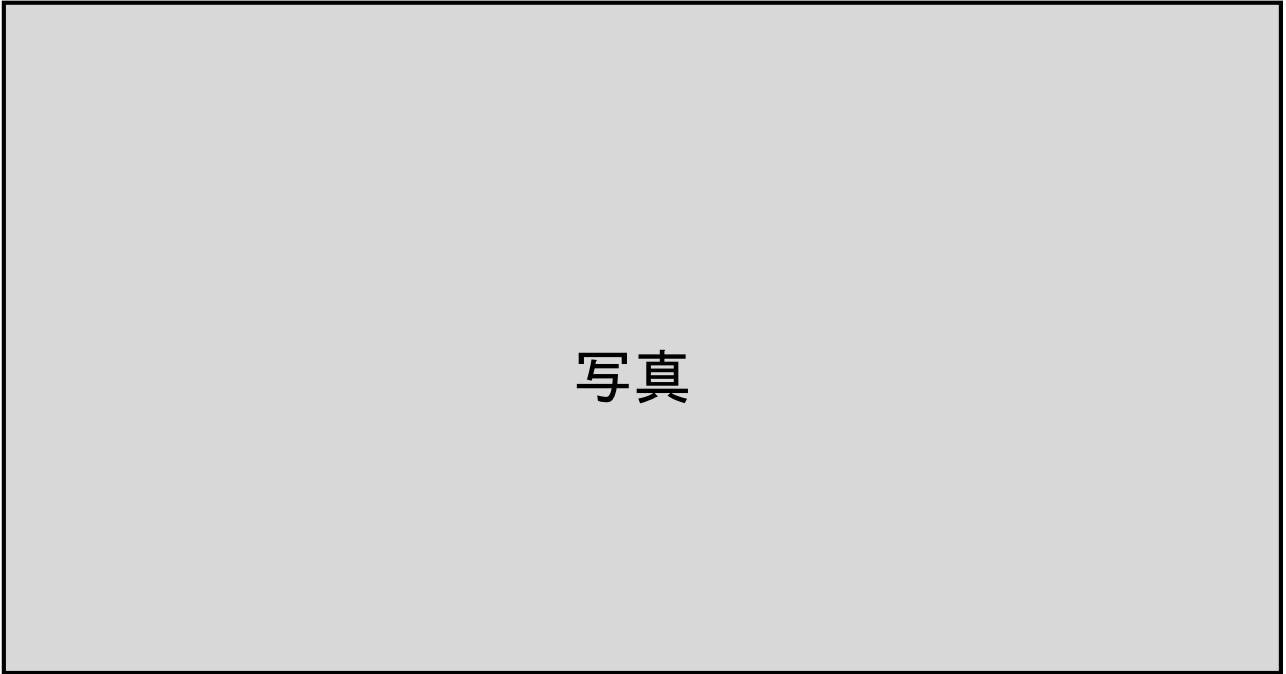
- 障害のある人が中心になって企画・運営する活動に対して、経費の一部を助成します。
- 事業所間が連携し、携帯端末などで閲覧可能な情報発信を行います。
- 障害者余暇活動支援事業補助金を継続していきます。

## 主な事業

3-2 32	継続	文化交流芸術祭	担当課 障害福祉課
		文化芸術活動に取り組んでいる障害のある人の作品を紹介、展示することで、障害のある人の社会参加の促進を図ります。また、市民が作品を通じて、障害のある人の豊かな感性と、文化芸術活動への理解を深める機会となることを目的に実施します。	障害ふくしネット けんり部会 かつどう部会
3-2 33	継続	障害者スポーツ振興事業 (各種講習会、車いすマラソン)	担当課 障害福祉課
		長野市障害者スポーツ協会主催により、障害者スポーツの各種講習会を実施しています。 車いすマラソン大会は、全国から多数の選手が参加しており、周知されてきています。	障害ふくしネット けんり部会 かつどう部会
3-2 34	継続	市有施設の使用料等の減免 (体育館施設使用料減免、入館料の減免等)	担当課 スポーツ課 博物館
		平成19年3月1日付「長野市営体育施設使用料の減免に関する内規」等により、長野市及び指定管理者による施設は全て免除又は減免を実施しています。 障害のある人と介護者及び引率者に対して入館料を減免し、地域文化の学習や芸術文化の鑑賞機会を支援しています。 減免措置の周知が利用者間で少しずつ浸透し、障害者団体を中心に利用者が少しずつ増えています。	障害ふくしネット けんり部会 かつどう部会 くらし部会
3-2 35	継続	障害者余暇活動支援事業補助金	担当課 障害福祉課
		障害のある人も、充実した生活を送るために、健康・体力の維持や機能回復、心身のリフレッシュ等を目的として余暇活動を行う当事者団体等に活動費の一部を補助しています。1団体に30万円を上限に3年を限度として補助しています。また、重度障害者外出支援事業補助金は、参加者1名あたり日帰り旅行1,500円、宿泊旅行3,000円を継続して補助していきます。	障害ふくしネット けんり部会 かつどう部会 くらし部会
3-2 36	継続	余暇活動支援推進事業	担当課 障害福祉課
		余暇に関する情報を事業所と共有しながら連携をとり、様々な媒体を通じて障害のある人に向けた情報の発信をしていきます。	障害ふくしネット けんり部会 かつどう部会 くらし部会
3-2 37	継続	フロアホッケー競技の推進	担当課 障害福祉課
		障害のあるのために、長野県フロアホッケー連盟と協力してフロアホッケー競技の裾野を広げ、競技人口を増やします。	障害ふくしネット けんり部会 かつどう部会

## 第4章 教育、育成の充実

### ～生きる力を育てるために～



写真

写真の説明



写真

写真の説明

# 第1節 母子保健事業・早期療育体制の充実

## 1 充実

### 現状と課題

#### 1 母子保健事業・早期療育体制の充実

- 子どもに関わる関係機関、関係者との連携を図り、情報を共有し総合的な支援サービスが行えるようにしていく必要があります。
- 疾病や障害の早期発見のため、乳幼児健康診査や健康教室の充実が必要です。また、相談には親身に応対し、本人支援、家族支援の視点から関係機関へスムーズに橋渡しができる人材の育成及び専門スタッフの資質向上が求められています。
- 発達の気になる子どもの情報を、保健所健康課や保健センター、幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校等の教育機関、医療機関、障害児支援施設、相談機関等の関係機関への的確に引き継ぎ、発達障害の早期発見、早期療育に努める必要があります。子どもの発達状況に応じて、それぞれの各支援者が情報を共有するために、発達支援サポートブックを有効に活用する必要があります。
- 市の発達相談員は保健所健康課と子育て支援課に配置されています。相談件数の増加及び相談内容が多岐にわたることから保護者や園からの相談に速やかかつ十分に対応しきれない状況がみられます。
- 医療的なケアが必要な子どもについては、幼稚園、保育園、認定こども園で受け入れ体制が整わず、希望園に入園できない場合もあるため、受け入れるための支援体制を整えるとともに、関係機関と連携を図る必要があります。

#### 2 ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築

- それぞれの障害特性を理解し、乳幼児期、学齢期、青年期とそれぞれの成長段階に応じ一貫した継続的な支援が必要です。
- 子育てで不安な時などに、気軽に行ける身近な場所や親の思いに寄り添う支援体制の確立が必要とされています。

### 今後の施策の方向性（5年後の目標）

#### 1 母子保健事業・早期療育体制の充実

- 乳幼児健診の受診率は90%を超えてますが、疾病や障害の早期発見のため、今後も高い受診率の維持に努めます。また、専門スタッフの資質向上のため研修会等を行うとともに、「母子保健マニュアル」を随時更新し、乳幼児健診の内容の充実を図ります。
- 障害が発見される時期、保護者が障害を受け入れられる時期によって支援の内容等が異なるため、対象児や保護者のニーズを慎重に見極めながら、関係各課が情報を共有し、個別のニーズに即した一貫した支援ができるように努めます。保護者を中心に子どもの発達状況や支援状況等を記録する発達支援サポートブックを、それぞれの支援者が有効に活用し継続した支援に努めます。
- 医師会及び専門スタッフとの連携を更に深め、医師・専門スタッフの継続的な確保に努めます。
- きめ細やかな支援を行うために、発達相談員の増員を行い、より機能的・有効的に活動していきます。
- 医療的ケアの必要な子どもの保育園への受け入れについて、対象児の状況を把握した上で、関係機関と連携し受け入れ体制の調整に努めます。
- 保育士の障害理解と対応力（資質）向上を図るため、研修会等を実施し、障害児保育の充実に努めます。

## 2 ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築

- 障害福祉課、子育て支援課、保育・幼稚園課、保健所健康課、学校教育課で行われている各相談事業を整理し、ライフステージに応じた情報提供等の支援ができる体制にします。また、個別のニーズに即し保健・医療・福祉・教育が一体となった療育システムを確立します。
- 乳幼児期から就学までの総合的な支援ができる体制の強化、充実を図ります。
- 専門スタッフを配置し、チーム支援ができる体制づくりをします。
- 発達障害や早期に障害が発見された子どもを持つ親の思いに寄り添ったサービス等の支援に取り組んでいきます。

### 主な事業

主な事業			担当課
4-1 01	継続	<b>乳幼児健康診査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児一般健康診査・4ヶ月児健康診査</li> <li>・9~10ヶ月児健康の脳診査</li> <li>・1歳6ヶ月児健康診査・3歳児健康診査</li> </ul>	健康課
		身体発達及び精神発達の面から最も重要な時期である乳幼児期に、医師・歯科医師・保健師等による総合的な健康診査を保健センター等で集団健診方式で実施しています。また、3~11ヶ月、9~10ヶ月児を対象に、医療機関による個別健康診査を実施しています。	障害ふくしネット こども部会
4-1 02	継続	<b>乳幼児健康教室</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7~8ヶ月児健康教室</li> <li>・2歳児健康教室</li> </ul>	担当課 健康課
		母親同士のコミュニケーションの促進と乳児期の発達チェックによる障害及び疾病の早期発見のため、7~8ヶ月児、2歳児健康教室を保健センター等で実施しています。	障害ふくしネット こども部会
4-1 03	継続	<b>育児・健康相談</b>	担当課 健康課
		健康・育児に関する相談に応じます。また、保健センター等で実施しています。	障害ふくしネット こども部会
4-1 04	継続	<b>母子専門相談</b>	担当課 健康課
		心身、環境においてハイリスク因子を持つ妊娠婦や乳児、低体重児・未熟児、長期療養児で、妊娠から出産、育児上の不安や悩みを持つ方を対象に、長野市保健所健康課において定期的に相談日を設け、医師による診察と専門相談を実施していきます。	障害ふくしネット こども部会
4-1 05	継続	<b>発達相談</b>	担当課 健康課
		乳幼児をもつ保護者の育児上の困難や不安、精神運動発達や言語発達について、相談できる場を提供します。そして、子どもに応じた発達相談、経過観察等の適切な保健指導を行うことで、幼児の状態や障害を保護者が受け入れていくように努めます。  また、精神発達、運動機能、行動面や親子関係において、何らかの問題が懸念される幼児とその保護者に対して遊びを通じた集団で行うカリキュラムを継続して実施することで、幼児の発達を促します。	障害ふくしネット こども部会

## 主な事業

4-1 06	継続	すぐすぐ広場	担当課  健康課  障害ふくしネット	
4-1 07	継続	あそびの教室		
乳幼児の精神運動発達や言語発達について、保護者の疑問や不安について相談に応じる場を提供し、子どもに応じた適切な保健指導を行うため、発達相談、経過観察を実施します。				
さらに、精神発達・運動機能・行動面や親子関係において何らかの問題が懸念される幼児とその保護者に継続的な集団での課題(あそび)により幼児の発達を促します。また、保護者の育児上の困難さや不安に対して相談を行うことにより、保護者が幼児の状態や障害を受け止められるように努めます。			こども部会	
4-1 08	継続	乳幼児発達健診		
乳幼児健康診査及び健康教室等の結果、精神・行動・言語面等で発達に障害があると疑われる子どもに対し、医師等の専門スタッフによる診察、指導を実施します。				
4-1 09	継続	個別・グループ療育	担当課  健康課  障害ふくしネット	
乳幼児発達健診の結果、成長・発達に支援が必要と判断された子どもとその保護者に対して、臨床心理士、言語聴覚士(ST)、作業療法士(OT)、発達相談員、保健師等に相談できる場を提供します。そして、子どもの健やかな成長、発達を促し地域で生活していく技術が身につけられるように、また、保護者が生き生きと子育てができるように支援ていきます。				
4-1 10	継続	保育園・幼稚園等の施設訪問 (発達相談事業)		
発達相談員及び保健師が保育園等を訪問し、子どもの特徴や障害特性、対応方法について助言を行うことにより、保育園等が主体的に保育に取り組んでいくように支援します。保護者や園からの相談に速やかに、かつ十分に対応できるように発達相談員の増員を検討します。			こども部会	
4-1 11	継続	障害児保育事業		
市内の保育士・幼稚園教諭・保育教諭等を対象に、研修会を実施して、障害理解の促進と障害の特性と支援の最新の考え方や関係機関との連携のあり方を学び、質の向上を図っています。また、心身の発達状況により入園が適当と認められる医療ケアの必要な子どもの園への受け入れ体制の整備を行います。				
4-1 12	継続	障害児発達支援体制構築事業	担当課  障害福祉課  障害ふくしネット	
児童発達相談支援事業により、障害児及びその保護者等に対し、施設内や家庭を訪問する等により、各種福祉サービスの提供に係る援助、調整等を行い、障害児の地域生活に対する総合的なマネジメントを実施しています。また、相談支援体制の更なる充実と資質の向上を図ります。				
そして、臨床心理士、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)、保健師、コーディネーターを配置したチーム支援を目指します。				

## 2 連携

### 現状と課題

#### 1 保健・医療・福祉・教育の連携

- 幼稚園、保育園、認定こども園において、発達について課題や偏りのある子どもについては、保健所健康課、子育て支援課の発達相談員、県の療育支援事業相談員や市の障害者相談支援担当者、学校関係者等が担任や保護者の相談に対応しています。しかし、それぞれの機関の目的や手段に相違があり、対象園では各機関より様々な支援を受けることになり、継続的で一貫性のある支援が充分とはいえません。
- 専門的支援の必要な子どもが増加傾向にある中、各機関が連携を図りながら個別の支援を行うとともに、園全体で適切な対応ができるように支援していく必要があります。また、子どもの情報が各支援者で共有され、就園、就学へと切れ目のない支援が行なわれる必要があります。
- 乳幼児期に本人や家族へいかに必要な支援ができるかが大変重要ですが、乳幼児期の保健と福祉の連携に課題があるため、相互に情報の共有ができず、多分野からなるチームでの支援体制づくりが難しい状況です。
- 発達について支援の必要な子どもが、早期に把握され支援が受けられるように、子どもの発達について保護者の理解の促進を図り、ライフステージに沿った支援ができるように努める必要があります。

#### 2 情報提供の充実

- 転入者、長期入院児など、保健・医療・福祉サービスなどの情報がなかなか入りにくい状況にあるため、必要なサービスの情報を提供する必要があります。

### 今後の施策の方向性（5年後の目標）

#### 1 保健・医療・福祉・教育の連携

- 専門的支援の必要な子どもや保護者について、関係者、関係機関が連携して、情報を共有するとともに総合的支援を進めるために、保健、医療、福祉、教育の関係者、関係機関の連携を図る体制を充実、強化していきます。
- 本人や家族に対して、保健・医療・福祉・教育など多分野から構成される、早期療育体制を整備し、幼稚園、保育園、認定こども園へ定期的にチームで巡回するシステムを構築していきます。
- 発達支援サポートブックを活用し、多分野への連絡を密にするよう努めます。

#### 2 情報提供の充実

- 子どもに関する様々な相談を最初に受付ける総合相談窓口と、関係課、関係機関のそれぞれの相談窓口が効果的に連携し情報の共有が図れるように努めます。
- 『広報ながの』、市のホームページ等の活用など様々な方法で、積極的な情報発信に努めます。
- 障害のある子どもの理解に関する講演会や研修会等を開催したり、『情報ツワー』等の支援ガイドブックや広報誌を作成するなど、市民や家族等に子どもへの係わりや支援についての情報提供に努めます。

## 指標設定事業

4-1 13	新規	発達支援あんしんネットワーク事業	担当課 子育て支援課 障害福祉課 保育・幼稚園課 健康課 学校教育課 障害ふくしネット こども部会	
発達について専門的な支援が必要な子どもや保護者に対して、子どもに関わる関係者が集まり情報を共有するとともに、関係機関との連携・協力を図り、適切かつ総合的な支援につなげるために、情報交換、事例検討、支援会議等を行う体制を整備します。				
また、発達に課題や偏りを持つと思われる園児に対し、こども相談室職員が関係機関と連携し、保育担当者や保護者に対して相談・指導を行なうとともに、園全体で適切な対応ができるように支援していきます。				
指標	平成26年度現状値		平成32年度目標値	
園訪問相談延人数	866人／年		1,800人／年	

## 主な事業

4-1 14	継続	相談支援事業	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット 地域でいこう委 こども部会 ケアマネ連絡会	
市内の相談支援事業所に委託をして、障害のある人が相談しやすい体制を整えています。				
また、長野市障害ふくしネットを活用し、障害のある人の情報を迅速に収集し、相談支援専門員等に繋げています。				
4-1 15	継続	障害児相談支援事業	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット こども部会 ケアマネ連絡会	
児童発達相談支援事業及び療育コーディネーター（県依託）により、発達が気になる子どもの相談や福祉サービスの情報提供及び障害のある子の子育て相談を実施しています。				
また、家庭環境も勘案し、必要な機関に繋げていける障害児に特化した相談支援事業を実施します。				
4-1 16	縮小	特別支援庁内連携会議	担当課 障害福祉課 子育て支援課 保育・幼稚園課 学校教育課 障害ふくしネット こども部会	
障害福祉課、子育て支援課、保育・幼稚園課、健康課、学校教育課で情報の共有等に関して検討し連携を図っていきます。				
発達支援あんしんネットワーク事業と重複する部分については、事業内容の移行を検討しています。				
4-1 17	継続	こどもの心事例検討会	担当課 学校教育課 障害ふくしネット こども部会	
長野市医師会との共催による「こどもの心事例検討会」を開催し、各関係者、機関等と連携を図っています。また、事例集を学校に配布し、活用の促進に努めています。				

## 主な事業

4-1 18	継続	特別支援学校教育相談担当者会	担当課 学校教育課 障害ふくしネット こども部会
		北信地区特別支援学校教育相談担当者、北信教育事務所、学校教育課が教育相談や北信地区の特別支援教育全般について意見交換等を行い、インクルーシブ教育の実現のために連携を図ります。	
4-1 19	拡充	健康カレンダー・子育てガイドブックによる情報提供	担当課 健康課 子育て支援課 障害ふくしネット こども部会
		ニーズに応じた様々な情報提供や各種媒体を通じて保育園、幼稚園、認定こども園、病院等の関係機関及び市内全戸の配布の実施に努めます。	
4-1 20	継続	幼稚園、保育園、認定こども園への園訪問事業	担当課 子育て支援課 障害福祉課 保育・幼稚園課 健康課 学校教育課 障害ふくしネット こども部会
		行政（子育て支援課、保健所健康課、学校教育課、障害福祉課等）が実施している園訪問の担当者（発達相談員や保健師、保育士、特別支援教育関係者、相談支援従事者等の専門家）や、児童発達支援、保育所等訪問支援を実施する事業所等が連携し、発達支援あんしんネットワーク事業の一部として、支援が必要な児や保護者への効果的な支援が行われるようなシステムをつくります。	
4-1 21	新規	こども相談室の相談事業	担当課 子育て支援課 障害ふくしネット こども部会
		0歳～18歳までの子どもに関する様々な相談を受付ける総合的窓口として、教育部門・福祉部門等と連携して対応し、適切な支援に結びつけていきます。	
4-1 22	新規	発達支援サポートブックの活用	担当課 子育て支援課 障害ふくしネット こども部会
		子どもの発達状況や支援状況について、保護者を中心に、各支援者が共有するため、発達支援サポートブックを有効に活用していきます。	

## 第2節 福祉サービスの充実

### 1 充実

#### 現状と課題

##### 1 放課後や長期休み等における居場所の確保

- ニーズがあっても現在の事業所だけでは不足しており、特別支援学校の児童の放課後支援をはじめ、事業所として受け入れをしたくても場所やスタッフ確保ができない状況にあります。また、特に医療的ケアの必要な児童受け入れ事業所が不足しています。
- 通学、通所のための移動支援サービスが不十分です。福祉有償運送はありますが、利用者の負担が大きくなっているほか、公共交通機関の場合、保護者が働いていると児童がバス等を利用するための練習ができず、利用できないなどの問題があります。また、登下校時に保護者が付き添うことで児童が自立の機会を逃してしまったり、また保護者の負担も大きいなど課題となっています。

##### 2 スタッフの資質向上

- 障害理解のための学習機会が少なく、サービス提供側であっても、理解ができない場合があり、資質の向上が求められています。

##### 3 法的支援や福祉サービスの範囲

- 発達障害等現状の国が定める法的支援や、市の福祉サービス等に該当されない障害のある人が、適切なサービスを受けられていない場合があります。

#### 今後の施策の方向性（5年後の目標）

##### 1 放課後や長期休み等における居場所の確保

- 事業量見込を計画して、現行実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、需要の伸びに応じて、提供量の拡大や新規参入する事業所の支援策を検討します。
- 市内の事業所では、様々な障害に対応できるスタッフの育成と看護師などの専門スタッフの配置を進めています。
- 登下校指導、登下校の手段を確保し、自立して登校できるようにするために、学校と福祉事業所との協力体制を検討します。また、特別支援学校からの下校に関して、事業所付近へのバス停設置を要望していきます。
- 学校側の放課後の支援体制（児童館のようなもの）の校内設置について、県教委等関係機関と協議をしていきます。また、地域で利用できる場所として、市立公民館を利用しやすくします。

##### 2 スタッフの資質向上

- 障害別講演会を開催し、スタッフが障害に対する正しい理解と支援を学習する機会を設けます。また、その補助制度を設ける検討をします。

##### 3 法的支援や福祉サービスの範囲

- 発達障害等適切なサービスが受けられていない障害のある人に対して、サービスの受給に結びつくための調査・研究を行い、検討していきます。

指標設定事業

4-2 23	新規	障害福祉計画の推進	担当課	
		長野市障害福祉計画で、児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業などのサービス量を見込み、計画的に実施していきます。	障害福祉課	
			障害ふくしネット	
			こども部会	
指標	平成 26 年度現状値		平成 32 年度目標値	
1 月当りの延べ 利用人数 (人日分/月)	児童発達支援 放課後等 デイサービス	1,371 人日分/月 112 人/月 1,572 人日分/月 260 人/月	児童発達支援 放課後等 デイサービス	2,250 人日分/月 176 人/月 2,650 人日分/月 380 人/月
1 月当りの 利用人数 (人/月)	保育所等訪問支援	10 人日分/月 8 人/月	保育所等訪問支援	23 人日分/月 16 人/月

## 主な事業

4-2 24	継続	<b>障害者（児）施設医療ケア補助事業</b>	担当課 障害福祉課
		障害者（児）施設事業所が、各種サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護、短期入所、障害児自立サポート、タイムケア）を必要とする障害のある人の受け入れ時に適応される、看護師を配置した場合の必要な経費の補助を行います。	障害ふくしネット
4-2 25	継続	<b>短期入所行動障害児等援護事業</b>	こども部会 医療的ケア支援委
		強度行動障害がある子ども等が短期入所事業を利用した場合に、職員加配に要する経費の一部を施設に補助することにより、施設の運営負担を軽減することで、受け入れ可能な施設の拡大を図っていきます。	担当課 障害福祉課
4-2 26	継続	<b>障害児自立サポート事業</b>	障害ふくしネット こども部会 くらし部会
		放課後や休日の一時預かりや外出支援により介護者の介護負担軽減を図るとともに、自立と社会参加の支援を行います。	担当課 障害福祉課
4-2 27	継続	<b>登下校時の支援</b>	障害ふくしネット こども部会
		現行の制度下の課題があるなかで、家庭、福祉事業者、ボランティア等による協力も含めて支援体制を検討していきます。	担当課 学校教育課
			障害ふくしネット こども部会

## 主な事業

4-2 28	継続	市立公民館等の利用	担当課 生涯学習課 障害ふくしネット こども部会 くらし部会	
障害児自立サポート事業などの場としても市立公民館等の学習室・調理室等の貸出を行っています。施設構造及び老朽化により改修が困難な館もあり利用しづらい点が課題です。				
4-2 29	継続	障害福祉従事職員育成支援事業		
利用者へのより良い支援に結びつくように、スタッフの資質及びスキルアップを図り、より実践的な問題に対応していくため、事業所のスタッフを講師とするなど課題に対応した研修会等を開催していきます。				
			担当課 障害福祉課 障害ふくしネット こども部会	

## 2 連携（情報交換及び提供）

### 現状と課題

#### 1 家族、学校(小・中・高)、サービス事業所

- 特別支援学校とサービス事業所は連携が取りやすい反面、小学校・中学校・高校では、福祉サービスの周知が十分でないため、連携が取りにくい場合があります。
- 福祉サービスを利用している児童、生徒については、学校でのケア会議に事業所も参加できる場合が多く、情報交換や連携ができますが、それ以外の場合はできていないのが現状です。一方で、事業所では、会議に携わる職員の不足や会議出席に対する費用がどこからも捻出できないことが課題としてあります。
- 親の会、保護者の勉強会、交流会に積極的に参加する家庭や開催する事業所がある一方で、福祉サービス等と連携できず、相談すらできずに孤立している家庭もあります。

#### 2 医療機関

- 保護者が医師と連携が取れていない場合の支援は難しい状況にあります。また、医療機関と福祉との情報共有が図られておらず、福祉から医療機関へ繋がりにくい状況となっています。
- 新生児特定集中治療室（NICU）から退院しても、在宅で介護することが難しいことが多く、入院が長期化してしまうことがあります。

#### 3 バス事業者等旅客運送業界

- 学校からの送迎手段がないために、福祉サービス（自立サポート等）を利用できない子どもたちがいます。事業所によっては民間タクシー会社と委託契約を結び、学校～事業所～自宅の送迎を行っている所もありますが、現状では経済的に厳しい状況となっています。

#### 4 行政

- 子どもに関する行政機関（学校教育課、障害福祉課、子育て支援課、保育・幼稚園課、保健所健康課等）の横の繋がりが完全ではなく、特別支援庁内連携会議を実施していますが、連携がとれるようになるには課題が多くあります。

### 今後の施策の方向性（5年後の目標）

#### 1 家族、学校(小・中・高)、サービス事業所

- 地域や学校と事業所との交流会、学習会を開催します。また、学校管理職をはじめ、特別支援教育コーディネーター等の教職員が、他機関との連携の重要性について理解を深めるような仕組みをつくります。

#### 2 医療機関

- 福祉サイドから、医療機関へ福祉サービスについての情報提供、情報発信を積極的に行っていきます。また、四医師会（長野市・更級・千曲・須高）との情報交換会等をしていきます。

#### 3 バス事業者等旅客運送業界

- 事業者が福祉有償運送で、すべての送迎を行うことは困難なため、バス・タクシー事業者等と連携を図っていきます。

## 4 行政

- 子どもに関する部署のあり方について、関係課及び関係機関と協議していきます。

### 指標設定事業

4-2 30	拡充	発達支援あんしんネットワーク事業 地域発達支援会議	担当課 子育て支援課 障害福祉課 保育・幼稚園課 健康課 学校教育課 障害ふくしネット こども部会 ケアマネ連絡会
指標		平成 26 年度現状値	平成 32 年度目標値
参加機関数		138 機関／年	241 機関／年

### 主な事業

4-2 31	継続	家族支援（兄弟支援）	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット こども部会
		事業所や地域と連携しながら、障害児の兄弟に対して、相談やレクリエーションを通じて、支援をしていきます。 また、本人支援とともに家族全員の支援が行えるよう、さらなる相談支援体制の充実、資質の向上を図ります。	
4-2 32	継続	医師会との連絡調整会議	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット こども部会

## 第3節 教育的支援の充実

### 現状と課題

#### 1 特別支援教育の充実

- 発達障害を含め、特別な教育的支援を必要としている児童生徒へのきめ細かな教育を実現するため「長野市特別支援教育さんさんプラン」により、一人ひとりの「個別の教育支援計画」を作成し、適切な指導と必要な支援を行っていますが、具体的な支援体制等に学校間格差が生じているのが現状です。
- 医療的なケア等が必要な障害があり保護者の負担が大きくなったり、地域の学校に特別支援学級がないために、適切な教育を受けることができないというケースがあります。

#### 2 発達障害と不登校への支援

- 発達障害のために学校生活等で困っていたり、不登校の児童生徒が多くいるため、教職員の支援の専門性の向上が求められています。

#### 3 放課後・余暇利用の充実

- 集団生活において特別な配慮が必要な児童の、放課後子ども総合プラン施設の利用希望があります。
- 週末や夏休み等における特別支援学校施設等の利用について、福祉事業者から多くの要望が出されています。  
(※) 放課後子ども総合プラン施設：児童館・児童センター・子どもプラザ・児童クラブ

#### 4 学校施設の充実

- 就学時、進級時に障害のある児童生徒の支援に必要な施設・設備の改修及び備品等の配備が求められています。

#### 5 それぞれのライフステージのつなぎ

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒にとっては、小・中学校に進学した際の不安や負担が大きいため、不登校等に陥ってしまうことがあります。また、中学校から高校への情報提供が少ないため、保護者や学校関係者から改善を求める声が出ています。ライフステージごとの支援体制が途切れないと、関係各課による連携を図っていく必要があります。

#### 6 保健・医療・福祉・教育とのつなぎ

- 保健・医療・福祉・教育との連携は深まりつつありますが、まだ十分とは言えない状況です。

## 今後の施策の方向性（5年後の目標）

### 1 特別支援教育の充実

- 発達障害・不登校の児童生徒の支援を含め、教職員の資質向上を図るために、管理職研修をはじめとする多くの研修会を開催していきます。また、特別支援教育の授業の充実を図るために長野市特別支援教育研究協力校を中心とした、よりよい実践を発信していくことで、長野市全体の特別支援教育の教育力を高めていきます。
- 全ての市立小・中学校で、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図ります。

### 2 発達障害と不登校への支援

- 不登校対策に、特別支援教育の考え方を取り入れて対応していきます。各学校で指名している登校支援コーディネーターと特別支援教育コーディネーターがより活動しやすくなるように、コーディネーターの専任配置を長野県教育委員会へ働きかけ、不登校児童生徒数の減少を目指します。

### 3 放課後・余暇利用の充実

- 職員の加配等の検討を行い、可能な範囲で放課後子ども総合プラン施設を利用できるよう努めます。
- 特別支援学校の寄宿舎等学校施設の開放について、長野県教育委員会等関係機関と協議をしていきます。
- 地域で子どもを育てていくために、支援員の他、地域や福祉の人材・資源を活用していきます。

### 4 学校施設の充実

- 学校施設のバリアフリー化を重要課題として取り組み、新築・増改築の際には、ユニバーサルデザインの観点から計画及び設計を行っていきます。

### 5 それぞれのライフステージのつなぎ

- 保健・福祉・教育が一体となった、市民にわかりやすい相談支援体制、幼稚園、保育園、認定こども園→小学校→中学校→高校と情報を共有できる組織・体制を整備します。
- 子どもを担当する部署のあり方等、庁内の関係各課の連携方法を研究します。また、子どもの健やかな成長のために必要な保健・医療・福祉・教育などの専門家が連携した支援体制を構築します。
- プレ支援シート等（個別支援手帳、個別の支援計画）情報提供ツールを有効に活用し、保護者と支援する側が協力し合い、次のライフステージへつなげていく必要があるため、個別の教育支援計画を基にした支援を、全ての市立小・中学校で受けられるようにします。

### 6 保健・医療・福祉・教育とのつなぎ

- 学校内だけで解決しようとせずに、学校外の保健・医療・福祉関係者との連絡会、支援会議等の開催を積極的に進めます。
- 医療的ケアが必要な児童生徒に対しては、関係者による支援チームを立ち上げ、部局を越えて教育的課題等の解決を図っていきます。また、医療との連携については、医師会等に協力を求めていきます。

## 指標設定事業

4-3 33	継続	特別支援教育巡回相談員	担当課
		臨床心理士や教育相談関係者の専門家が巡回相談員として学校を訪問し、主として発達障害に係る対応について教職員や保護者への指導・助言にあたっています。	学校教育課
			障害ふくしネット
			こども部会
指標		平成26年度現状値	平成32年度目標値
相談回数		824回／年	900回／年

## 主な事業

4-3 34	継続	長野市教育センター研修講座	担当課
		教職員の指導力・支援力の向上を図るために特別支援教育講座を実施しています。	学校教育課
			障害ふくしネット
			こども部会
4-3 35	継続	特別支援教育支援員配置	担当課
		市立小・中学校に在籍する障害に起因する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援を行うため、特別支援教育支援員を配置しています。	学校教育課
			障害ふくしネット
			こども部会
4-3 36	継続	特別支援教育研究協力校事業	担当課
		障害の特性に応じた教科等指導や、障害に起因する困難の改善・克服のための支援を効果的に実施することについて研究し、研究成果を市立小・中学校へ発信しています。	学校教育課
			障害ふくしネット
			こども部会
4-3 37	継続	特別支援教育コーディネーター指名	担当課
		各市立小・中・高校で特別支援教育コーディネーターを指名し、関係者・関係機関との連絡調整等を実施するとともに、技能の向上を図ります。	学校教育課
			障害ふくしネット
			こども部会
4-3 38	継続	特別支援教育コーディネーター連絡会	担当課
		特別支援教育コーディネーターのコーディネート力を高めるための情報交換、研修を実施しています。	学校教育課
		また、小・中学校間における移行支援の情報交換を行っています。	障害ふくしネット
			こども部会
			ケアマネ連絡会

## 主な事業

4-3 39	継続	特別支援教育担任者会	担当課 学校教育課 障害ふくしネット こども部会
		特別支援教育に携わる教員の職能の向上を図るために研修や情報交換を行っています。	
4-3 40	継続	不登校対策事業 (登校支援コーディネーター指名)	担当課 学校教育課 障害ふくしネット こども部会
		各小・中学校で登校支援コーディネーターを指名して校内チーム支援体制の整備・活用を図り、関係者・関係機関との連絡調整等を実施するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや福祉等の支援機関と連携し、支援体制の構築を図ります。	
4-3 41	拡充	放課後子ども総合プランの充実	担当課 こども政策課 障害ふくしネット こども部会
		児童の放課後対策事業として放課後子ども総合プランを推進します。その中で、集団生活において特別な配慮が必要な児童に対応するため研修を実施し、職員の理解の向上を図ります。 また、子どもの特性に合わせた支援を行うため学校関係者等と連携を密にするとともに、必要に応じて職員を加配し、可能な範囲で施設を利用できるよう努めます。	
4-3 42	継続	障害児自立サポート事業	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット こども部会
		放課後や休日の一時預かりや外出支援により介護者の介護負担軽減を図るとともに、障害児の自立と社会参加を支援しています。	
4-3 43	継続	学校施設整備	担当課 教育委員会総務課 学校教育課 障害ふくしネット こども部会
		就学時、進級時に障害のある児童生徒の支援に必要な施設・設備の改修及び備品等の配備を行っています。	
4-3 44	継続	小中学校新增改築事業	担当課
4-3 45	継続	小中学校大規模改造事業	教育委員会総務課
4-3 46	継続	小中学校耐震補強事業	障害ふくしネット
		学校施設については、障害の有無に関わらず子どもたちの活動に支障なく、安全に安心して利用できる環境を整備することに努めています。 また、学校開放や災害時の避難場所としての利用においても、障害のある人を含む多様な地域住民の利用が想定されることから、施設のバリアフリー化を促進していきます。新增改築の際や児童生徒の在籍状況に応じた緊急性の高い改修を優先的に行い、小中学校の改築事業においては、エレベーター、多目的トイレの整備に取り組んでいきます。	こども部会

## 主な事業

4-3 47	継続	新設特別支援学級等施設整備	担当課 教育委員会総務課 学校教育課 障害ふくしネット こども部会
		就学時に障害のある児童生徒の支援に必要な施設整備を行っています。また、新たに設置される特別支援学級等の備品・消耗品を整備していきます。	
4-3 48	縮小	特別支援庁内連携会議	担当課 学校教育課 障害ふくしネット こども部会
		関係部局が相互に連携及び協力することにより、特別な支援を必要とする障害のある乳児、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じた相談及び支援を行う体制を整備し、総合的な支援の推進を図っています。 発達支援あんしんネットワーク事業と重複する部分については、事業内容の移行を検討しています。	
4-3 49	拡充	幼保小連携会議	担当課 学校教育課 保育・幼稚園課 障害ふくしネット こども部会
		小学校、幼稚園、保育園、認定こども園、保育・幼稚園課、学校教育課の代表者で構成し、幼稚園、保育園、認定こども園から小学校への円滑な接続を図るために連携しています。就学にあたり、小学校単位で「幼保小連絡会」を設けて情報交換を行います。また、就学後も適宜情報交換を実施しています。	
4-3 50	継続	小中連絡会	担当課 学校教育課 障害ふくしネット こども部会
		中学校就学にあたり、各中学校単位で「小中連絡会」を設けて情報交換を行うとともに、進学後も適宜情報交換を実施しています。	
4-3 51	継続	中高コーディネーター会	担当課 学校教育課 障害ふくしネット こども部会
		高等学校入学にあたり、入学予定者についての情報交換を実施しています。	
4-3 52	継続	教育支援委員会	担当課 学校教育課 障害ふくしネット こども部会
		幼稚園、保育園、認定こども園、児童福祉施設、小・中学校に就学相談の説明を行っています。また、平成28年度から施行される障害者差別解消法に基づき、保護者との合意形成や学校における合理的配慮が実践されるように各学校に対し、支援を行っていきます。そして、学校教育法施行令の一部改正を基に、保護者に対して十分な情報提供を行い、意向を勘案して就学判断していきます。	
4-3 53	継続	長野市障害ふくしネットこども部会	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット こども部会
		市立小・中学校教職員に長野市障害ふくしネットこども部会への参加を呼びかけています。福祉関係者との連携の必要性について、理解が広まりつつあります。 また、子どもに係る関係課が情報の共有を図り、ライフステージごとに支援体制が途切れないう連携を図ります。	

## 主な事業

4-3 54	新規	放課後子ども総合プラン施設へ向けた相談支援	担当課 こども政策課 障害福祉課 障害ふくしネット こども部会
		放課後子ども総合プラン施設において、特別な配慮が必要な児童の利用希望が増加しています。 療育コーディネーター等専門スタッフによる、施設の支援員に向けた相談支援を充実させ、障害等への理解促進を図ります。	
4-3 55	新規	保育所等訪問支援の促進	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット こども部会
		障害児が通う保育園等を訪問して支援を行う保育所等訪問支援事業において、学校、放課後子ども総合プラン施設等における利用の促進を図ります。	
4-3 56	新規	特別な支援が必要な園児への支援充実	担当課 保育・幼稚園課 障害ふくしネット こども部会
		保育園、幼稚園、認定こども園における特別な支援が必要な園児については、園長等が相談関係者・関係機関との連絡調整を実施しながら、必要な支援を行っています。 特別な支援については、研修会等を実施して、保育士・幼稚園教諭・保育教諭の障害理解を促進するとともに、障害の最新の捉え方や関係機関との連携のあり方を学び、質の向上を図っていきます。 また、心身の発達状況により入園が適当と認められる医療ケアの必要な園児の受け入れについては関係課と連携して体制の整備を行います。	
4-3 57	新規	特別支援保育の連携推進	担当課 保育・幼稚園課 障害ふくしネット こども部会
		特別支援保育を進めるために、こども相談室を交え、関係機関等と支援会議を持つなどして情報交換を行い連携を図っています。 また、学校への就学にあたり支援継続のための関係者会議を開催し、情報交換を行っています。	

## 第5章 就労・日中活動の充実

### ～積極的に活動するために～



写真

写真の説明



写真

写真の説明

# 第1節 雇用機会の拡大に向けて

## 1 相談から就労への支援

### 現状と課題

#### 1 相談しやすい相談窓口の充実が必要

- 障害のある人の就職についての相談窓口がわかりにくく、関係機関のネットワークづくりの更なる充実が求められています。

#### 2 就労への実習が不十分

- 企業側への障害理解の促進や、障害のある人自身の仕事への適性を考えるためにも、企業での実習は大切です。職場体験としての実習先は徐々に増えてきていますが、更に様々な職場体験の場の拡充が課題となっています。

#### 3 学ぶ機会の充実が必要

- 障害特性により、対人関係がうまくいかないケースがみられます。就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センター等で生活技能訓練（SST）を実施していますが、まだ不十分な状況です。
- 保護者の中には、情報の偏りや伝達の不十分さから、社会生活に向けた準備や支援の在り方に困惑している方がいます。

#### 4 就業した後の定着支援(フォローアップ)の充実が必要

- 就職した後のフォローアップとして企業等への巡回訪問や余暇支援などを行っていますが、就労移行支援事業所、長野圏域障害者就業・生活支援センターでは限界があるため、新たな対策が必要となっています。

### 今後の施策の方向性（5年後の目標）

#### 1 相談窓口を充実

- 長野圏域障害者就業・生活支援センター、長野障害者職業センター、ハローワーク等専門機関を適切に紹介していきます。
- 障害ふくしネットでの就労関係機関とのネットワークづくりを更に進め、就労への支援体制を強化します。

#### 2 就労のための実習を強化

- 市所有の施設での実習を増やしていきます。また、ハローワークを通じて障害のある人の特性に応じた実習先を増やしていきます。

#### 3 学ぶ機会の充実

- 本人のライフステージに合わせ、良好な人間関係を保てるような学習の機会を設定します。
- 卒業後の社会生活の充実に向け、保護者を対象とした通所施設説明会を行います。また、当事者を中心としたネットワークの構築を推進します。

#### 4 就業した後の定着支援(フォローアップ)の充実が必要

- 長野市独自の職場定着支援員を配置し、長野市で就職している方の定着支援と、余暇などの生活面も含めて支援していきます。
- 学校と連携しながら、小学校段階から将来を見通し、職業・職種等についての知識の修得や、「働くこと」の意義や目的の啓発を行います。また、学校教育においては、キャリア教育を推進します。

#### 主な事業

5-1 01	継続	長野市障害ふくしネット	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット けんり部会 しごと部会 かつどう部会 ケアマネ連絡会
5-1 02	継続	長野市職業相談室での相談事業	担当課 産業政策課 障害ふくしネット しごと部会
5-1 03	廃止	保護者への相談会及び研修	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット しごと部会
5-1 04	継続	障害者(児) インターンシップ支援事業	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット しごと部会
5-1 05	継続	ぶれジョブ事業	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット しごと部会 こども部会
5-1 06	継続	職場定着支援員の配置・加算事業	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット しごと部会

市、障害者施設及び就労関係機関等が、障害者雇用と社会参加の促進を図るためにセミナー、機関紙、ガイドブックを発行しています。  
また、就労関係機関とのネットワーク化を図っています。

障害のある人からの相談については、長野圏域障害者就業・生活支援センター等の専門機関へ支援を依頼します。

長野市障害ふくしネットしごと部会において、保護者を対象にした研修会、勉強会及び相談会を実施し、就労に向けた保護者の知識の向上を目指し、支援ネットワークを構築します。  
通所施設説明会に機能を一本化しました。

長野市では実習の窓口となり、障害者(児)のインターンシップの受け入れを行います。また、将来的には民間企業への障害者(児)のインターンシップの受け入れについても支援していきます。

障害のある人が小さい頃から働くことに意識を向けていくために、小中学生で、希望者を募り職場体験を行っていきます。職場体験の受け入れ先となる企業やお店の開拓が課題です。

就労移行事業所等に、職場定着支援員を置き、定着支援を行った場合、その実績に応じて加算をつけます。

## 2 企業へのアプローチ

### 現状と課題

#### 1 企業への啓発が不足

- 企業の障害に対する理解が不足しており、障害者雇用を考える企業の開拓が難しくなっています。また障害の重い方、常時付き添いの必要な方などの就職が実現しにくくなっています。
- 障害者雇用に興味がある企業も、現場の職員の理解がないと、障害のある人が働く・働き続けることは難しい状況になっています。企業の障害のある人への理解の浸透が必要です。
- 障害者雇用に関する助成金制度の周知など、各機関が連携して雇用側への支援もしていく必要があります。

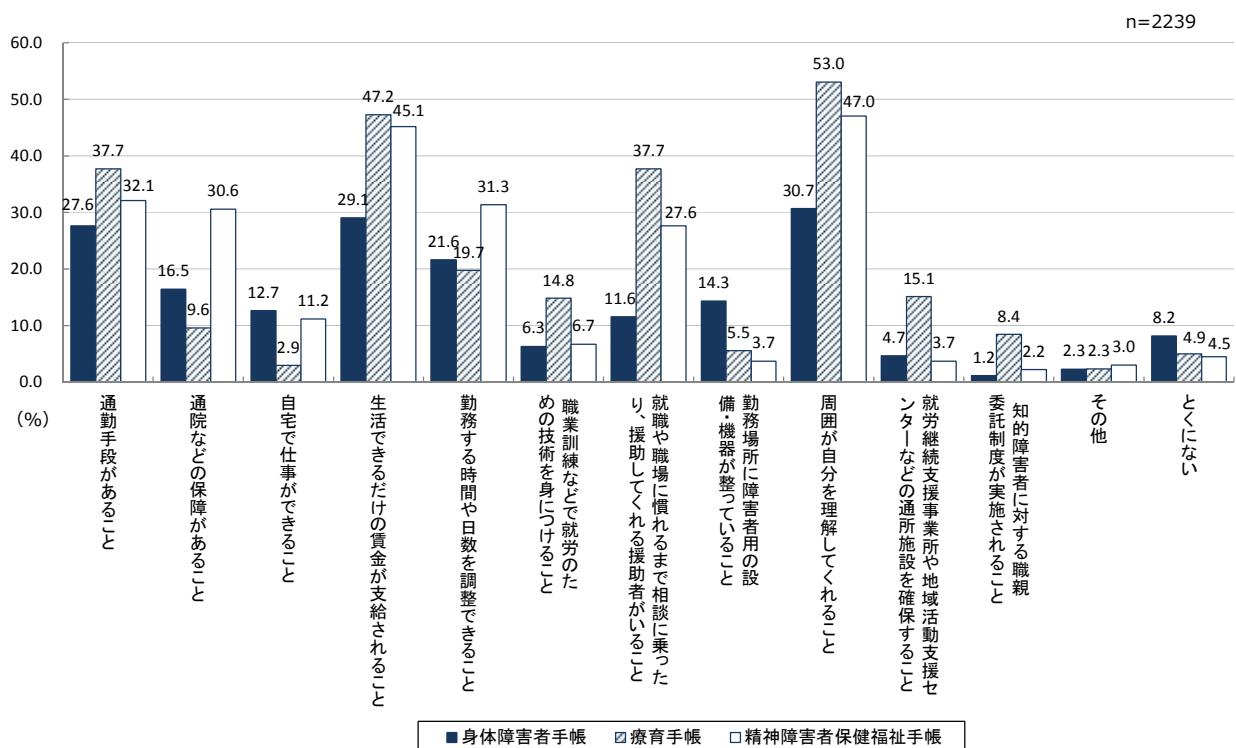
#### 2 職場定着支援員の充実が必要

- ジョブコーチは知名度が高く、普及しつつありますが、現在の人数では、すべての障害のある人に対するフォローアップは不可能となっています。
- 障害のある人が安心して働くような環境を整えていく必要があります。

#### 3 障害のある人をめぐる待遇の改善が必要

- 障害のある人が就職できたとしても、賃金が低い、昇給が無い等の状況がみられます。障害のある人の待遇向上のための対策も不足しています。

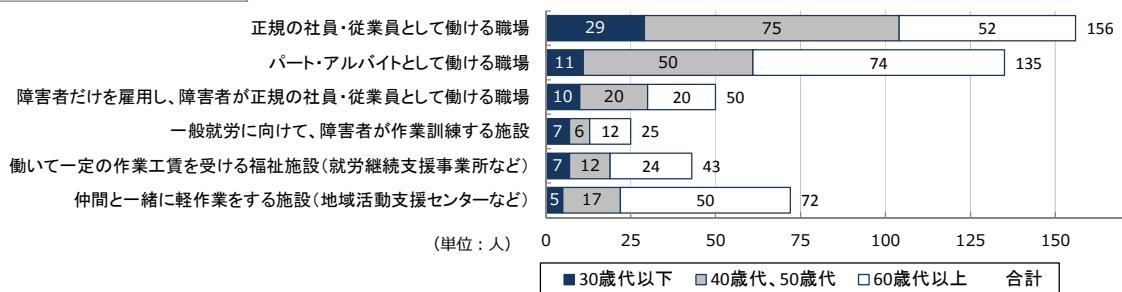
**あなたは今後、働きたいと思いますか。働くためには、どのような環境が整っていることが大切ですか  
(主なもの3つまで)**



**あなたは今後、「働く場」としてどのようなところを希望しますか。**

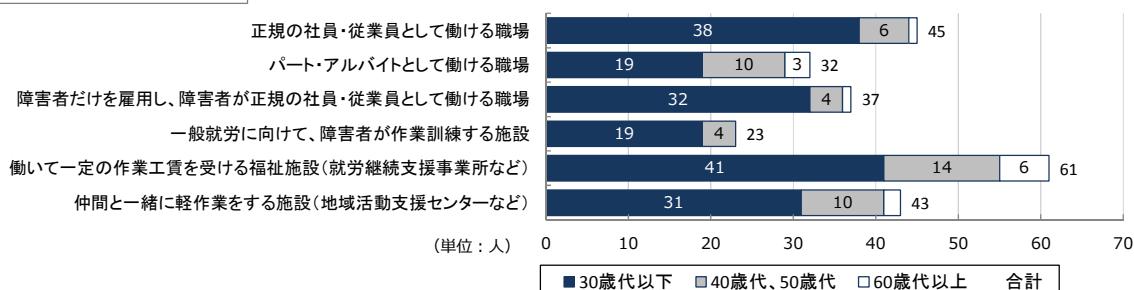
身体障害者手帳所持者

n=1322



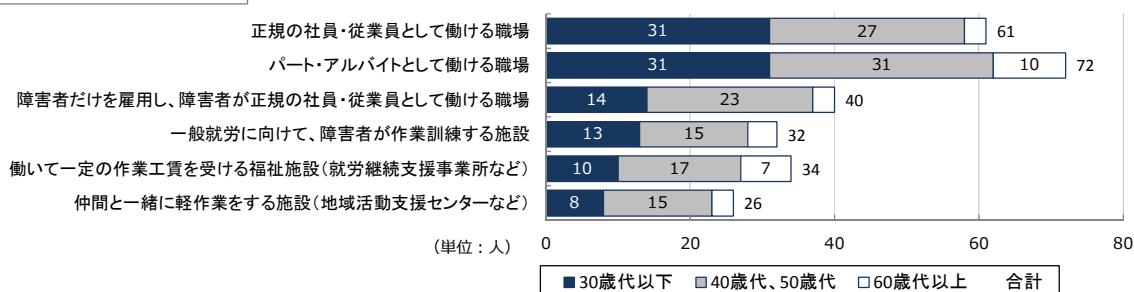
療育手帳所持者

n=246



精神障害者保健福祉手帳所持者

n=261



(※) アンケート調査の選択肢「その他」「とくに希望はない」「働きたいと思わない」を除いたグラフです。

## 今後の施策の方向性（5年後の目標）

### 1 企業への啓発充実

- 行政が率先して積極的に雇用を進め、法定雇用率を上回るよう採用していくなど、積極的な障害者雇用に取り組んでいきます。
- 中小・零細企業への優遇措置や障害者雇用企業に対する表彰制度などの雇用促進に繋がる制度を充実していきます。
- 障害者雇用の事例や制度等の説明会を開催し、企業へ障害理解の促進を図り、障害者雇用のメリットや利用できる制度等のアピールを行っていきます。また、障害のある人の就職について広く知つてもらう機会の充実を目指します。
- 国の障害者トライアル雇用奨励金の支援制度について、事業主へ周知を行うとともに、長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金の利用促進を進めて障害者雇用促進を図っていきます。

## 2 職場定着支援員の充実

- 職場定着支援員のスキルアップを図るため、研修会を実施していきます。
- 障害のある人への定着支援だけではなく、働く場の環境や仕事の切り出し方、コミュニケーションの取り方など、会社全体の障害者雇用に対する具体的なアドバイスを行い、安心して働ける会社づくりを目指します。

## 3 障害のある人の待遇改善が必要

- 障害のある人を雇用する際に企業が受けられる制度やメリットについて、市のホームページ等を通じて情報提供していきます。

### 主な事業

5-1 07	継続	長野市職員採用	担当課 職員課
		非常勤職員を含む職員任用の中で身体障害者を対象とする職員採用選考の実施などにより、法定雇用率を上回るように、障害のある人の採用及び雇用の継続に取り組んでいます。 さらに、知的障害者についても、任用の拡大を検討します。	障害ふくしネット しごと部会
5-1 08	継続	長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金	担当課 産業政策課
		障害者等の常用雇用の促進を図るため、国の障害者トライアル雇用奨励金により試行的に雇用した労働者を12ヶ月以上常用雇用した場合、事業主に奨励金を交付します。	障害ふくしネット しごと部会
5-1 09	継続	障害者の雇用促進に関する情報提供	担当課 産業政策課
		長野市職業相談室や当課ホームページ、長野市の企業PR・就職情報サイト「おしごとながの」などで障害者の雇用に関する様々な情報を提供しています。	障害ふくしネット しごと部会 ケアマネ連絡会
5-1 10	継続	長野市障害ふくしネット	担当課 障害福祉課
		ジョブコーチを充実していくため、長野市障害ふくしネットしごと部会で就業支援ワーカーや生活支援ワーカーの充実について検討していきます。また、雇用された障害のある人のネットワークを活用し、支援企業への底上げを図っていきます。	障害ふくしネット しごと部会
5-1 11	継続	障害者雇用啓発促進事業	担当課 障害福祉課
		長野障害者職業センターなどと連携し、障害者雇用の事例や制度等についての説明会を開催し、企業へ障害者雇用の促進を図っていくとともに、障害者雇用のメリットや利用できる制度等のアピールをしていきます。	障害ふくしネット しごと部会

## 第2節 日中活動の充実

### 1 日中活動

#### 現状と課題

##### 1 活動の場の情報伝達や場の確保の充実が必要

- 市内の日中活動の場は年々増えてきていますが、必要な情報が必要な人に伝わっていない状況がみられます。
- サービスが必要な人が希望する立地、時間、設備、障害特性等の条件が合わず、活動場所の確保ができない場合もみられています。

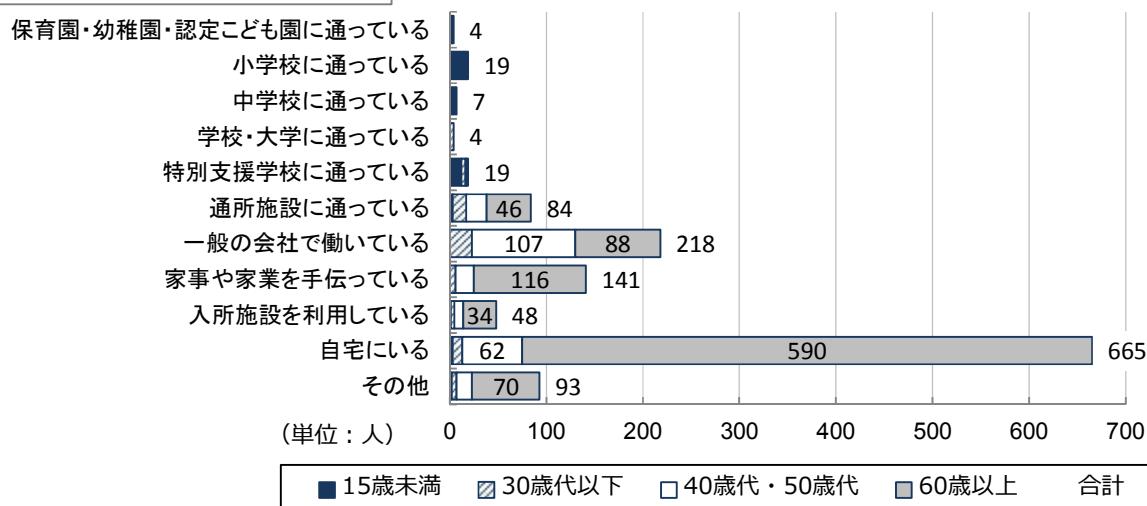
##### 2 活動内容の充実が必要

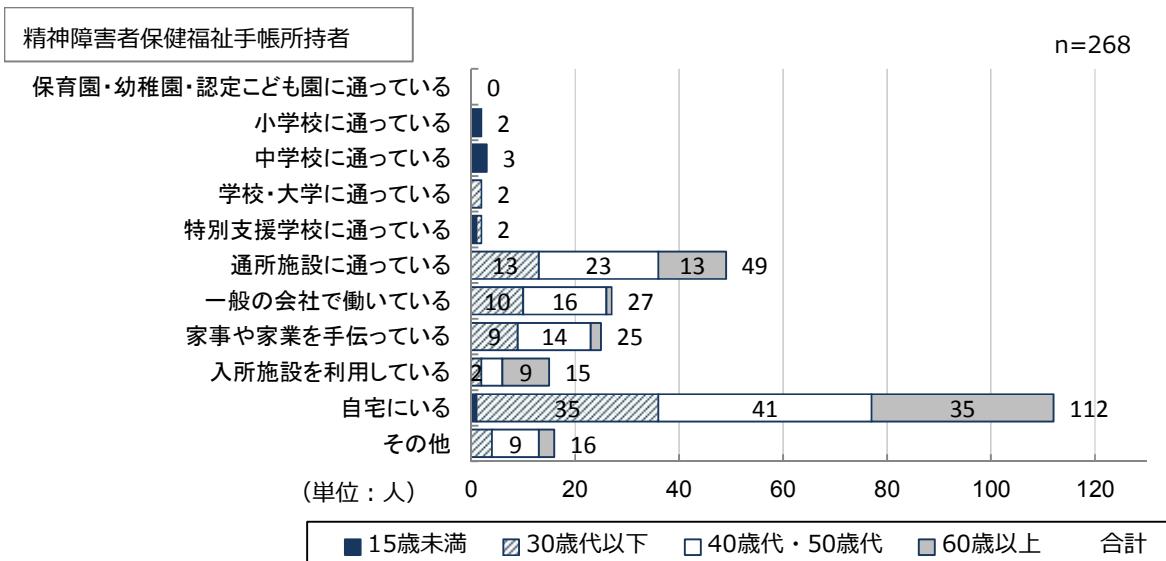
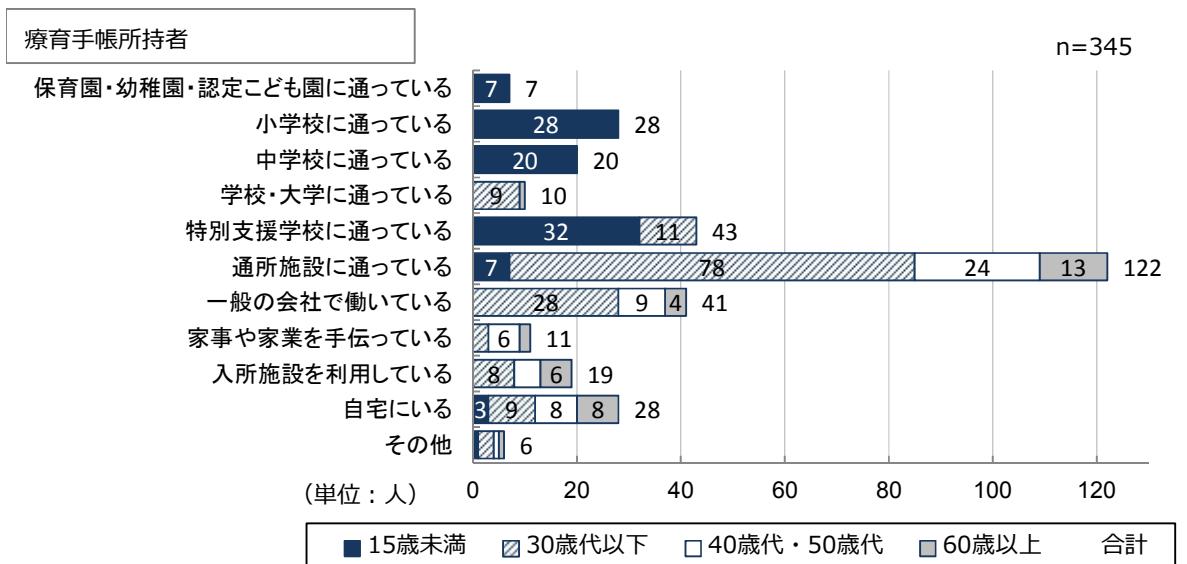
- 一人ひとりの障害特性に合った活動内容を提供していく必要があります。運動などの余暇を楽しみたいと希望する利用者も多くいますが、余暇支援を充実させるための人員が不足しているなど十分に提供できていない場合もあります。

**現在の日中活動状況についてお聞きします。(複数回答)**

身体傷害者手帳所持者

n=1373





**現在、日中の活動で困っていることや悩んでいることがありますか。**

	件数	主な意見
日中生活	123	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買い物が困難</li> <li>・ 番仕事をしたいが腰痛がある</li> <li>・ 日中一人でいることが多い、体調が悪くなったとき援助してほしい</li> <li>・ 単独で外出ができない</li> <li>・ 水分補給が大変</li> <li>・ 重いものが持てない</li> <li>・ 耳が不自由なので大勢のなかに入れない</li> <li>・ 歩くことがだんだん難儀になってきている</li> <li>・ 補聴器を使用しているが、電話が聞き取りづらく不便を感じる</li> </ul>
就労	38	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ストレス過多で感情コントロールが出来ず、職場に理解してもらえない</li> <li>・ 働ける場所が見つからない</li> <li>・ 職場でひとりでもいいので理解のある人がほしい</li> <li>・ 求人で45歳以上がほとんどない</li> <li>・ 工賃がもう少しほしい</li> <li>・ 朝早く出勤ができないので労働時間が短く、賃金も安い</li> </ul>

## 第5章 就労・日中活動の充実

	件数	主な意見
福祉サービス・情報提供	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員はもっと視野を広げてほしい</li> <li>・タクシーにできるだけ乗りたい</li> <li>・プールに連れて行ってもらえるサービスがほしい</li> <li>・近くに良い施設がない　　・道が狭く自宅に救急車が入れない</li> <li>・車いすか小さい車を借りたい</li> <li>・庭の草むしりをしてほしい</li> <li>・篠ノ井に地域活動支援センターをつくってほしい</li> <li>・会話をスピーディーに文字化するタブレットがほしい</li> <li>・回覧板や広報でお知らせをしてほしい</li> </ul>
相談支援	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いろいろな手続きがうまくできない</li> <li>・どうすれば統合失調症がよくなるのか</li> <li>・ひきこもりになって困っている、悩んでいる</li> <li>・仕事の負担が大きいが相談できる人がいない</li> <li>・些細なことを話し合える相手がない</li> <li>・相談できる人がいなくて孤独感を感じる</li> </ul>
移動手段	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出かけたくても移動手段がない　・ゲルリン号のような小さなバスがほしい</li> <li>・病院までの交通手段　　・バスの本数が少ない</li> </ul>
理解がない	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害があるように理解してほしい　・周囲の理解</li> <li>・言葉が不自由なため会話が困る　　・施設指導員の理解が足りない</li> <li>・自閉症の支援対応がなかなか思うようにいかない</li> </ul>
家族	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢の親の世話をしなくてはならず、自分の障害のケアができない</li> <li>・妻が知的か認知障害でコミュニケーションが取れずイライラする</li> <li>・主人の介護　　・実母がデイサービス等を拒むので非常に困る</li> <li>・父親が認知症になり、世話がたいへんで自分の治療ができない</li> </ul>
日中活動	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人たちだけのサークルが近くにほしい</li> <li>・スポーツしたいけどなかなかできない</li> <li>・気軽に失語症の仲間と集まれる場所があればいい</li> <li>・ときどき話し相手がほしい</li> <li>・地域住民と活動をともにすることが非常に難しい</li> <li>・土日をどう活動するか</li> </ul>
経済面	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お金がない　　・車検が支払えず軽トラに乗れない</li> <li>・障害者年金が低すぎる　・生活費が足りない</li> <li>・年金生活で困っている</li> </ul>
医療関係	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師等が忙しそうでお願いがしづらい</li> <li>・長野には体調を相談できる医療機関がない</li> <li>・排便障害のため退院できずにいる</li> </ul>
権利擁護・差別	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者用駐車スペースが埋まっている</li> <li>・アパートに身体障害者用の設備がない</li> <li>・公園や買い物先での障害者用駐車スペースがない</li> <li>・視覚障害者に差別的な言動を受ける</li> <li>・体調行動への気遣いのなさ</li> </ul>
ユニバーサルデザイン	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音声による信号機がない　・外出先に車いす、トイレがない</li> <li>・エレベーターを設置してほしい　・洋式トイレを増やしてほしい</li> <li>・バスのステップが高くて不便</li> </ul>
子育て、教育	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い人向け、子育て世代向けのサークルがあるといい</li> <li>・校内でも相談できる先生、福祉事業所でも子ども自身が相談できるスタッフが少ない</li> <li>・放課後デイサービスの手続きが面倒</li> </ul>
リハビリステーション	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分でリハビリしているが、できているかわからない</li> <li>・リハビリを受けられる施設に入所したい</li> </ul>
その他	75	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調子の悪いときでも動かなくてはならない</li> <li>・自分自身がなにをすればいいのかわからない</li> <li>・外出が出来ない　　・実家にだれかないと不安で留守番もままならない</li> <li>・外出が怖い　　・車いすだと歩道の駐車が邪魔</li> <li>・車いすだと自宅トイレが利用できない</li> </ul>
計	372	

資料：障害者当事者アンケート（平成27年6月実施）

## 今後の施策の方向性（5年後の目標）

### 1 活動の場の充実

- 一人ひとりの障害に合った日中活動の場を選択できるよう、各事業所の特徴などを細やかに情報提供できるようにしていきます。
- 各支援機関が連携を密にとりながら、一人ひとりのニーズに合った日中活動の場を利用できるよう努めるとともに、地域住民との連携を図り活動の場を広げていきます。
- 障害のある人が住みなれた地域で自立して、健康的で安定した生活が送れるよう社会参加に向けた支援を継続し、地域社会との交流を図りながら日中活動の場を提供していきます。
- 通所施設ガイドブック作成や通所施設説明会、事業所見学会を企画し、情報提供をしていきます。

### 2 活動内容の充実

- 障害のある人への日中活動の場に対する要望等を調査し、課題分析や改善策を検討していきます。
- 関係機関の連携により、障害特性を考慮したバリエーション豊かな活動内容について情報交換を充実していくとともに、研修会等を開催し活動内容を充実していきます。

## 指標設定事業

5-2 12	新規	地域活動支援センターの充実	担当課
		障害によって働く事が困難な障害者の日中の活動をサポートするため、地域活動支援センターの充実を図ります。	障害福祉課
			障害ふくしネット
			しごと部会
			かつどう部会
指標		平成 26 年度現状値	平成 32 年度目標値
1 日当実利用人数		207 人／日 (平均)	225 人／日(平均)

## 主な事業

5-2 13	継続	障害者福祉センター管理運営	担当課
		管理運営を指定管理者に委託し、障害のある人に必要な各種講座・訓練事業を行い、社会参加を促進しています。	障害福祉課
			障害ふくしネット
			けんり部会
			しごと部会
			かつどう部会
5-2 14	継続	地域交流施設の開放	担当課
		市南部には、長野市障害者施設ハーモニー桃の郷があり、地域の障害のある人が身近に利用できるほか、中学校や他の障害者施設に隣接しており、地域交流を通じて障害理解も促進しています。市北部には、長野障害者総合施設いつわ苑があり、同様の役割を果たしています。	障害福祉課
			障害ふくしネット
			けんり部会
			かつどう部会

## 主な事業

5-2 15	継続	通所施設ガイドブックの発行	担当課 障害福祉課
		通所施設の詳細な情報が分かる冊子を定期的に作成して発行します。 また、各施設の特色や雰囲気が伝わりやすい、利用者に配慮した冊子にしていきます。	障害ふくしネット けんり部会 しごと部会 かつどう部会
5-2 16	継続	通所施設説明会の開催	担当課 障害福祉課
		通所施設説明会を開催しています。 説明会を通じて事業所のPRを行い、活動場所の選択肢がより広がるように努めています。	障害ふくしネット けんり部会 しごと部会 かつどう部会
5-2 17	継続	活動内容の充実	担当課 障害福祉課
		課題分析やアンケート調査を行う事により、現在利用している日中活動の場の検討及び、ニーズとのマッチングを図っていきます。	障害ふくしネット しごと部会 かつどう部会
5-2 18	継続	北信レクリエーション協会の取り組みへの参加／サンアップル（インストラクター）の活用	担当課 障害福祉課
		レクリエーションに興味関心のある人なら誰でも北信レクリエーション協会へ参加できます。 各種イベントへの参加・講師派遣を行うなど、会員の活動の場は年々広がっています。	障害ふくしネット かつどう部会 くらし部会

## 第3節 工賃アップ

### 現状と課題

#### 1 安定受託のための仕組みづくりが必要

- 就労支援施設等が受託している仕事は、業者の都合や時期によって仕事量が増減するため、安定した受託の仕組みづくりが必要となっています。

#### 2 新たな販路拡大が必要

- 就労支援施設等で製造する製品が売れ残ってしまうなどの課題があり、新たな販路を拡大する必要があります。

#### 3 工賃アップの取り組み

- 障害のある人が夢や希望をもって地域で自立した生活を送るために、就労を通じた社会参加を実現することが重要です。就労継続支援事業所等の福祉的就労の場における工賃水準の向上を図り、経済的基盤を支える必要があります。
- 工賃実績は、残念ながら障害基礎年金の収入等を合わせても、障害のある人が地域で自立した生活をするための水準には届いていないことから、工賃をアップさせることが必要です。

### 今後の施策の方向性（5年後の目標）

#### 1 安定受託のための仕組みの充実

- 安定した受託のために、商工会及び観光協会、中小企業同友会、NPO法人等との連携を図るとともに、積極的な広報活動を行い、共同受託の仕組みを長野市障害ふくしネット内で構築していきます。
- 長野市の外部委託業務については、長野市障害ふくしネットを活用し、優先的に情報を流していきます。

#### 2 新たな販路拡大の推進

- 市民に広く障害者施設の自主製品を知ってもらえるよう、公共施設等に製品を展示したり、直売所に製品を置く場所を確保するなどの働きかけをしていきます。
- 販売場所として、市役所等の行政施設内や共同販売スペースなどの場所を確保していきます。
- 障害者関係のイベントや市の行事などを活用し、アピールする場を充実していきます。
- 施設の商品をラジオ・テレビ・新聞・チラシ・ホームページ等で広報していきます。
- 長野市産の農産物を一定量取扱う店を地産地消協力店として認定する制度を活用し、市内産の農産物を使用した障害者支援施設の加工品について、PR等を図ります。

#### 3 工賃アップの取り組み

- 長野市障害ふくしネットしごと部会と共同で、障害者就労施設の販売物品や受注可能な役務を取りまとめて長野市ホームページに掲載するなど、製品等の情報を発信します。
- 障害者就労施設からの物品等の調達を推進します。
- 長野市障害ふくしネットで、工賃アップのための研究や情報交換を行い、地域の工賃の底上げに取り組みます。

## 主な事業

5-3 19	継続	安定した受託	担当課 障害福祉課
		長野市障害ふくしネットの充実、関係機関との連携を図り、民間企業等から仕事の情報をもらえるような働きかけを行っていきます。また、民間資源の活用を行い、企業や商店、NPO 法人等と連携を図り安定した受託の確保に努めます。	障害ふくしネット しごと部会
5-3 20	継続	販路の拡大	担当課 障害福祉課
		のんびり屋ララでは、障害者施設において、作った自主生産品等を、障害者団体・施設等の方が当番で販売訓練を行っています。(もんぜんぶら座内) 各課で実施している直営ショップ(アンテナショップ、シルバーショップ等)に、自主製品の販売スペースを設けます。	障害ふくしネット しごと部会
5-3 21	継続	ホームページの活用（市、観光関係）	担当課 障害福祉課
		障害者施設の自主製品を、長野市のホームページや観光関係のホームページに掲載し、自主製品のアピールを図ります。	障害ふくしネット しごと部会

## 第4節 優先調達の推進

### 現状と課題

#### 1 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

- 障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的に、優先調達推進法が制定され、平成25年4月に施行されました。
- 長野市は、毎年度「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、市が調達する物品等の目標額を掲げて優先調達の推進に取り組んでいます。
- 長野市には、物品等の調達が行われる対象となる「長野市入札参加資格」を持たないため、市が発注できない障害者就労施設があります。
- 現状では、調達を担当する職員に対する情報共有の体制が整っていないことで、障害者就労施設等から調達可能な物品や役務等のうち、一部を障害者就労施設以外から調達している場合があります。
- 障害者就労施設と市の連携体制が十分ではないため、各障害者就労施設からの調達に偏りが生じています。

#### 優先調達の分類

障害者就労施設	就労移行支援事業所
	就労継続支援事業所（A型、B型）
	生活介護事業所
	障害者支援施設
	地域活動支援センター
	小規模作業所
障害者を多数雇用している企業	特例子会社
	重度障害者多数雇用事業所
障害者雇用促進法に基づく 在宅就業障害者等	在宅就業障害者
	在宅就業支援団体

#### 物品等の分類

物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	② 食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、お茶、農産物など
	③ 小物雑貨	衣服、装飾具、木工品、各種記念品、花苗など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車椅子、杖、点字ブロック等、上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、報告書・冊子、名刺等の印刷など
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	③ 清掃、施設管理	清掃、除草作業、駐車場管理など
	④ 情報処理	ホームページ作成、データ入力、テープ起こしなど
	⑤ 飲食店の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぶり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別等、上記以外のサービス

## 今後の施策の方向性（5年後の目標）

### 1 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

- 障害者就労施設等から調達可能な物品や役務等の再度の検討と調整に勤め、調達件数及び調達金額の向上を図ります。
- 長野市障害ふくしネットと協力し、障害者就労施設の販売物品等の把握に努め、障害者就労施設の販売物品・受注可能な作業リストを庁内及び長野市ホームページに公開します。
- 障害者就労施設の販売物品等の情報を活用して障害者就労施設の受注の増進に努めます。
- 障害者就労施設等の長野市入札参加資格の取得を推進します。
- 共同受注や分割発注等を推進します。

#### 指標設定事業

5-4 22	新規	優先調達促進のための計画及び実態調査の実施	担当課
優先調達促進のため庁内連携するとともに、推進のための情報共有や実態調査を行い、推進を図る。			障害福祉課
			障害ふくしネット
			しごと部会
指標		平成26年度現状値	平成32年度目標値
調達件数		70件／年	100件／年
調達金額		6,913千円／年	10,000千円／年

#### 主な事業

5-4 23	新規	優先調達方針の策定	担当課
毎年度「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、優先調達の推進に取り組む。			障害福祉課
			障害ふくしネット
			しごと部会



## 第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり ～安心して活動できるために～

### 写真

写真の説明

#### ユニバーサルデザイン

設計段階からすべての人々が共通して利用できるようなものや環境を構想することです。どちらかというと特定の人のためという意識が強いバリアフリーの上位概念で、万人向けに年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、最初からバリアのない環境をつくろうとする考え方です。

#### ユニバーサルデザイン政策大綱

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づいた社会環境を実現するための基本理念と施策。国土交通省が策定し、2005年7月に発表されました。これまで、建築物に関するハートビル法や、公共交通機関に関する交通バリアフリー法など各分野で対応が行われていましたが、施設などのハード面でのバリアフリー化が主で、各分野が一体となった取り組みではなく、多様な利用者を対象としているなどの課題もありました。ユニバーサルデザイン政策大綱では、これまでの取り組みをユニバーサルデザインの観点で見直し、利用者全員が問題を共有し互いに協力しあえる「心のバリアフリー」の促進など、ソフト面も含めた総合的なバリアフリーを推進しようとしています。

## 第1節 ユニバーサルデザインの推進

### 1 ユニバーサルデザインを実現する公共施設の計画

#### 現状と課題

##### 1 公共施設や準公共施設、建築物の整備

- 公共施設の建設については、障害当事者や介助者、支援者などの意見を多角的に取り入れる必要がありますが、意見を取り込むシステムが不足しています。また単体としてみれば基準に合致していても、総合的には機能しないことがあります、トータル的に検証していくシステムが不足しています。
- 長野市障害福祉推進のためのアンケートからは、「障害者用トイレを増やしてほしい」、「障害者用トイレが使いにくい」、「手すりをつけてほしい」、「外出先で座れる場所を増やしてほしい」、「手で押すタイプの自動ドアの場所には入れない」など、様々な意見や要望が出されています。
- バリアフリー、ユニバーサルデザイン、「バリアフリー新法」、「長野県福祉のまちづくり条例」及び「長野市福祉環境整備指導要綱」の趣旨や内容を踏まえた市民参加の関わり、障害のある人本人の要望を反映できるよう周知の必要があります。

##### 2 公共交通や道路、交通手段等の整備

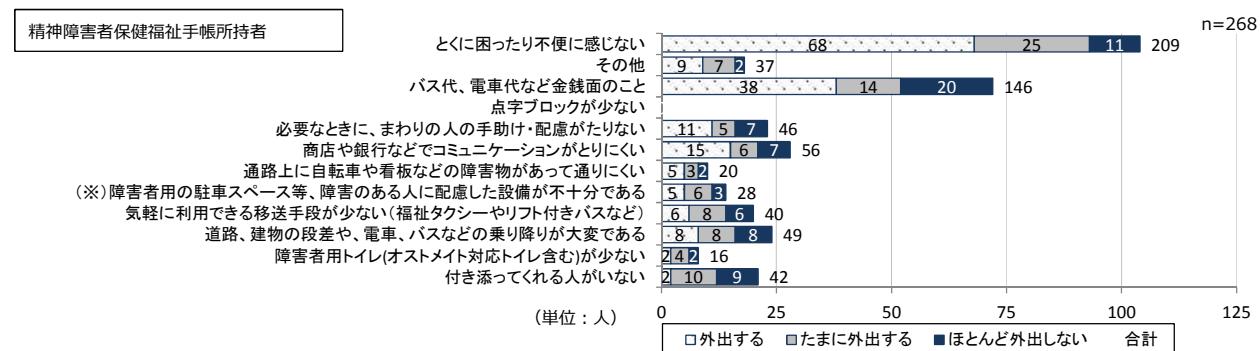
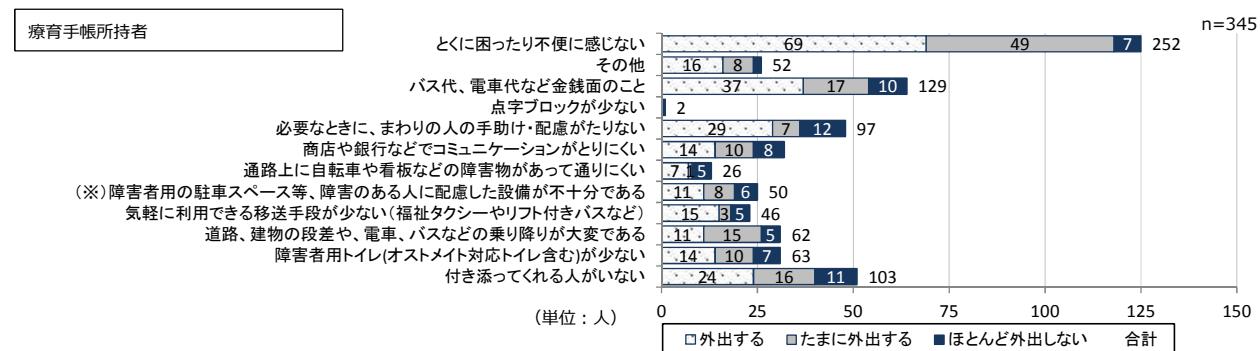
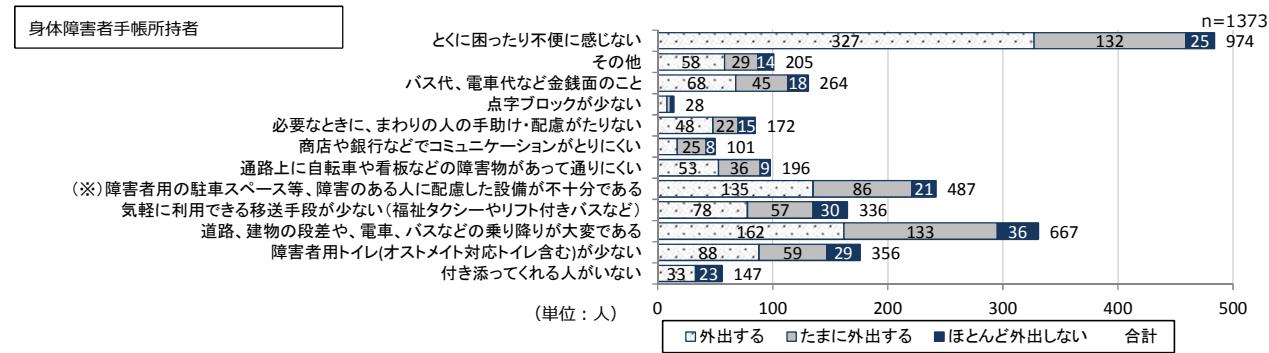
- 公共交通や道路等の整備についても、障害のある人の意見を吸い上げることにより、移動困難者のためのシステム構築の充実が求められています。特にタクシー等は、多岐にわたるニーズへの対応が求められています。
- 長野市障害福祉推進のためのアンケートでは、公共交通については、「バスの表示が分かりにくい」、「バスの表示を大きくしてほしい」、「ノンステップバスを増やしてほしい」、「山間地にはリフト付きバスの配置がない」など、歩行時の安全確保については、「段差を解消してほしい」、「視覚障害者用の音声信号を設置してほしい」、「放置自転車や看板等の不法占拠物で、障害のある人の通行ができない」、「駅周辺の除雪をしてほしい」など、移動については、「交通費の補助をしてほしい」、「移動支援を利用できる範囲を拡大してほしい」、「施設までの送迎をしてほしい」などの意見や要望が出されています。

##### 3 情報のバリアフリー化

- 障害のある人もない人も、みな平等に情報が得られることが必要です。生活情報や制度利用のための情報、そして政治に関する情報など、必要最低限の情報を等しく受信できるよう、障害の特性に応じた個別の配慮が必要となっています。
- 情報が障害のある人に届かない等の情報格差により、公共サービスの平等な利用ができない場合もあります。特に支援者が近くにいない人は、情報から取り残されがちになってしまふことが懸念されます。

あなた（お子さん）は、普段どのくらい外出しますか。

外出の際に困ったり、不便に感じることはありますか。（複数回答）



(※) アンケート調査の原文：障害者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など、障害のある人に配慮した設備が不十分である

(※) アンケート調査で回答された5つの選択を3つの区分「外出する」「たまに外出する」「ほとんど外出しない」に分けてグラフにしています。

外出する=ほとんど毎日、週3~4回／たまに外出する=週1~2回、月1~2回／ほとんど外出しない=ほとんど外出しない

## 今後の施策の方向性（5年後の目標）

### 1 公共施設や準公共施設、建築物の整備

- すべての人が安心して、快適に利用できるまちとなるよう、ユニバーサルデザインを進め、市民と一緒にした総合的な福祉のまちづくりを推進します。
- 公園、緑地等に多機能トイレ、水飲み場の設置、障害者用駐車スペースの確保など施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進し、障害のある人の利用に配慮した施設内容や環境の整備に努めます。
- 公衆トイレを新設する場合には、関係課と協議を行いバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した多機能トイレの設置に努めます。老朽化による改修工事を行う場合は、さらに利用しやすい多機能トイレとなるように、整備改修を図ります。
- 不特定多数の人が利用する建築物には、確認申請に合わせ障害のある人に使いやすくつくることはもちろん、誰もが使いやすくするために「バリアフリー新法」「長野県福祉のまちづくり条例」及び「長野市福祉環境整備指導要綱」を基本に助言していきます。
- 準公共施設における、ユニバーサルデザイン設置基準づくりを検討していきます。
- 障害者団体と関係機関、庁内各課とまちかど点検を実施し、誰もが住みやすいまちを実現します。

### 2 公共交通や道路、交通手段等の整備

- 交通事業者等と協力して、自由通路や駅前広場の整備、エレベーター・エスカレーター等の設置、歩道の段差の解消、駅ビル等周辺建築物との一体的整備等による歩行環境の改善など、交通環境の整備を推進します。
- 高齢者、身体障害者等がバスの乗降がしやすいよう、車両や停留所のバリアフリー化を事業者及び道路管理者とともに進めていきます。
- バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」等に定められた整備目標の実現を目指し、旅客施設等のバリアフリー化を鉄道事業者とともに進めていきます。
- 視覚障害者用付加装置信号機の設置を推進します。
- 誰もが使いやすい道路にするため、移動の妨げとなる放置自転車、看板等の不法占拠物など歩道上の障害物の撤去について、指導・啓発を進めます。
- 道路の整備に際し、歩道においてはバリアフリー化等、障害のある人に配慮した構造に心がけるとともに、横断歩道の安全な通行ができるよう、関係機関と綿密な協議を行い実施していきます。
- 歩道巻き込み部等の歩道段差解消工事を実施し、段差解消区間の延長を図ります。
- 市内で福祉有償運送を実施するに当たり、必要となる協議を行うため、引き続き、運営協議会との協議を進めていきます。

### 3 情報のバリアフリー化

- 公共施設、街角、大型店舗などへのピクトサインの設置や写真による案内など、視覚支援の充実を図ります。

## 指標設定事業

6-1 01	継続	やさしいまちづくり事業	担当課
障害者団体と関係各課でまちかど点検を行い、緊急箇所の改善やバリアフリー化を推進していきます。		障害福祉課	
		障害ふくしネット	
		けんり部会	
指標		平成26年度現状値	平成32年度目標値
箇所数		3箇所／年	6箇所／年

## 主な事業

6-1 02	継続	啓発活動	担当課
すべての人が安心して利用できる建築物となるように、「バリアフリー新法」「長野県福祉のまちづくり条例」及び「長野市福祉環境整備指導要綱」に基づき、指導・啓発を行っています。			建築指導課
6-1 03	廃止 予定	長野駅車いす使用者用トイレの整備	担当課
車いす利用者用トイレを含むトイレ全体を市民や長野市を訪れる方が気持ち良く利用できるように清潔の保持に努めています。 長野駅構内外の整備が完了予定。			衛生センター
6-1 04	継続	市街地再開発事業、優良建築物等整備事業	担当課
市街地再開発事業と優良建築物等整備事業について、バリアフリー新法に基づく施設整備を助成支援し、高齢者や障害のある人が円滑に利用できる施設を備えたまちづくりに向けた取り組みを行っています。			市街地整備課
6-1 05	継続	公衆トイレの整備及び維持管理事業	担当課
公衆トイレを新設する際には、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、バリアフリー新法に則した整備に努め、オストメイト対応設備等も設置を検討しています。既存施設の改修等では、洋式便器への交換、手すり、ベビーシートやオストメイト対応設備が設置可能か検討し、計画及び実施するとともに、安全、清潔で良好なトイレ環境の提供に努めています。			衛生センター
6-1 06	継続	新規公園建設事業・既存公園の改修事業	担当課
バリアフリー新法に基づき、特定公園施設(園路、休憩所、便所、水飲み場等12施設)について、整備・改修を行っています。 また、新規開発の都市公園については、バリアフリー新法等の法に基づいた施設整備を行っていきます。			公園緑地課
			障害ふくしネット
			けんり部会

## 主な事業

6-1 07	廃止	長沼地区桜づつみモデル事業	担当課 河川課 障害ふくしネット けんり部会
		河川等の水辺空間において、オープンスペース事業他に余裕がある場合は、誰もが利用できる休憩施設等の設置に努めています。 平成27年度に事業完了	
6-1 08	継続	長野駅周辺第二土地区画整理事業	担当課 駅周辺整備局 障害ふくしネット けんり部会
		都市計画道路及び区画道路の整備において、ユニバーサルデザインの視点に立った、視覚障害者誘導用ブロックの設置、交差点部における段差解消ブロックの使用、無電柱化事業等に取り組み、安全で快適な歩行空間ネットワークの連続性確保に努めています。	
6-1 09	継続	市有施設整備への助言	担当課 障害福祉課 建築課 障害ふくしネット けんり部会
		公共施設の建設時には、バリアフリー新法を順守するとともに、不特定多数の市民が利用する市有施設の建設や改修については、障害当事者や介助者、支援者などの意見を多角的に取り入れてバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮し、整備していくよう庁内各課へ助言を行っていきます。	
6-1 10	継続	鉄道駅バリアフリー化設備等整備	担当課 交通政策課 障害ふくしネット けんり部会
		長野市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金 駅を利用する人がスムーズに移動できるためのエレベーター等のバリアフリー化設備等整備事業を行う鉄道業者に対して、補助を実施しています。	
6-1 11	継続	バリアフリー新法の周知	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット けんり部会
		バリアフリー新法を始め、障害者権利条約や障害者差別解消法について、一體的に周知や理解促進を図っていきます。	
6-1 12	縮小	河川改修小規模事業他	担当課 河川課 障害ふくしネット くらし部会
		河川改修工事等に併せて、車いす使用者や視覚障害者の方にとって危険と思われる箇所の解消に努めています。 河川改修小規模事業該当箇所が少なくなってきたため。	

## 主な事業

6-1 13	継続	視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）設置工事	担当課 道路課 障害ふくしネット けんり部会 くらし部会
6-1 14	継続	道路・河川維持補修事業	担当課 維持課 障害ふくしネット くらし部会
6-1 15	継続	道路整備	担当課 道路課 都市計画課 障害ふくしネット けんり部会
6-1 16	継続	あんしん歩行空間事業	担当課 道路課 障害ふくしネット けんり部会
6-1 17	継続	舗装交安小規模事業	担当課 道路課 維持課 障害ふくしネット けんり部会
6-1 18	継続	放置自転車対策事業	担当課 交通政策課 障害ふくしネット けんり部会

## 主な事業

6-1 19	継続	指導啓発	担当課 監理課 障害ふくしネット けんり部会
		定期的にパトロールを実施し、指導を行うことで一定の効果を出しています。 しかし、日数の経過にともない、看板や自転車が歩道にあふれてしまうため、今後も継続してパトロールや指導啓発に取り組んでいきます。	
6-1 20	廃止	生活路線バス低公害車両購入費補助 (ノンステップバスが必須条件)	担当課 交通政策課 障害ふくしネット けんり部会
		ノンステップバスの新規購入にあたっては、通常両購入価格との差額について、国・県・市で協調補助を行っています。(平成21年度実績：5台) 国の補助制度廃止に伴い事業終了しました。	
6-1 21	継続	運転免許取得助成及び自動車の改造補助事業	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット 共に暮らすまち研
		身体障害者の社会参加の促進を図るため、自動車の改造補助事業車の改造・運転免許取得に要する経費を補助しています。	
6-1 22	継続	バス路線図の作成・配布、ホームページへの掲載	担当課 交通政策課 障害ふくしネット しごと部会 ケアマネ連絡会
		長野市内バス路線図については、路線等の改定時期に合わせて、作成、発行し、本庁・支所窓口にて配布します。また、ホームページでは路線図とともに、市バスの時刻表も掲載しています。しかし、路線図の文字等が小さいことに加え、路線の複雑さから見づらい部分の改善が必要です。	
6-1 23	継続	リフト付きバス運行事業	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット けんり部会 しごと部会 かつどう部会 くらし部会 ケアマネ連絡会
		車いすを使用しなければ移動が困難な身体障害者の移動手段の一助として、障害のある人の社会参加の促進が図られています。	
6-1 24	継続	福祉有償運送運営協議会	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット くらし部会 ケアマネ連絡会
		自家用車による有償運送の登録制度が創設され、地域のタクシー事業者等との合意により、移動困難者の移送サービスの選択肢が広がっています。	
6-1 25	新規	ユニバーサルデザイン推進体制の構築	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット 共に暮らすまち研
		ユニバーサルデザインの推進のため、情報の共有等に関して検討し、庁内連携を図っていきます。	

## 主な事業

6-1 26	新規	スポーツ施設、コンベンションホール等のサイトライン確保の推進	担当課 スポーツ課 観光振興課 障害ふくしネット 当事者部会
		長野市の所管するスポーツ施設やコンベンションホール等の改修に当たっては、障害のある人の観戦に配慮してサイトラインを確保出来るよう推進していきます。	

## 2 防犯・防災・災害

### 現状と課題

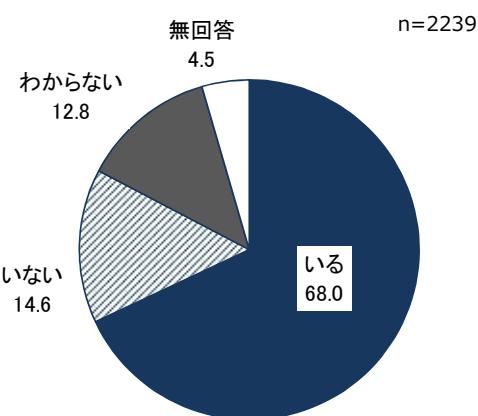
#### 1 防犯

- 近年、情報化社会が進んでいることから、障害のある人もインターネット等の犯罪に巻き込まれるケースが増加しています。
- 商品購入やサービス発注の際、情報がないことで、断りきれず契約してしまうケースなど、様々な被害が起きています。本人が分かりやすい情報提供と学習の機会を作る必要があります。

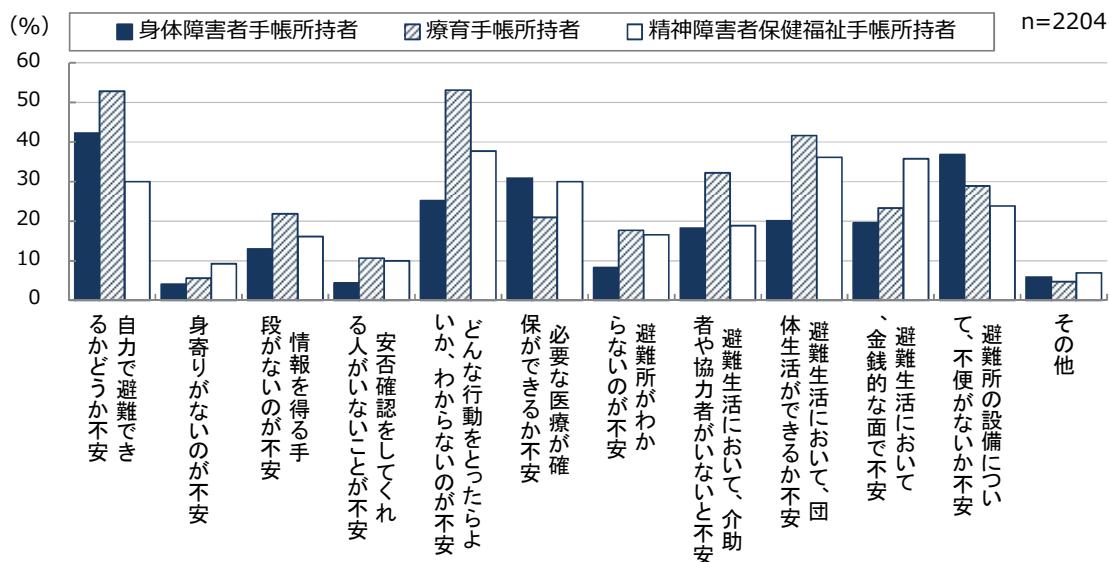
#### 2 防災

- 最近の異常気象による大雨や台風、地震、火災などにおいて、高齢者・障害のある人の被害を最小限にすることが課題となっています。災害に対する準備は事前にできることも多いことから、障害に応じた事前準備を推奨していく必要があります。個人の意識啓発も含めて、防災対策を浸透させていく必要があります。
- 障害のある人が避難所を利用する際は、移動しやすい通路、利用しやすいトイレなど、避難生活を送る上で、不便を強いられることの無いよう、避難所の充実も必要になっています。

**あなたには、急病などの緊急時や地震や台風などの災害時に手助けをしてくれる人が身近にいますか。**



**あなたは災害時を想定した場合、どのような不安がありますか。(複数回答)**



## 今後の施策の方向性（5年後の目標）

### 1 防犯

- 消費者被害に関する学習など、障害のある人が解りやすい出前講座などの充実を図り、また、トラブル予防ガイドを作成し、本人や関係者を対象とした啓発を行います。
- 障害のある人や家族、支援者を対象とした見守りを強化するとともに、消費生活相談体制の向上を図ります。また、成年後見制度の活用や、法テラスなどの利用周知を図ります。
- 教育委員会の不審者情報のような、被害防止メールの配信を検討します。

### 2 防災

- 障害者防災計画や要支援者台帳を活用し、各地域での避難計画づくりを促進し、個々の人へは「わたしの避難計画」の作成を促進します。また、火災予防啓発については、広報ながの等により引き続き啓発していきます。
- 障害のある人も積極的に団体や事業所で学習する機会の推進と、防災教室など解りやすい出前講習の開催を推進します。
- 住民自治協議会と障害福祉関係者との連携を図り、民生・児童委員や心身障害者相談員、各種当事者団体、住民自治協議会など地域住民との関係づくりを強化し、防災対策をしてきます。
- 災害時における応援協定については、未締結の入所施設及び新規施設に、今後も引き続き応援協定の締結を目指します。また、締結されている施設について地域応援協定に基づく災害対応訓練の実施を更に指導していきます。
- 福祉施設は福祉避難所として使われることを想定し準備を促進します。また、災害ボランティアセンターを設置した時に福祉関係者窓口を設置します。自宅型の自主避難所との連携と事前登録制度、住民自治協議会であらかじめ自主避難所を想定することも検討します。
- 旅館などを避難所として借り上げる協定づくりを検討していきます。

### 指標設定事業

6-1 27	継続	災害時における応援協定	担当課
障害者福祉施設等における災害時の安全を確保するため、入所施設を主体として地域との応援協定締結の促進を図っています。			消防局予防課
			障害ふくしネット
			くらし部会
指標		平成26年度現状値	平成32年度目標値
施設数		5 施設	16 施設

## 主な事業

6-1 28	継続	広報啓発・出前講座	担当課 戸籍・住民記録課 障害ふくしネット 共に暮らすまち研 ケアマネ連絡会
6-1 29	継続	火事をなくする市民運動	担当課 消防局予防課 通信指令課 障害ふくしネット くらし部会
6-1 30	継続	緊急通報装置設置事業	担当課 障害福祉課 高齢者福祉課 障害ふくしネット 地域でいこう委 くらし部会
6-1 31	継続	避難行動要支援者支援	担当課 福祉政策課 危機管理防災課 障害ふくしネット 地域でいこう委 くらし部会 ケアマネ連絡会
6-1 32	継続	災害時避難所一覧作成	担当課 危機管理防災課 障害ふくしネット くらし部会 ケアマネ連絡会

## 第2節 地域生活の推進

### 現状と課題

#### 1 地域生活の推進

- ボランティア講座を開設しても参加者の人数が少なく実際の活動に結びつかないため、地区ボランティアセンターとの連携が必要となっています。
- ボランティア活動の内容としては、障害のある人とのふれあい・交流活動や話し相手を望む人が多くなっていることから、ニーズに対応できる活動を充実する必要があります。
- 市民アンケートをみると、福祉関係のボランティア活動を全くしない人は全体の70%強ですが、「できれば活動したい」という人が40%強で、実際の活動につなげる仕組みづくりが必要となっています。
- 幅広い年齢層がボランティア活動を行うためには、長野市ボランティアセンター等と連携し、地域住民などに対しボランティアへの参加を呼びかけるなど、活動の活性化が必要となっています。

### 今後の施策の方向性（5年後の目標）

#### 1 地域生活の推進

- ボランティア活動は、「ふれあい、交流など」を中心とした活動を通してボランティアも障害のある人もお互いに学び、助け合うという共生の理念に立脚し、誰もが安心して生活ができる地域づくりの上で重要な役割を果たすものとして位置づけていきます。
- 各地区ボランティアセンターとの連携強化を図り、福祉施設の中などに「まちの縁側」「サロン」的な機能を有し、地域住民と障害のある人が気楽にふれあえる拠点づくりを展開します。
- ライフステージの早期（小、中学生）からボランティア活動や障害のある人との交流を含めた交流活動の体験を通して、意識の高揚を図っていきます。具体的には、市ボランティアセンター事業の福祉教育、ボランティア学習の普及、支援事業の強化を図ります。
- 障害のある人にやさしいまちづくりを展開するため、プライバシーに配慮し、障害のある人と市民とのふれあい交流の機会・イベント等、活動全般に関する情報の発信を推進します。

### 主な事業

6-2 33	継続	市民公益活動団体の支援	担当課
		各種団体からの情報を収集し、機関紙やブログ等で広く市民に発信しています。 しかし、障害者団体や個人のプライバシーの関係もあり積極的に情報発信しにくいことが課題です。	地域活動支援課
			障害ふくしネット
			地域でいこう委 くらし部会

## 主な事業

6-2 34	継続	新たなボランティア拠点づくり事業	担当課 福祉政策課（社協）
		まちの縁側づくり事業や地域福祉ワーカーへの支援を通じ地区の拠点づくりを推進しています。 しかし、財源や場所について充分整備できていない点が課題です。	障害ふくしネット 地域でいこう委 けんり部会 かつどう部会 くらし部会 ケアマネ連絡会
6-2 35	継続	地域福祉推進事業	担当課 福祉政策課
		既存の市有施設を活用して地区の地域福祉推進拠点の整備を推進していますが、スペースの確保が課題となっています。	障害ふくしネット くらし部会 ケアマネ連絡会
6-2 36	継続	ボランティアセンター事業（△コーディネート、△情報センター事業等）	担当課 福祉政策課（社協）
		ボランティアセンターを開設し、3人に1人がボランティア活動をするまちづくりを目指し相談支援や各種講座を実施しています。 時代とともにボランティアが多様化しているため新しい層の開拓や専門的な課題への取り組みが必要となっています。	障害ふくしネット 地域でいこう委 けんり部会 かつどう部会 くらし部会
6-2 37	継続	ボランティアコーディネーター養成研修事業	担当課 福祉政策課（社協）
		毎年度、通年で養成講座を実施しています。年間約15回程度開催し、1000人以上の参加者数規模で実施しています。 今後は、養成講座終了後のフォローアップ等が必要です。	障害ふくしネット 地域でいこう委 けんり部会 かつどう部会 くらし部会

## 第3節 コミュニケーション支援の充実

### 現状と課題

#### 1 情報提供方法の改善

- コミュニケーション障害等の様々な障害のある人には、それぞれに応じた配慮が必要ですが、まだ効率的な方法が確立されていない状況であり、コミュニケーションの支援方策について、早急な検討が必要になっています。
- 長野市障害福祉推進のためのアンケートでは、「外出時にガイドがないと入れない場所が多く不便」、「市から文字情報での郵便物が届く」、「点訳ボランティアが不足している」、聴覚障害者からは、「緊急災害のお知らせ装置がない」、「公的な講座等に要約筆記がない場合がある」、「様々な福祉制度があるが、利用の仕方が分からず、相談先も分からない」、車いすの利用者からは、「公共の建物の車いすトイレ・スロープ等の設置情報がないので、外出しにくい」などの意見がみられるほか、「災害時に一人で避難できるか不安」、「ホームページによって拡大文字・読み上げソフト対応がない」、「情報の入手に、ホームページやFAX、資料提示などが有効なので、使い方などの学習の機会がほしい」など意見や要望が出されています。

#### 2 コミュニケーション支援の充実

- 手話通訳・要約筆記の派遣事業はありますが、派遣できる内容や範囲が限定されているため、利用しにくくなっています。
- 聴覚障害者が気軽に相談できる場が不足しています。
- 知的障害者のコミュニケーション支援については、一人ひとりの状況に差があり、共通の支援は難しいものの、ピクトサインや絵カードの活用など、ある程度誰もが分かりやすい情報提供の方法については、社会のいろいろな場面でもっと活用していく必要があります。
- 各種会合や広報誌などで、知的障害のある人の社会への参画を意識した配慮が不十分となっています。会議でのコミュニケーションソーターの配置などが必要になっています。
- 多くの知的障害のある人にとっては、文字や話し言葉の理解が困難ということに加えて、大量の情報の中から必要な情報を取捨選択することが困難なため、インターネットや携帯電話など、便利であるはずの情報媒体が知的障害者の財産を奪う道具になってしまっています。身边にいる人がきちんととした情報を個々に分かりやすく伝えていく必要があります。

### 今後の施策の方向性（5年後の目標）

#### 1 情報提供方法の改善

- 障害のある人に対する情報保障のための行政の配慮についてのガイドラインを作成し、公共施設で実施していきます。
- 職員の対応マニュアルを作成して研修を行い、障害のある人への適切なサポートと情報提供を行なえる環境を整えていきます。
- 個別のニーズに応じた情報提供の方法等を把握し、音声誘導装置・誘導ブロック・触知案内板の設置、長野市が発行するパンフレットや広報誌への音声コードの推進、点訳、音訳ボランティア養成事業の実施、視覚障害者でも簡単に利用できるホームページの構築、緊急を知らせるパトライト、字幕情報設備の整備、カメラ付きエレベーターの設置などを目指していきます。
- 公共施設のパンフレット等にトイレの情報（車いす対応やオストメイト、多機能トイレなど）やスロープの有無などについての記載を推進します。
- 利用者の方の意見・要望を聞き、障害福祉サービスガイドの作成、点字広報の発行等、障害福祉関係者と連携し、配布希望者の把握を適時行なっていきます。

## 2 コミュニケーション支援の充実

- 手話通訳・要約筆記者を養成し、人材を確保するとともに、市が主催する講演会には、できるだけ手話通訳・要約筆記者を配置し、障害のある人がコミュニケーションできる環境を整えていきます。
- 公共施設、街角、大型店舗などへのピクトサインの設置や写真による案内など視覚支援の充実や、コミュニケーションボード・コミュニケーションカードの普及を図り、分かりやすい公共サービスの仕組みをつくります。
- 当事者の権利を守るために支援するアドボケイトやファシリテーターの育成を推進するほか、相談支援事業を充実し、権利擁護システムを構築していきます。

### 主な事業

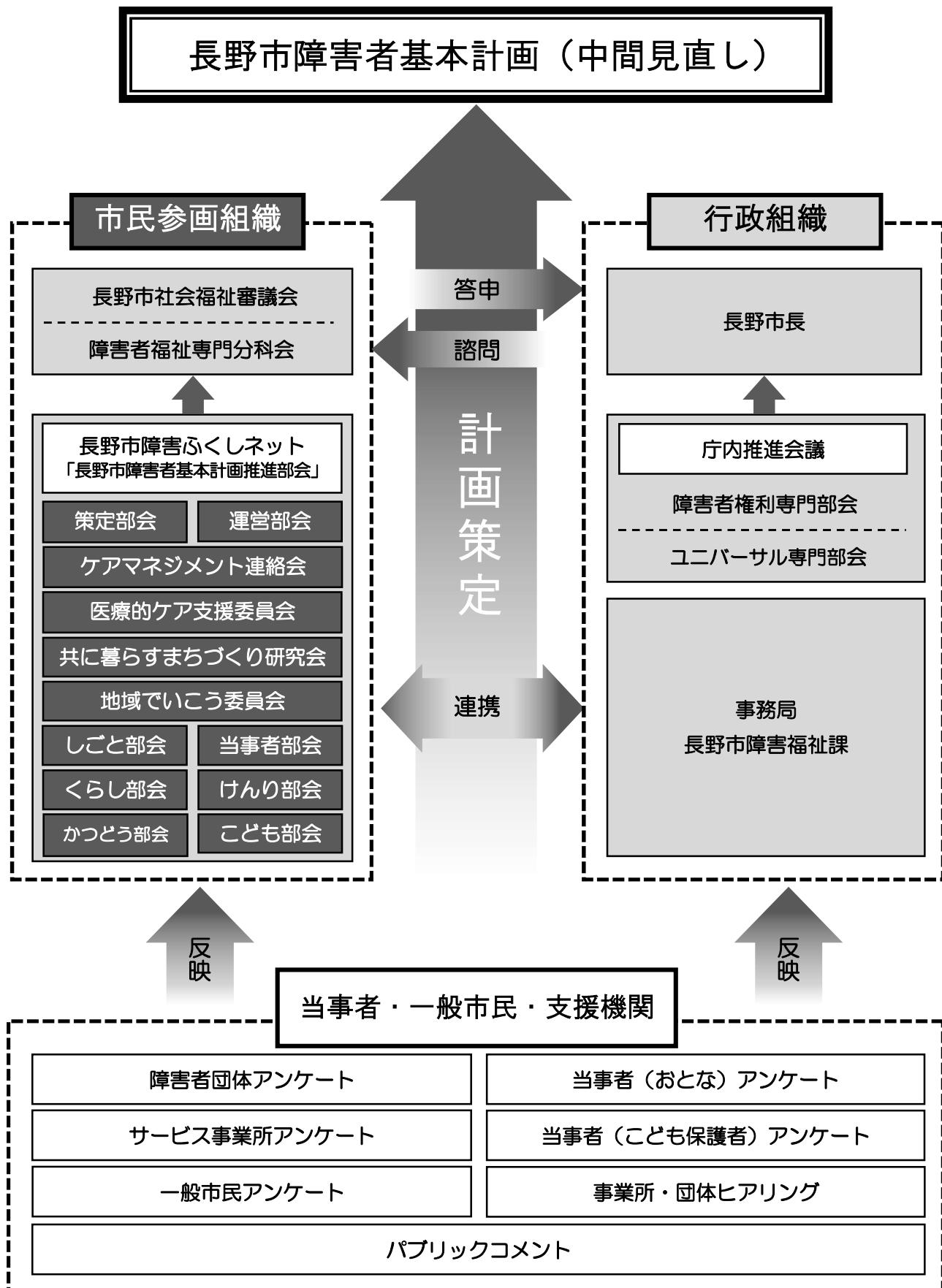
6-3 38	継続	障害福祉サービスガイド発行	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット ケアマネ連絡会
		障害者福祉制度やサービス内容を記載した音声コード付のサービスガイドブックを発行し、手帳所持者及び施設等支援関係者に配布しています。 点字版の作成や、音声読み上げ対応版のホームページ掲載など、誰もが容易に入手できる仕組み作りを行うとともに、当事者が分かりやすい情報提供を行っていきます。	
6-3 39	継続	点字広報、長野市公式ホームページ	担当課 広報広聴課 障害ふくしネット くらし部会 ケアマネ連絡会
		「点字広報」は、広報ながらの掲載内容を点訳して発行し、配布希望者に送付しています。 また、「長野市公式ホームページ」では、文字の大きさや配色の変更、音声読み上げソフトへの対応等、障害の有無に関わらず、誰でも利用しやすいよう、アクセシビリティに配慮して作成しています。	
6-3 40	継続	点字図書・録音図書（CD・カセットテープ）の貸出し、拡大読書器の設置、対面朗読	担当課 長野図書館 障害ふくしネット けんり部会 くらし部会
		北信地域に在住又は長野市内に通勤通学する視覚障害の方に、点字図書・録音図書を郵送で貸出しています。 弱視の方が利用できるよう拡大読書器を2台設置しています。また、来館の視覚障害者に対してボランティアによる対面朗読を実施しています。	
		今後は、点字・録音図書について、自館作成図書を充実させ、他館との相互貸借を活用することにより、さらに貸出数を増やすよう努めています。	
6-3 41	継続	手話通訳者・要約筆記者パソコン要約筆記者派遣事業 手話通訳・要約筆記通訳者養成事業 聴覚障害者向け相談事業 要約サポートー養成事業	担当課 障害福祉課 障害ふくしネット けんり部会 こども部会
		長野市に在住する聴覚、音声機能又は言語機能の障害のある方に対して手話通訳者及び要約筆記者、パソコン要約筆記者を派遣しています。 手話通訳者等派遣事業の範囲の検討、相談事業者情報センターに相談業務の機能の設置、発達障害など言葉より視覚からの情報がわかりやすい人に対する支援センターなどが課題となっています。	

## 主な事業

6-3 42	拡充	情報バリアフリー事業	担当課 障害福祉課
		情報保障のための行政の配慮についてのガイドラインを障害種別に作成、マニュアル化し、公共施設で実施します。	障害ふくしネット
		市から発信する行政情報について、障害のある人のニーズに応じた情報提供を行うよう推進していきます。	けんり部会
6-3 43	継続	点訳・音訳ボランティア養成事業	担当課 福祉政策課（社協）
		ボランティアグループの支援のため点訳・音訳ボランティアの養成を推進します。	障害ふくしネット
6-3 44	新規	コミュニケーションボードの設置	担当課 選挙管理委員会 事務局
		当日及び期日前投票所にコミュニケーションボードを設置し、投票しやすい環境を目指します。	障害ふくしネット
6-3 45	新規	声の広報事業の推進	担当課 障害福祉課
		広報ながのを音源化してテープ等に収録し、「声の広報」として視覚障害者等向けに配布していきます。	障害ふくしネット けんり部会

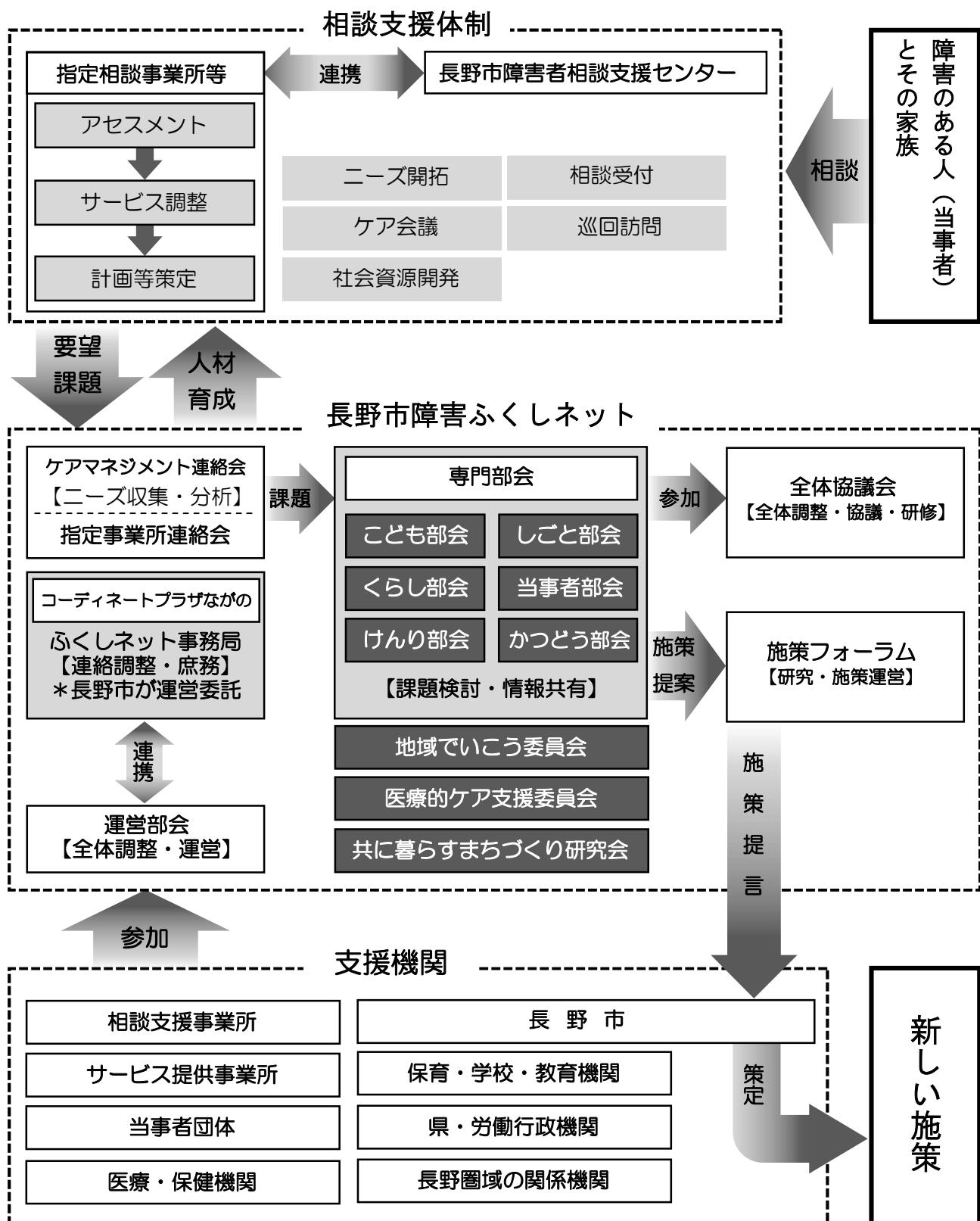
# 付屬資料

## 1 策定体制図



## 2 長野市障害ふくしネット（協議会）との連携『概念図』

市民参画組織「長野市障害ふくしネット」は、長野市の障害者支援の中心的役割を担います。障害当事者の方々を継続的に支えるケアマネジメント連絡会を中心とした、相談支援専門員や事業者等が把握している市内の障害者の現状を基に、今後の方向性を検討していくため、長野市障害者基本計画では策定（推進）の役割を担っています。



### 3 長野市障害者基本計画

「笑顔と元気がいっぱい！幸せながの プラン」中間見直し策定経過

期日	審議会 専門分科会	基本計画推進部会 (長野市障害ふくしネット)	庁内関係機関等	市民・団体等
H27 4月			部長会議	
5月		第1回基本計画推進部会 ・今後の進め方 ・策定体制について協議	第1回基本計画庁内推進会議 ・推進体制、論点 ・項目別計画シート事業点検 ・評価依頼	
6月	社会福祉審議会 第1回専門分科会 ・計画策定趣旨説明	第2回基本計画推進部会	第2回基本計画庁内推進会議 ・項目別計画シート事業点検 ・評価内容協議 ・骨子案、素案作成	
7月	第2回専門分科会 ・計画見直し	第3回基本計画推進部会	第3回基本計画庁内推進会議 ・各種事業見直し ・骨子案、素案見直し	アンケート調査 ・障害当事者 3,500 人 ・障害福祉事業所 60 法人 ・障害当事者団体 11 団体 ・一般市民 1,000 人
8月		第4回基本計画推進部会		
9月	第3回専門分科会 ・見直し、素案作成 ・アンケート結果	第5回基本計画推進部会 ・アンケート結果	第3回基本計画庁内推進会議 ・各種事業見直し ・骨子案、素案見直し	
10月	第4回専門分科会 ・見直し・パブコメ案	第6回基本計画推進部会	第4回基本計画庁内推進会議 ・見直し ・パブコメ案承認	
11月		第7回基本計画推進部会	部長会議 ・最終案 会派説明	
12月				
H28 1月	第5回専門分科会 ・計画最終案の決定	第8回基本計画推進部会	第5回基本計画庁内推進会議 計画最終案	パブリックコメント ・広報ながの 1/1 号掲載 ・ホームページ掲載 ・各支所、市内障害者施設等で公表
2月	社会福祉審議会 ・最終案		部長会議 ・計画最終案の決定 会派説明	
3月	市議会 ・報告			
4月	計画中間見直し内容の実施			・ホームページにて公表 ・市民フォーラムで計画策定報告

専門分科会 · · · · · 長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会

## 4 長野市障害福祉のためのアンケート結果の概要

### 1 調査目的

計画策定にあたり、市民、障害当事者の生活実態や要望等を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

### 2 調査概要

調査地域：長野市全域

調査対象：  
 ① 障害福祉サービス事業者・障害当事者団体・一般市民（20歳以上）  
 ② 障害者手帳所持者（大人）・障害者手帳所持者（子どもの保護者）

調査方法：郵便配布・郵便回収

調査期間：平成27年6月25日から7月13日まで

### 3 回収結果

区分	発送数（票）	有効回収数（票）	回収率（%）
合計	4,571	2,859	62.5
障害者手帳所持者（大人）	3,250	2,068	63.6
障害者手帳所持者 (子どもの保護者)	250	171	68.4
障害福祉サービス事業所	60	38	63.3
障害当事者団体	11	8	72.7
一般市民	1,000	575	57.5

### 4 団体ヒアリングの実施

社会福祉法人長野市障害者福祉協会	長野県ハーネスの会
全国脊椎損傷者連合会	点訳グループてんとう虫
長野市肢体不自由児者父母の会	かがやきの会
長野市聴覚障害者協会	子どもの発達が気になる親の会「こもれび」
長野市手をつなぐ育成会	長野アスペ親の会（パルバアル）
ダウン症ひまわりの会	長野市視覚障害者福祉協会

\* 順不同

## 5 今後の検討事項

### 1 中間見直し後、庁内推進会議で検討する事項

長野市障害者基本計画推進部会において事業の計画化の提案があったもの内の、長野市障害者基本計画中間見直しの後に、長野市障害者基本計画庁内推進会議で事業計画化を検討する事項です。

番号 01	<b>障害者（児）の移送・移動支援</b>	該当する章（節） 第4章（第2節）
	障害者（児）の移送・移動支援 利用者の通院・通学時の利用を視野に入れた制度	
番号 02	<b>通学手段についての支援</b>	該当する章（節） 第4章（第2節）
	長野市主体で、障害児を学校に移送するサービス 障害児を持つ保護者の負担を軽減	
番号 03	<b>障害児の社会体験機会の充実</b>	該当する章（節） 第4章（第3節）
	障害児が放課後や休日に社会体験及び訓練できる場を提供 障害児の日常生活の自立促進を支援	
番号 04	<b>学校相談関係者の連携と情報共有の推進</b>	該当する章（節） 第4章（第3節）
	教育センター教育相談担当、巡回相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援コーディネーター、登校支援コーディネーター、特別支援学校教育相談担当及び福祉関連の相談関係者等、学校に関わる相談関係者の包括的把握と連携	
番号 05	<b>災害時・緊急時に対応した避難経路等のバリアフリー化</b>	該当する章（節） 第6章（第1節）
	東日本大震災の教訓を基に、災害時・緊急時における障害者及び高齢者の方々に特化した避難計画を策定	
番号 06	<b>身体障害者用駐車場の増設推進</b>	該当する章（節） 第6章（第1節）
	法定の障害者用駐車場2%は、身体障害者用のニーズに不足 身体障害者用駐車場を増設	

## 2 将来的検討事項

長野市障害者基本計画推進部会において事業の計画化の提案があったものの内、平成32年度までの長野市障害者基本計画期間の事業計画化が難しいため、将来的検討事項とする事項です。

番号 01	<b>障害当事者による地域での総合的な相談支援</b>	該当する章（節） 第2章（第1節）
	重度障害者（ALS その他難病）の医療介護における、介護保険サービスの利用範囲を越えた部分を補うために、障害福祉サービスの利用計画の内容を修正 障害のある方が相談員となり計画作成から参加	
番号 02	<b>発達支援センター（社会生活支援センター）</b>	該当する章（節） 第2章（第1節）
	精神疾患やひきこもりといった二次的な障害によって社会的居場所を失うケースや、必ずしも医療や福祉といった専門的な支援を必要としない人など、多岐に渡る発達障害に悩む方のための総合的な相談窓口の設置	
番号 03	<b>協議会等特別スーパーバイザー（講師等）派遣事業</b>	該当する章（節） 第2章（第1節）
	県の協議会への特別スーパーバイザー派遣事業同様に、学習会費用の申請に対して助成	
番号 04	<b>障害当事者活動補助金</b>	該当する章（節） 第2章（第1節）
	障害当事者活動の推進のための障害者団体向けのハドークの低い補助金を新設	
番号 05	<b>障害者が利用する主要施設を巡回するリムジンバスの導入</b>	該当する章（節） 第2章（第2節）
	長野市の主要施設を巡回するリムジン（ユニバーサルデザイン）バスの運行	
番号 06	<b>入浴における光熱水費補助事業の検討</b>	該当する章（節） 第2章（第2節）
	特浴及び一般浴の光熱水費の補助又は加算等の検討	
番号 07	<b>入浴における人件費補助事業の検討</b>	該当する章（節） 第2章（第2節）
	特浴及び入浴事業における人件費の補助又は加算等の検討	
番号 08	<b>障害者の住宅手当の支給施策の創設</b>	該当する章（節） 第3章（第1節）
	生活保護の「住居手当」に相当する制度を創設 障害者が自立的社会生活を営むためのサポートを強化	
番号 09	<b>障害者アートの創作・展示のミュージアム的な施設を設置</b>	該当する章（節） 第3章（第2節）
	文化芸術面に優れた才能を秘めた知的障害のある児童生徒の作品を、より多くの市民の方々に鑑賞するための創作・展示ミュージアム施設設置の検討と指導者の育成	

番号 10	<b>働く知的障害の賃金について、最低賃金の適用の拡充を図る</b>	該当する章（節）	
		第5章（第3節）	
全市的な工賃の調査を実施			
授産施設に最低賃金の適用を拡充			
通勤に係る経費が「工賃」を上回ることの無いような施策を検討			
番号 11	<b>国土交通省のバスのバリアフリー整備事業に長野市独自の補助金上乗せ</b>	該当する章（節）	
		第6章（第1節）	
国土交通省のバスのバリアフリー化を目的としたリムジン（ユニバーサルデザイン）バスの推進のため、長野市の補助金上乗せ			
番号 12	<b>子ども病院通院（見舞い）補助</b>	該当する章（節）	
		第6章（第1節）	
重度の障害を持って生まれた子どもの入院先までの交通費を補助			
限られた入院先に通う保護者の負担を解消			



## 6 長野市障害者基本計画用語集

### あ行

アクセシビリティ	様々な製品、建物やサービスなどの使いやすさの度合いを示す言葉です。高齢者・障害者などを含む誰もが支障なく利用できるような場合に「アクセシビリティが高い」等に用います。
移動支援事業	地域生活支援事業のひとつです。障害児者が円滑に外出できるための移動を支援する事業です。
音声コード	文字情報を内包した二次元コードの一種です。専門の読み取り装置をあてると音声で文字情報を聞くことができます。
オンデマンド交通	利用者の要求（デマンド）を満たすように柔軟に運行するバスとタクシーの中間的な機能をもつ乗合交通手段のことを言います。家等の玄関先から乗車できるので、停留所のあるバス等よりも出発地点から目的の入り口までの間を直接的につなぐことができます。

### か行

グループホーム (=共同生活援助)	障害者が、専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数で共同して生活する介護福祉施設です。利用者間の支え合いやスタッフの援助により生活自立の維持・向上を目指します。
ケアプランナー (=相談支援専門員)	サービス等利用計画（ケアプラン）を作成し、利用者に対して適切な障害福祉サービスの案内やサービス提供事業所等と連絡調整を行うなどして、利用者の希望に合うプランを提案する人のことを言います。
ケースワーカー	障害のある人が抱える困難な課題や問題に援助・指導する者。（障害福祉課相談支援担当の職員が当っている。）
言語聴覚士	音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人に対して、その機能の維持・向上を図るため、言語訓練その他の訓練と、これに必要な検査や助言、指導その他の援助を行う専門家です。
権利擁護	知的障害・精神障害や認知症等のため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うことです。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにする活動です。
更生医療	自立支援医療（更生医療）の略称です。総合支援法第52条に基づく制度であり、身体障害者に対して、診察・薬剤又は治療材料費の支給・医学的処置・居宅における療育上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護・・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護・移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。）に係る費用の一部が支給されます。
行動援護	介護給付のひとつ。常時介護が必要な知的・精神障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動等を支援するサービスです。
個別の支援計画	発達障害等いろいろな課題をもち、支援を必要とする障害のある人に対し、乳幼児期から就労の段階まで保健・福祉・医療・教育との連携を図りながら、一人ひとりのニーズに合わせて特別な支援等を一貫して行う計画です。

### さ行

サイトライン	劇場や競技場などの観客席の障害者席の障害のある人の目線からステージ又はフィールドなどを結ぶ線のことです。
作業療法	リハビリテーションの一種です。身体又は精神に障害のある人や、それが予測される人に対して、職業的・社会的・個人的及び家庭的環境のニーズを満たすことを目的に、身体機能の回復や残存能力を最大限に活用できるよう、様々な作業活動を用いて治療・指導及び援助を行うことです。主に国家資格である作業療法士（OT）が從事しています。

## 付属資料

指定難病	難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたる療養が必要となるもの）のうち、国が指定するもの。
児童委員	地域の児童及び妊産婦の健康状態、生活状態を把握して、それらの者が必要な援助を受けられるように、それらの者に対する福祉サービスを行う者との連絡調整を行う人を示します。民生・児童委員が兼任している場合があります。
自閉症	中枢神経の障害などに基づく広汎性発達障害の一種です。社会性や対人関係の特異性、コミュニケーションの障害、こだわりと想像力の質的な差異が主な特徴とされています。その他に多動、感覚異常、睡眠異常も症状も現れる場合があります。
市民アドボケイト	障害のある人の権利擁護のために代弁・擁護する人をアドボケイトといいます。市民の代弁・擁護者を市民アドボケイトといいます。
社会福祉協議会	社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的とする非営利の民間組織です。
就労移行支援	訓練等給付のひとつ。就労を希望する者に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う支援サービスです。
障害児	満18歳に満たない者のうち、身体に障害のある児童又は知的障害及び精神障害のある児童です。
障害者	身体障害者福祉法にいう身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち、18歳以上である者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害者のうち18歳以上である者の総称をいいます。
障害者ケアマネジメント	障害のある人がサービス提供者と調整することが難しかったり、自分自身の意思を伝えられないなどのさまざまな生活上の課題に対して、ケア計画を作成し、生活ニーズと社会資源を適切に結びつけてサービスを提供する方法です。
障害者週間	障害者基本法に定められた、12月3日から12月9日までの一週間。障害福祉への関心と理解を深め、障害者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とします。
障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称。 障害者基本法の理念にのっとり、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことで、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とした法律です。
障害者相談支援センター	在宅や地域で生活する障害者やその家族の相談窓口として設置された機関です。
障害福祉サービス事業	障害者総合支援法の定める居宅介護や重度訪問介護などの障害福祉サービスを行う事業。指定障害福祉サービス事業と基準該当事業に分かれます。
スクールカウンセラー	臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員など専門的知識と経験を持つ「こころの専門家」が、学校の児童生徒へのカウンセリングや、教職員・保護者などの相談に乗る専門職のことを言います。
生活介護	介護給付のひとつ。常に介護が必要な障害者に、施設や入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
生活技能訓練	医療や福祉、教育の現場で、患者や障害のある方の「こんな事がうまくなりたい」「こんな時どうすればいいの?」という問題に耳を傾け、自分らしく生活していくうえで役立つ技能を身につけられるよう倫理的・系統的に構成された治療プログラムです。
成年後見制度	知的障害や精神障害等により判断能力が不十分な人を保護するための制度です。
相談支援事業	地域生活支援事業の必須事業のひとつです。障害者総合支援法に基づき、市町村及

## 付属資料

び市町村が委託した相談支援事業者等が実施する事業として、障害者の福祉や生活支援等に係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う情報提供、事業者の紹介やサービスの調達などの援助を行います。

### た行

#### 第三者評価

福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資するために行われる評価です。事業者や利用者以外の第三者が客観的・専門的に評価をすることで、事業者が自らの課題を具体的に把握しサービスの向上に向けた支援を目的とするとともに、評価結果を利用者に公表することで利用者が自らのニーズに達した事業者を選択しやすくなります。

#### 短期入所

介護給付のひとつです。家で介護を行う者が病気などのときに短期間施設へ入所して介護を受けるサービスです。

#### 地域活動支援センター

地域支援事業の必須事業のひとつです。創造的活動や生産活動、社会との交流の促進を行うために障害のある方々等が日中通うための施設として運営されています。

#### 地域福祉計画

地域住民が抱える生活課題に対応する社会福祉サービスの質的・量的整備とその体制の構築を目指し、分野別の計画を包含した地域における総合的な社会福祉計画です。

#### ティサービス

在宅の障害者に対して、地域の福祉施設等において昨日回復訓練、入浴、食事などを提供するサービス。(=生活介護)

#### 特別支援学校（学級）

障害者等が幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることと学習上又は生活上の困難を克服し自立が図られる目的とした学校（学級）です。

#### 特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支持するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育支援です。

### な行

#### 難病

難病対策要綱において「①原因不明、治療方針が未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病、②経過が慢性的で、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾患」と定義されています。

#### ノンステップバス

地面と床面との段差を低くし、出入り口の段差をなくした乗り降りが比較的容易なバスです。

### は行

#### 発達障害

生まれつき脳の一部の機能に障害があり、発生する症状です。主に、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害（ADHD）、学習障害、チック障害等が含まれます。個人差がとても大きいという点も特徴のひとつです。

#### バリアフリー

社会生活上の障害が除去された状態です。身体障害者においては段差解消や点字ブロックの敷設等がなされた状態を言います。

#### ハローワーク

職業安定法に基づき、職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を達成するために国が設置した機関です。

#### ピア・カウンセリング（カウンセラー）

障害について誰より良く知っているのは、障害のあるその人自身であり、「障害については障害のある人こそが専門家」という考え方のもとに、障害のある人の相談には障害のある人があたっていいくことを言います。また、ピア・カウンセリングは、障害のある人が自己信頼を回復し、他者との良好な関係を築き、地域で高い質の生活を送るために必須であり、生活の一部となっています。

#### ピア・サポート（サポーター）

ピア・サポート（=相互支援）とは、同じ様な立場の者が互いに助け合うことを意味します。また、ピア・サポートを行う者をピア・サポーターと言います。

#### ピクトサイン

イラストでわかりやすく表現されたサインです。誰にでも理解できるように素材、デザイン等を統一する等、表記を明確にする工夫が施されています。

避難行動要支援者	障害者（身体傷害者手帳1級～3級の所持者、療育手帳A等の所持者、精神保健福祉手帳1級の所持者）やひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の人々のうち、災害時や災害発生のおそれがある場合に、避難することに支障のある在宅の方のことです。
ファシリテーター	会議やミーティングなど複数の人が集う場において、議事進行を務める人のことをいいます。
法定雇用率	民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ法定の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされています。
放課後子ども総合プラン施設	従来の児童館等と小学校内施設を活用して、放課後等における児童の安全で安心な居場所を提供するとともに、遊び・学習・各種体験活動を通じて児童がルールやマナーを身につけたり、体力・創造力の向上を図る施設です。 児童館・児童センター・子どもプラザ・児童クラブ等があります。
補装具	障害者総合支援法において「身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものであり、義肢、装具、車いす、その他厚生労働大臣が定めるもの」と定義されている用具を指します。

## ま行

モータリゼーション	自家用車が大衆に普及することを意味します。
や行	
ユニバーサルデザイン	設計段階からすべての人々が共通して利用できるようなものや環境を構想することです。どちらかというと特定の人のためという意識が強いバリアフリーの上位概念で、万人向けに年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、最初からバリアのない環境をつくろうとする考え方です。
ら行	
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階を意味します。
理学療法	身体に障害のある者に対し、運動療法・物理療法などの手段を用いて動作能力の回復や疼痛の改善を図る治療法。理学療法士（PT）が従事します。
リハビリテーション（リハビリ）	障害者等に対し機能訓練と社会生活への復帰を目指して行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられます。障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、障害者のライフステージの全ての段階においての全人間的な復権に寄与し、障害者の自立と社会参加を目指すものとして、障害者福祉の基本的理念となっています。
療育手帳	療育手帳制度に基づいて児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された人に対して交付される手帳です。
臨床心理士	（財）日本臨床心理士資格認定協会の認定を受けている心理専門職で、臨床心理学に基づいた知識と技術で“こころ”的問題を援助します。日本では、心理カウンセラー、サイコセラピスト、心理士、心理相談員など、さまざまな名称で呼ばれています。

## 7 援護対策・障害福祉サービスの利用状況

### (1) 援護対策

#### ①更生医療給付状況

区分 年度	人員(人)	金額(千円)
平成21年度	191	88,586
平成22年度	167	123,325
平成23年度	171	157,604
平成24年度	161	187,320
平成25年度	224	220,702
平成26年度	215	204,269

#### ②補装具(者)交付状況

区分 年度	盲人 安全杖	眼鏡	補聴器	義肢	装具	車椅子	その他	計 (件)	給付額 (千円)
平成21年度	13	17	183	34	115	206	21	589	44,082
平成22年度	13	16	184	24	131	273	37	678	56,681
平成23年度	17	14	181	40	128	232	44	656	52,666
平成24年度	13	11	182	44	109	236	43	638	50,608
平成25年度	12	18	170	51	116	235	33	635	50,244
平成26年度	21	11	152	35	107	230	36	592	47,937

#### ③補装具(児)交付状況

区分 年度	盲人 安全杖	眼鏡	補聴器	義肢	装具	車椅子	その他	計 (件)	給付額 (千円)
平成21年度	2	1	62	2	60	63	47	237	34,446
平成22年度	0	0	80	3	64	50	51	248	34,690
平成23年度	0	4	52	1	55	58	54	224	29,269
平成24年度	0	0	68	0	59	45	41	213	29,914
平成25年度	0	1	58	0	33	38	50	180	25,984
平成26年度	0	0	49	0	41	38	42	170	25,136

#### ④日常生活用具給付状況

区分 年度	者		児	
	件数(人)	給付額(千円)	件数(件)	給付金(千円)
平成21年度	1,111	46,941	202	10,435
平成22年度	1,150	52,795	209	11,577
平成23年度	1,250	52,080	221	9,533
平成24年度	1,295	53,539	210	7,695
平成25年度	1,339	56,901	232	8,445
平成26年度	1,422	61,821	222	7,890

#### ⑤手話通訳者・要約筆記者派遣状況

区分 年度	派遣人数			金額(千円)
	手話通訳者	要約筆記者	計(人)	
平成21年度	838	124	962	3,855
平成22年度	984	100	1,084	4,453
平成23年度	862	103	965	3,536
平成24年度	828	256	1,084	5,030
平成25年度	962	179	1,141	4,447
平成26年度	851	153	1,004	4,032

**⑥相談支援(ケアプラン・モニタリング)状況**

区分 年度	ケアプラン	モニタリング	計 (人)	金額 (千円)
平成 21 年度	692	120	812	8,648
平成 22 年度	712	186	898	9,365
平成 23 年度	800	171	971	9,084
平成 24 年度	492	88	580	5,910
平成 25 年度	241	21	262	2,870
平成 26 年度	22	2	24	278

※平成 24 年度から計画相談支援(法定)が開始され、利用が減少している

**⑦福祉理容費助成状況**

区分 年度	利用件数 (件)	助成額 (千円)	一件当たり助成額 (円)	助成対象回数
平成 21 年度	848	2,968	3,500	8 回限度
平成 22 年度	857	3,000	3,500	"
平成 23 年度	837	2,930	3,500	"
平成 24 年度	863	3,021	3,500	"
平成 25 年度	866	3,031	3,500	"
平成 26 年度	783	2,741	3,500	6 回限度

**⑧障害者タクシー利用券交付状況****⑨在宅障害者タイムケア事業**

区分 年度	利用人員 (人)	金額 (千円)	利用時間数 (時間)	金額 (千円)
平成 21 年度	3,631	39,461	21,787	16,133
平成 22 年度	3,786	41,174	24,913	18,677
平成 23 年度	3,821	41,070	26,581	20,749
平成 24 年度	3,905	41,245	28,183	22,111
平成 25 年度	3,897	41,466	31,107	24,354
平成 26 年度	3,912	40,811	33,128	25,987

**⑩障害者自立サポート事業****⑪移動支援事業**

区分 年度	利用ポイント数	助成額 (千円)	利用時間数 (時間)	金額 (千円)
平成 21 年度	96,059	88,896	22,007	37,664
平成 22 年度	106,440	99,581	27,264	48,403
平成 23 年度	107,875	101,312	27,495	47,945
平成 24 年度	73,261	67,876	28,082	46,824
平成 25 年度	64,918	60,556	28,271	46,948
平成 26 年度	66,493	62,477	23,382	39,631

**⑫補助犬助成事業****⑬自動車改造費助成事業**

区分 年度	助成数 (頭)	金額 (千円)	助成数 (台)	助成額 (千円)
平成 21 年度	7	254	23	2,097
平成 22 年度	4	120	13	1,166
平成 23 年度	4	144	17	1,474
平成 24 年度	4	132	18	1,648
平成 25 年度	3	108	25	2,407
平成 26 年度	3	108	21	1,836

**⑭緊急通報システム装置設置状況****⑮施設入所等保護者負担金援護事業**

区分 年度	設置台数 (件)	金額 (千円)	一部負債者数 (人)	金額 (千円)
平成 21 年度	36	850	72	392
平成 22 年度	40	710	63	406
平成 23 年度	102	1,695	50	328
平成 24 年度	99	1,715	44	257
平成 25 年度	90	1,573	25	31
平成 26 年度	86	1,531		

※平成 24 年度利用分をもって事業廃止

※平成 25 年度の人数及び金額は、平成 24 年 3 月利用分

**⑯訪問入浴の派遣状況**

区分 年度	実派遣世帯数	訪問延べ回数
平成 21 年度	17	1,082
平成 22 年度	17	1,075
平成 23 年度	21	1,161
平成 24 年度	19	1,168
平成 25 年度	17	1,020
平成 26 年度	14	933

## (2) 障害福祉サービスの利用状況

サービス種類	年度	平成 25 年度			平成 26 年度		
		利用者数 (人) ※	時間 日数等	金額 (千円)	利用者数 (人) ※	時間 日数等	金額 (千円)
訪問系サービス		672	132,969(時間)	546,620	727	141,666(時間)	551,058
居宅介護		530	102,058(時間)	455,719	587	110,120(時間)	461,481
重度訪問介護		10	8,130(時間)	18,311	7	7,935(時間)	17,405
行動援護		71	15,307(時間)	54,931	64	14,942(時間)	52,156
同行援護		61	7,474(時間)	17,659	69	8,669(時間)	20,016
重度障害者等包括支援		0	0(時間)	0	0	0(時間)	0
日中活動系サービス		1,827	361,146(日)	3,028,779	1,826	390,383(日)	3,110,614
生活介護		744	156,048(日)	1,553,852	741	170,886(日)	1,601,830
自立訓練（機能訓練）		20	3,593(日)	22,722	26	5,161(日)	32,252
自立訓練（生活訓練）		68	12,978(日)	96,248	50	9,592(日)	51,943
宿泊型自立訓練		26	8,355(日)	34,578	22	8,769(日)	26,641
就労移行支援		144	30,931(日)	276,751	109	27,918(日)	230,849
就労移行支援（養成施設）		1	185(日)	853	1	192(日)	889
就労継続支援（A型）		79	18,501(日)	108,438	70	18,847(日)	108,243
就労継続支援（B型）		745	130,555(日)	935,337	807	149,018(日)	1,057,967
短期入所		163	11,244(日)	95,201	158	12,251(日)	100,845
療養介護		80	959(人/月)	239,851	81	970(人/月)	245,465
居住系サービス		433	5,251(人/月)	558,317	450	5,293(人/月)	622,666
共同生活介護		322	3,941(人/月)	469,959	0	353(人/月)	43,484
共同生活援助		111	1,310(人/月)	88,358	450	4,940(人/月)	579,182
施設入所支援		325	3,808(人/月)	377,021	313	3,771(人/月)	382,430
相談支援事業		303	2,828(人/月)	40,988	480	4,823(人/月)	71,050
計画相談支援		289	2,716(人/月)	38,772	466	4,636(人/月)	68,127
地域移行支援		1	58(人/月)	1,968	9	81(人/月)	2,373
地域定着支援		13	54(人/月)	248	5	106(人/月)	550
その他の費用		694		108,402	701		108,496
特定障害者特別給付費		694	8,430(人/月)	102,781	701	8,394(人/月)	102,555
高額障害福祉サービス費			1,091(件)	5,621		1,161(件)	5,941
やむを得ない措置			2(人/月)	158		0(人/月)	0
障害者総合支援法分 計		4,497		4,995,179	4,736		5,192,624
障害児通所支援		324	29,608(日)	265,483	464	37,261(日)	335,303
児童発達支援		117	14,717(日)	158,351	128	16,598(日)	180,091
医療型児童発達支援		14	2,287(日)	11,054	14	1,903(日)	9,172
放課後等デイサービス		188	12,552(日)	95,514	314	18,650(日)	145,002
保育所等訪問支援		5	52(日)	564	8	110(日)	1,038
障害児相談支援		26	259(人/月)	3,837	90	713(人/月)	10,879
高額障害福祉サービス費			215(件)	383		202(件)	355
児童福祉法分 計		350		269,703	554		346,537

○ 4月～3月請求分（利用は1ヶ月前）を集計

※ 利用者数は3月請求分

## 8 障害者に関するマークについて

街で見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。

皆様の御理解と御協力を願いいたします。

順不同

名称	概要	連絡先
【障害者のための国際シンボルマーク】  	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力を願いいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたもので、特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>	<p>公共財団法人日本障害者リハビリテーション協会 <a href="http://www.jsrpd.jp/">http://www.jsrpd.jp/</a> TEL : 03-5273-0601 FAX : 03-5273-1523</p>
【身体障害者標識】  	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課  警察庁 TEL : 03-3581-0141 (代)</p>
【聴覚障害者標識】  	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、都道府県警察 本部交通部、警察署交通課  警察庁 TEL : 03-3581-0141 (代)</p>
【盲人のための国際シンボルマーク】  	<p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。</p> <p>信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力を願いいたします。</p>	<p>社会福祉法人日本盲人福祉委員会 <a href="http://homepage2.nifty.com/welblind/">http://homepage2.nifty.com/welblind/</a> TEL : 03-5291-7885</p>
【耳マーク】  	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力を願いいたします。</p>	<p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 <a href="http://www.zennanchz.or.jp/">http://www.zennanchz.or.jp/</a> TEL : 03-3225-5600 FAX : 03-3354-0046</p>

名称	概要	連絡先
【ほじょ犬マーク】	<p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のこととを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室  TEL : 03-5253-1111 (代) FAX : 03-3503-1237
【オストメイトマーク】	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力ををお願いいたします。</p>	公益社団法人日本オストメー協会  <a href="http://www.joa-net.org/">http://www.joa-net.org/</a>  TEL : 03-5670-7681 (代) FAX : 03-5670-7682
【ハート・プラスマーク】	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力ををお願いいたします。</p>	特定非営利活動法人ハート・プラスの会  TEL : 052-718-1581
【障害者雇用支援マーク】	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p> <p>障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。</p> <p>そういう企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。</p> <p>障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、宜しくお願いします。</p>	公益財団法人ソーシャルサービス協会 IT センター  <a href="http://www.social.or.jp/itcenter/">http://www.social.or.jp/itcenter/</a>  TEL : 052-218-2154 FAX : 052-218-2155



